

令和6年度 第1回 世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会
多文化共生推進部会 次 第

令和6年7月18日(木)
午後2時～4時(予定)
梅丘パークホール

1 開会

2 報告事項

- (1) 世田谷区内在住外国人の状況について
- (2) 令和5年度せたがや国際交流センター(クロッシングせたがや)の事業報告について
- (3) 令和5年度世田谷区多文化共生プラン取組み状況の報告について

3 協議事項

- (1) 令和6年度外国人アンケート調査等の実施について
- (2) 世田谷区第二次多文化共生プランにおける新規事業について

4 その他

5 閉会

□ 今後の予定

令和6年10月予定 令和6年度第2回男女共同参画・多文化共生推進審議会
11月予定 令和6年度第2回多文化共生推進部会

【事務局】

世田谷区生活文化政策部文化・国際課
電話 03-6304-3439 FAX. 03-6304-3710

□ 配付資料

- 【資料1】 令和6年度多文化共生推進部会 委員・事務局名簿
- 【資料2】 世田谷区内在住外国人の状況について
- 【資料3-1】 世田谷区とせたがや国際交流センターの役割について
- 【資料3-2】 令和5年度せたがや国際交流センター事業報告
- 【資料4】 令和5年度(2023年度)世田谷区多文化共生プラン取組み状況の報告について
- 【資料5】 令和6年度外国人アンケート調査等の実施について
- 【資料6】 世田谷区第二次多文化共生プランにおける新規事業

区市町村別 外国人数

資料2-1

比率順

実数順

	外国人	総人口	比率
東京都総数	647,416	13,911,902	4.65%
区 部	542,864	9,643,024	5.63%
1 新宿区	43,897	349,226	12.57%
2 豊島区	32,732	291,650	11.22%
3 荒川区	21,251	219,268	9.69%
4 台東区	18,485	212,388	8.70%
5 港区	21,278	266,306	7.99%
6 北区	27,362	357,701	7.65%
7 江東区	37,006	539,108	6.86%
8 中野区	21,213	337,377	6.29%
9 江戸川区	42,918	689,961	6.22%
10 文京区	14,036	232,177	6.05%
11 中央区	10,370	176,835	5.86%
12 葛飾区	26,838	467,000	5.75%
13 足立区	39,331	693,223	5.67%
14 板橋区	32,351	572,927	5.65%
15 千代田区	3,858	68,755	5.61%
16 墨田区	15,663	284,555	5.50%
17 渋谷区	11,935	230,609	5.18%
18 大田区	28,397	733,634	3.87%
19 品川区	15,485	408,280	3.79%
20 目黒区	10,548	279,520	3.77%
21 杉並区	19,178	572,843	3.35%
22 練馬区	23,195	741,540	3.13%
23 世田谷区	25,537	918,141	2.78%
市 部	102,977	4,190,134	2.46%
町 村 部	1,575	78,744	2.00%

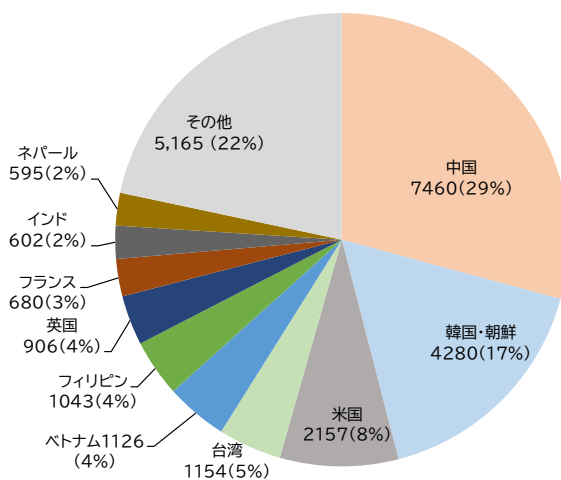
	外国人	総人口	比率
東京都総数	647,416	13,911,902	4.65%
区 部	542,864	9,643,024	5.63%
1 新宿区	43,897	349,226	12.57%
2 江戸川区	42,918	689,961	6.22%
3 足立区	39,331	693,223	5.67%
4 江東区	37,006	539,108	6.86%
5 豊島区	32,732	291,650	11.22%
6 板橋区	32,351	572,927	5.65%
7 大田区	28,397	733,634	3.87%
8 北区	27,362	357,701	7.65%
9 葛飾区	26,838	467,000	5.75%
10 世田谷区	25,537	918,141	2.78%
11 練馬区	23,195	741,540	3.13%
12 港区	21,278	266,306	7.99%
13 荒川区	21,251	219,268	9.69%
14 中野区	21,213	337,377	6.29%
15 杉並区	19,178	572,843	3.35%
16 台東区	18,485	212,388	8.70%
17 墨田区	15,663	284,555	5.50%
18 品川区	15,485	408,280	3.79%
19 文京区	14,036	232,177	6.05%
20 渋谷区	11,935	230,609	5.18%
21 目黒区	10,548	279,520	3.77%
22 中央区	10,370	176,835	5.86%
23 千代田区	3,858	68,755	5.61%
市 部	102,977	4,190,134	2.46%
町 村 部	1,575	78,744	2.00%

出典：住民基本台帳（令和6年1月1日）

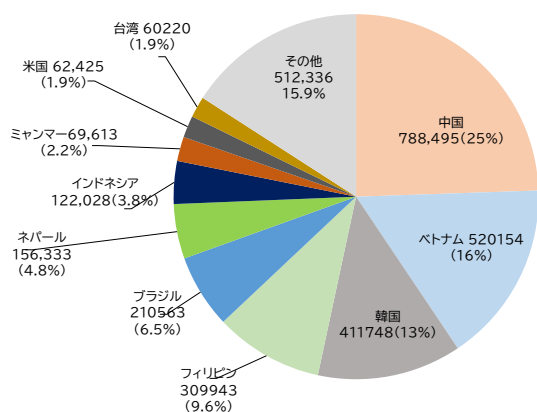
- 比率順では23区の中で一番小さい数字であるが、実数順では23区中10番目に多い数字となっている。
- 多文化共生プラン策定時の2019年度の比率は2.51%であり、0.27%増加している。
- 最も比率の高い新宿区の約4分の1となっている。

世田谷区の在留外国人内訳（国籍・地域別）

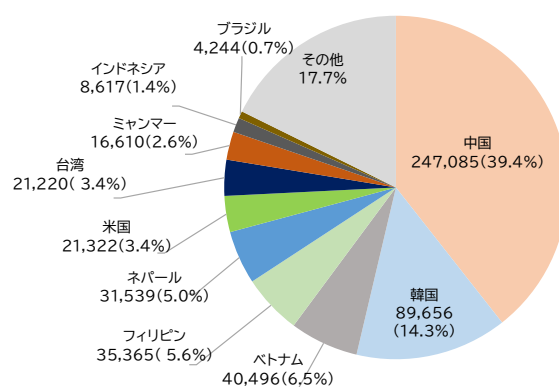
順位	国名	令和6年1月	令和5年1月	増減	増減率
1	中国	7,460	6,482	978	15.1%
2	韓国・朝鮮	4,280	4,084	196	4.8%
3	米国	2,157	2,025	132	6.5%
4	台湾	1,154	1,051	103	9.8%
5	ベトナム	1,126	925	201	21.7%
6	フィリピン	1,043	971	72	7.4%
7	英国	906	867	39	4.5%
8	フランス	680	665	15	2.3%
9	インド	602	585	17	2.9%
10	ネパール	595	526	69	13.1%
	その他	5,534	4,913	621	12.6%
	合計	25,537	23,094	2,443	10.6%



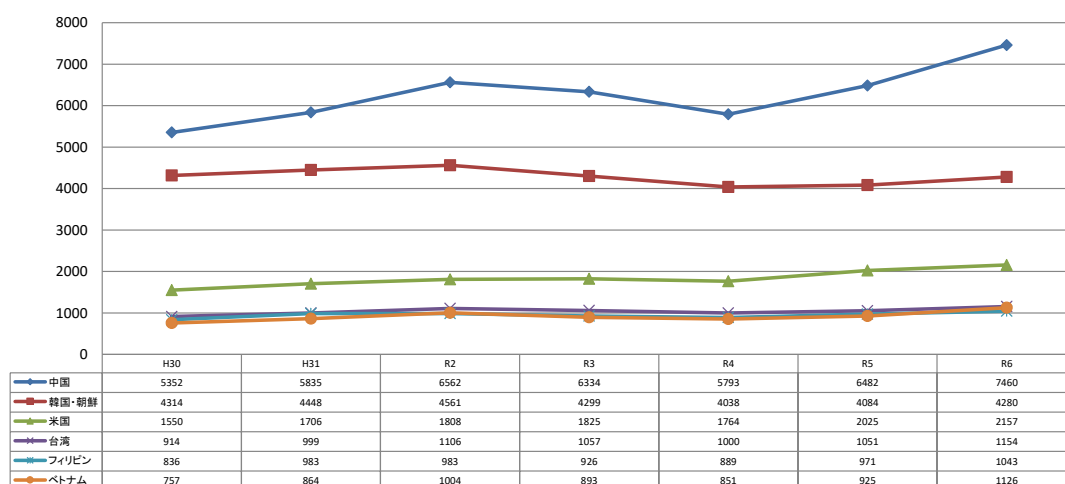
全国の在留外国人内訳（国籍・地域別）



東京都の在留外国人内訳（国籍別）



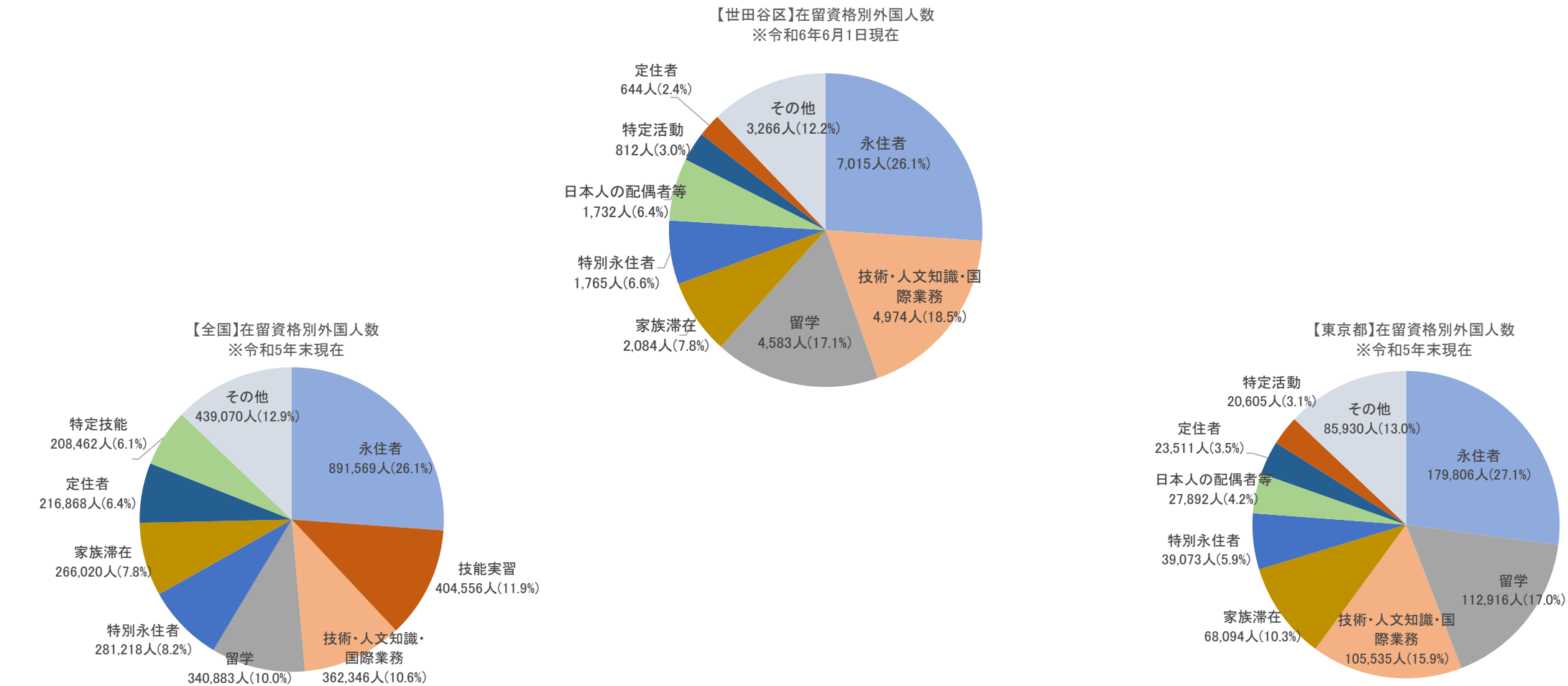
世田谷区の国籍・地域別外国人数 過去7年間の推移（上位6カ国）



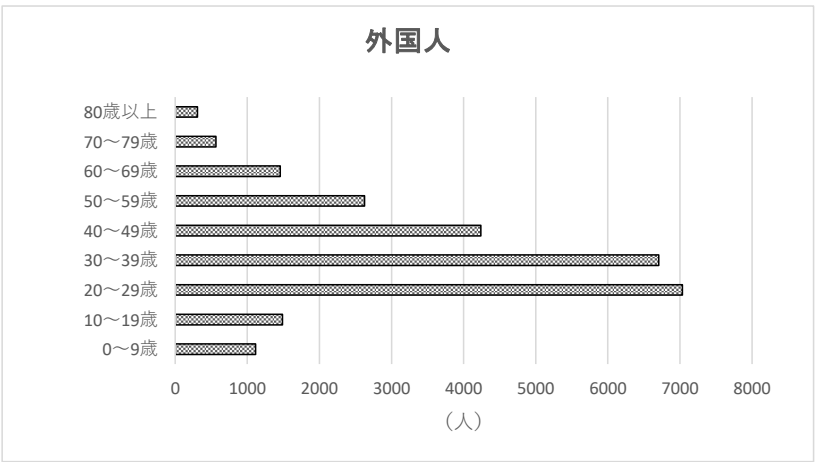
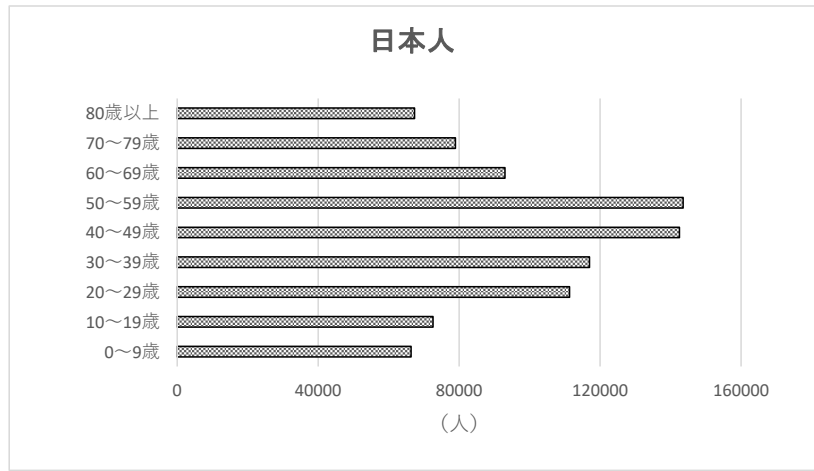
出典：住民基本台帳（令和6年1月1日）

- 区内在住外国人の国籍別内訳では、中国29%、韓国・朝鮮17%、米国8%と続いている。
- 令和5年1月から令和6年1月までの増加率は、全体で10.6%である。国籍別では、ベトナムが21.7%と一番高く、次いで中国15.1%、ネパール13.1%となっている。
- 米国が8%で3位であり、全国、東京都と比較すると高い比率にあることが特徴である。

在留資格別外国人数（世田谷区、全国、東京都）



世田谷区内年齢別人口



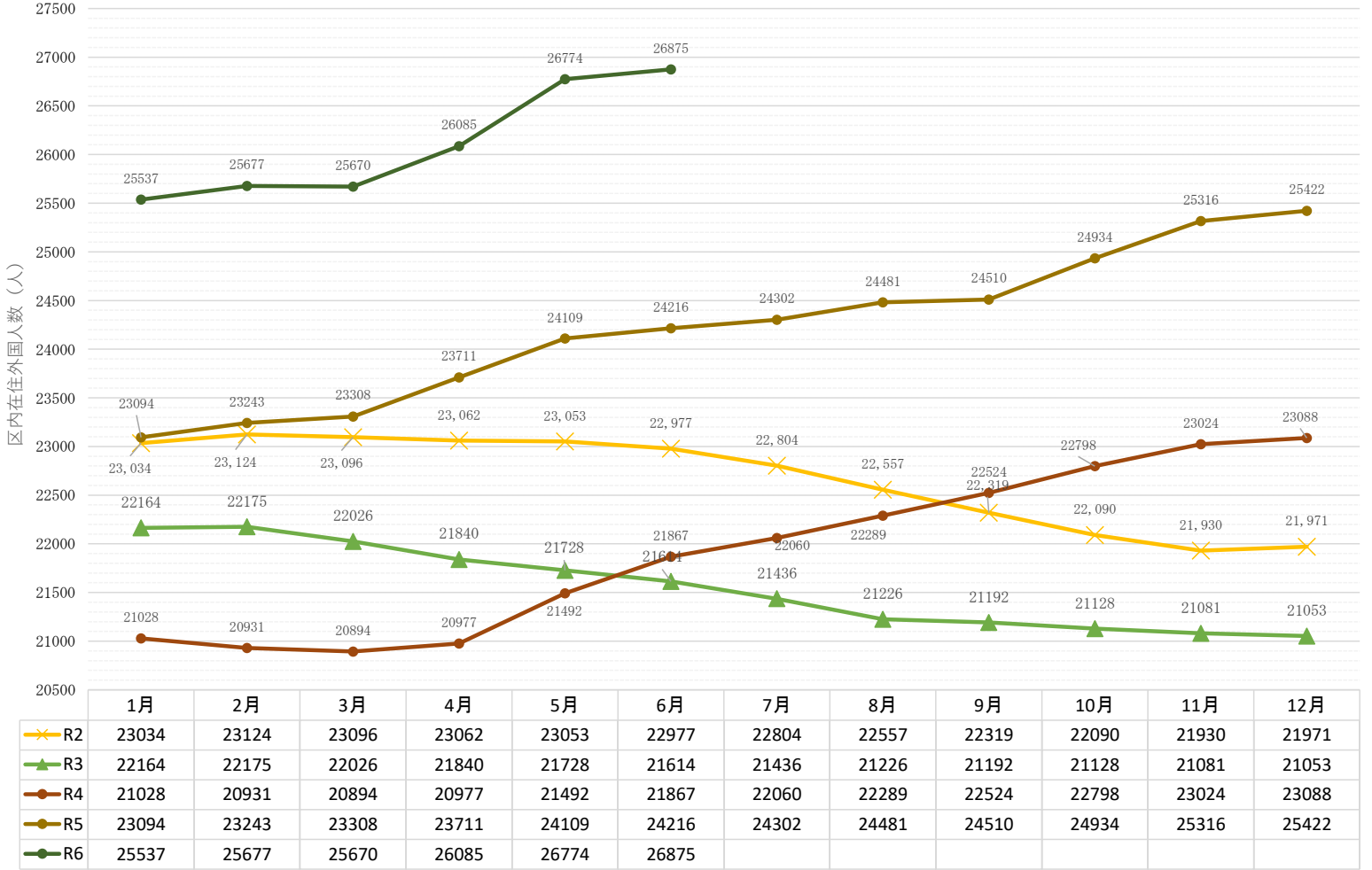
出典：住民基本台帳（令和6年1月1日）

○在留資格別では、永住者（26.1%）、技術・人文知識・国際業務（18.5%）、留学（17.1%）と続いている。
○全国と比較すると、技能実習が上位におらず、技術・人文知識・国際業務と留学の割合が高いことが特徴である。
○年齢別人口では、日本人住民は50代が最も多くなっているが、外国人住民は20代が最も多い。留学生や働き世代が多く、在留資格「留学」や「技術・人文知識・国際業務」が多いことと関連があると言える。

世田谷区内在住外国人数 過去10年間の推移



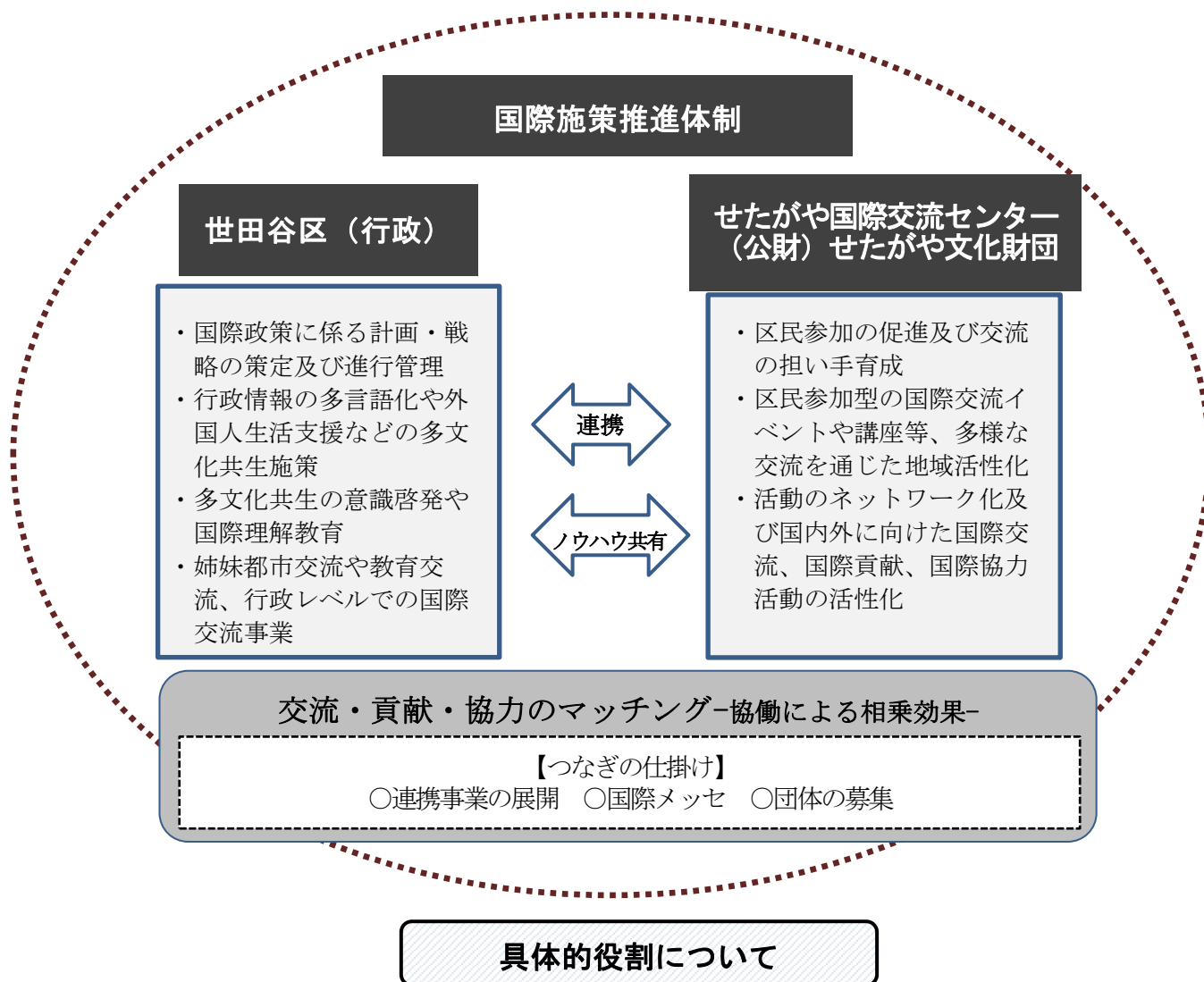
世田谷区内在住外国人数の推移 令和2年～令和6年の推移



出典:住民基本台帳(各年1月1日)

- 令和6年1月1日時点の区内在住外国人数は25,537人。10年前の平成27年時点と比べると約10,000人増となっている。
- 令和2年以降、新型コロナウイルス感染症の流行をきっかけに減少傾向にあったが、令和4年10月に入国制限が解除されたこと等により、令和5年からは増加に転じ、令和6年には過去最多の25,537人となっている。
- コロナ禍での減少値は約2,200人となっており、全体の1割程度である。
- コロナ禍で最も少ない数値となった令和4年3月から、最も多い令和6年6月までの増加率は約28%である。

世田谷区とせたがや国際交流センターの役割について



世田谷区	せたがや国際交流センター
●国際政策に係る計画・戦略の策定及び進行管理 ⇒計画策定、外国人区民向け調査の実施 など ●行政情報の多言語化や外国人区民への生活支援 ⇒公共施設案内やホームページなどの多言語化、ライフインセタガヤの発行、無料専門家相談会の実施 など ●多文化共生の意識啓発や国際理解教育 ⇒せたがや国際メッセの実施、職員向け研修の実施、児童・生徒への国際理解教育 など ●姉妹都市交流や教育交流、行政レベルでの国際交流事業 ⇒姉妹都市への小中学生派遣事業 など	○多文化共生や国際交流等に関する情報発信、相談先の紹介 ⇒海外との交流や人権等に関する展示、SNSやメールマガジン等を活用した情報発信 など ○区民が主体的に行う活動の支援、交流の担い手育成 ⇒多文化理解講座、せたがや日本語サポーター講座の実施 など ○区民参加型の国際交流イベントの実施など、多様な交流を通じた地域活性化 ⇒外国人向けまち歩きツアー、にほんご交流会、子ども企画、せたがや国際メッセの実施 など ○活動のネットワーク化及び国内外に向けた国際交流、国際貢献、国際協力活動 ⇒国際交流活動団体の紹介、多文化理解講座でのワークショップの実施 など

【資料3－2】

Crossing Setagaya

せたがや国際交流センター Setagaya Intercultural Center | クロッシングせたがや

令和5年度 せたがや国際交流センター Crossing Setagaya 事業報告



世田谷区／せたがや国際交流センターの役割

世田谷区	せたがや国際交流センター
●国際政策に係る計画・戦略の策定及び進行管理 ⇒計画策定、外国人区民向け調査の実施 など ●行政情報の多言語化や外国人区民への生活支援 ⇒公共施設案内やホームページなどの多言語化、 ライフインセタガヤの発行、無料専門家相談会の 実施 など ●多文化共生の意識啓発や国際理解教育 ⇒せたがや国際メッセの実施、職員向け研修の 実施、児童・生徒への国際理解教育 など ●姉妹都市交流や教育交流、行政レベルでの国際 交流事業 ⇒姉妹都市への小中学生派遣事業 など	○多文化共生や国際交流等に関する情報発信、 相談先の紹介 ⇒海外との交流や人権等に関する展示、SNSや メールマガジン等を活用した情報発信 など ○区民が主体的に行う活動の支援、交流の担い手 育成 ⇒多文化理解講座、せたがや日本語サポーター 講座の実施 など ○区民参加型の国際交流イベントの実施など、 多様な交流を通じた地域活性化 ⇒外国人向けまち歩きツアー、にほんご交流会、 子ども企画、せたがや国際メッセの実施 など ○活動のネットワーク化及び国内外に向けた国際 交流、国際貢献、国際協力活動 ⇒国際交流活動団体の紹介、多文化理解講座 でのワークショップの実施 など

せたがや国際交流センター 沿革

- ・平成25年9月 「世田谷区基本構想」 区議会議決
- ・平成26年4月 「世田谷区基本計画（平成26～35年度）」策定
- ・平成30年4月 多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例 制定
- ・平成31年4月 多文化共生プラン(第一次)策定 (仮称)多文化情報コーナーの整備・運営
- ・令和2年4月 (2020年) 国際交流センター「クロッシングせたがや」開設
 - … 新型コロナの感染拡大により、数回の業務休止となる
 - 令和3年7月 (2021年)「東京2020大会」開催(無観客)
- ・令和5年4月 年度当初より計画どおりの事業が実施できるようになる
- ・令和6年4月 第二次多文化共生プラン（令和6～9年度）スタート
 - 「外国人のためのにほんごきょうしつ」、「せたがや日本語サポーター講座」スタート

2020

2021

2022

2023

2024

4月開館

せたがや国際交流センターの運営

外国人スタッフによる交流 (絵本・おしゃべりなど)

国際交流INせたがや

せたがや国際メッセ

まち歩きツアー

にほんご交流会

多文化理解講座

「多文化共生の
第一歩」など
計5講座

「やさしい日本語
で伝えよう」など
計9講座

「UNHCRの難民支援
と私たちにできるこ
と」など計8講座

『世田谷の多文化
共生を考える』
など計7講座

「英語で野点」
など計7講座
(予定)

「ひまわり」上映

難民パートナーズ映画祭

子ども企画:大使館訪問

区内活動団体の支援事業 (連携事業)

- ・外国人のためのにほんごきょうしつ
- ・日本語サポーター講座

コロナ禍による事業縮小
(人数制限・オンライン開催等)

厚労省共催
しごとのためのにほんご



せたがや国際交流センターの運営 区内活動団体の支援事業・国際交流ボランティアの活躍



国際交流事業

Crossing Setagaya



まち歩き



子ども企画 タンザニア大使館訪問・英語で折り紙デコレーション



多文化理解講座



国連UNHCRとの連携事業



にほんご交流会



外国人スタッフとの交流
絵本の読み聞かせ、折りガミなど



令和6年度 活動状況

ご清聴ありがとうございました

Crossing Setagaya

公益財団法人 せたがや文化財団

世田谷文化生活情報センター 国際事業部

令和 6 年 7 月 1 8 日
生活文化政策部文化・国際課

令和 5 年度（2023 年度）
世田谷区多文化共生プラン取組み状況の報告について

1 趣旨

「世田谷区多文化共生プラン」に基づく施策について、令和 5 年度（2023 年度）の取組み状況をまとめたので、以下のとおり報告する。

2 内容

【資料 4－2】「令和 5 年度（2023 年度）世田谷区多文化共生プラン取組み状況報告書（概要版）（案）」及び【資料 4－3】「令和 5 年度（2023 年度）世田谷区多文化共生プラン取組み状況報告書（案）」のとおり。

3 報告書の確定について

本日の部会で委員からいただいた意見を報告書に記載し、「令和 5 年度（2023 年度）世田谷区多文化共生プラン取組み状況報告書」として確定する。

4 今後のスケジュール（予定）

令和 6 年 8 月末 報告書確定

9 月上旬 世田谷区議会へポスティング、区ホームページに報告書掲載

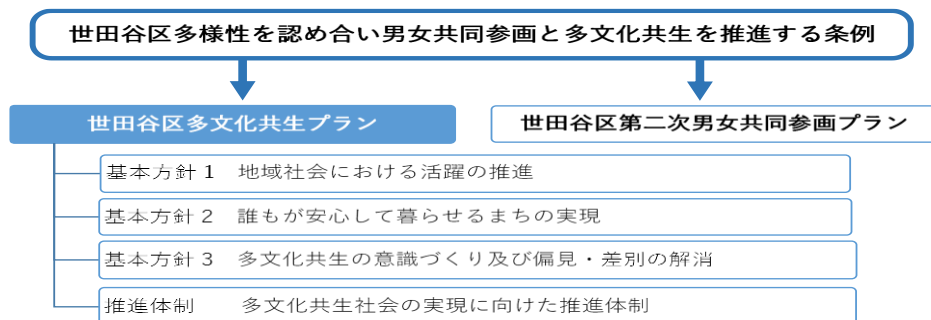
令和 5 年度(2023 年度) 世田谷区多文化共生プラン

取組み状況報告書（概要版）（案）

令和 6 年 7 月 世田谷区生活文化政策部文化・国際課

「世田谷区多文化共生プラン」について（本編 p.2）

「世田谷区多文化共生プラン（以下、「プラン」という。）」（令和元（2019）年度～令和 5（2023）年度）は、多文化共生社会の実現をめざすために、区の基本的な考え方と課題達成のための施策を明らかにするものです。「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例（以下、「条例」という。）」第 9 条に基づく、多文化共生施策を総合的かつ計画的に推進するための行動計画にあたります。



プランの体系（本編 p.2、6～7）

プランでは、「誰もが共に参画・活躍でき、人権が尊重され、安心・安全に暮らせる 多文化共生のまち せたがや」という基本理念のもとに 3 つの基本方針を掲げています。

プランの進行管理と取組み状況報告について（本編 p.2）

区は施策を総合的かつ計画的に進めるため、条例第 9 条第 3 項に基づき、プランの進行管理を行い、施策の進捗状況を把握していきます。その結果については、「世田谷区多文化共生推進部会」に報告し、意見を聴いたうえで、「取組み状況報告書」としてまとめ、公表します。

数値目標（本編 p.8）

(1) 多文化共生の推進に向けた数値目標（世田谷区民意識調査※1）

調査項目	2018 年度 (策定時)	直近の調査 (2023 年度)	2021 年度末 (目標値)	2023 年度末 (目標値)
多文化共生が進んでいると思う区民の割合	31.5%	37.7%	80%	80%以上

(2) 重点施策に基づく数値目標（世田谷区民意識調査）

調査項目	直近の調査 (2023 年度)	2021 年度末 (目標値)	2023 年度末 (目標値)
重点① 外国人等の地域活動への参加が進んでいると思う区民の割合	15.6%	80%	80%以上
重点③ 外国人等に対する偏見や差別が減少していると思う区民の割合	31.1%	80%	80%以上

(3) 重点施策に基づく数値目標（外国人アンケート調査※2）

調査項目	直近の調査 (2023 年度)	2021 年度末 (目標値)	2023 年度末 (目標値)
重点② 外国人等の生活基盤が充実していると思う区民の割合	52.5%	80%	80%以上
重点③ 外国人等に対する偏見や差別が減少していると思う区民の割合	42.6%	80%	80%以上

※1 「世田谷区区民意識調査 2023」

世田谷区在住の満 18 歳以上の区民（外国籍含む）4,000 名を対象に実施。

※2 「外国人アンケート調査」

区内在住の 18 歳以上の外国人のうち、住民基本台帳から統計的手法に基づき無作為に抽出して実施。

<参考>プラン策定後の国、東京都、世田谷区の動き (本編 p.9)

国の動き

- ・出入国管理及び難民認定法改正(平成 31(2019)年 4 月)
- ・日本語教育の推進に関する法律成立(令和元(2019)年 6 月)
- ・外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針(令和 2(2020)年 7 月)
- ・外国人在留支援センター (FRESC/フレスク) 開所(令和 2(2020)年 7 月)
- ・「在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン」の策定(令和 2(2020)年 8 月)
- ・「地域における多文化共生推進プラン」の改訂(令和 2(2020)年 9 月)
- ・「日本語教育の参照枠」の報告 (令和 3(2021)年 10 月)
- ・「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」の策定 (令和 4(2022)年 6 月)
- ・「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律」の成立 (令和 5(2023)年 5 月) ※令和 6 (2024) 年 4 月 1 日より施行
- ・出入国管理及び難民認定法改正 (令和 6 (2024) 年 6 月)

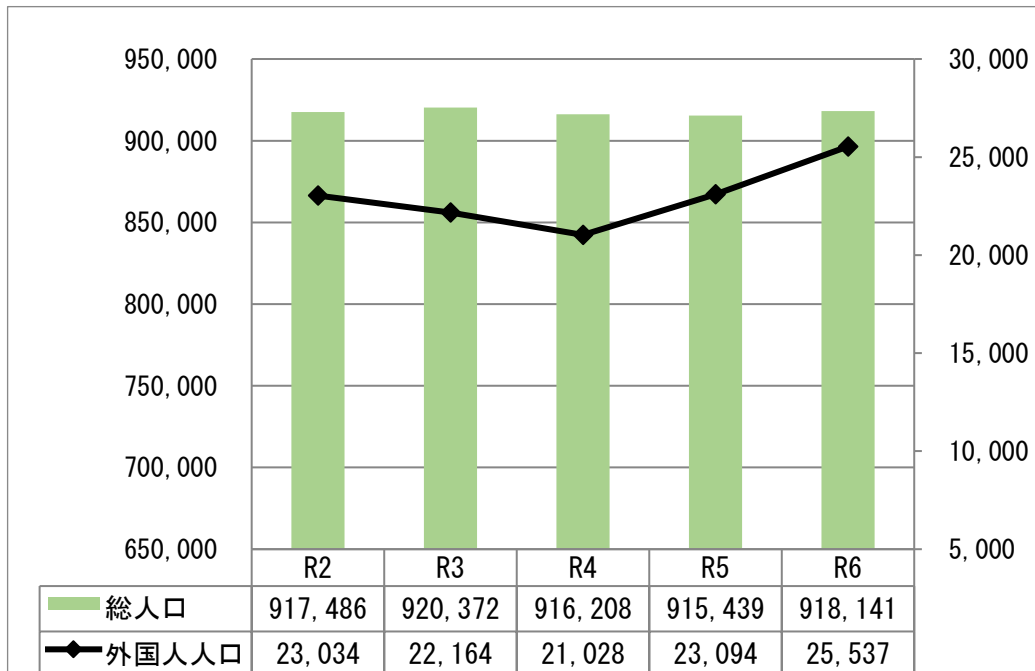
都の動き

- ・東京都つながり創生財団設立(令和 2(2020)年 10 月)
- ・「東京における『地域日本語教育の体制づくり』のあり方」の策定 (令和 5(2023)年 3 月)

世田谷区の動き

- ・(公財) せたがや文化財団国際事業部 (せたがや国際交流センター (クロッシングせたがや)) 開設(令和 2(2020)年 4 月)
- ・東京外国人支援ネットワークへの加盟 (令和 3(2021)年 11 月)
- ・「世田谷区ウクライナ避難民の受入れ及び支援に関するプロジェクトチーム」の設置 (令和 4(2022)年 3 月)
- ・「世田谷区第二次多文化共生プラン」の策定 (令和 6(2024)年 3 月)

<参考> 区内在住外国人数過去 5 年間の推移 (本編 p.12)



[各年 1 月 1 日時点]

「実績管理」について

「施策に基づく具体的な取組み」では、各施策の進捗状況を図る目安として、具体的な取組みの中から数値管理できるものを取り上げ、「実績管理」として毎年度把握していきます。

施策に基づく具体的な取り組み

基本方針 1 地域社会における活躍の推進

(1) 多文化共生の地域交流促進 (本編 p. 16)

地域住民との相互理解を深めるための様々な交流事業の開催や、外国人が地域で活躍できる場をつくることにより、地域の多文化共生を推進します。

【施策に対する評価と課題】

- ・様々なイベントを通じ、広く外国人住民と日本人住民の交流の場を提供することができた。特に「せたがや国際メッセ」は、昨年度比 1.25 倍の来場者数を記録し、多くの方の異文化理解を深めることができた。
- ・区の実態調査※3においては、地域のイベントに「参加したい」と回答した外国人住民は 7 割弱との結果が出ている(本編 p. 78)。引き続き関係機関と連携しながら事業を実施するとともに、外国人住民向けの周知を更に強化し、参加しやすい環境づくりを進める必要がある。

※3 「区の実態調査」

令和 4 年度実施「世田谷区における外国人区民の意識・実態調査」。

【実績管理】 (本編 p. 17)

	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
せたがや国際メッセ 来場者数	1,100 人	173 人	54 人、動画再生 数 1,150 回	2,000 人	2,500 人

(2) 地域活動への参加促進【重点】 (本編 p. 18)

外国人が地域住民の一人として地域社会に参加・活躍できるように、地域コミュニティやボランティア活動への参加を促進します。

【施策に対する評価と課題】

- ・外国人ボランティアの活用実績は非常に少ない状況にあるが、区の実態調査では、5 割以上の外国人住民が母語や日本語を教える活動や学校の授業へ「協力したい」と回答している(本編 p. 77)。
- ・引き続きせたがや国際交流センター(クロッシングせたがや)と連携しながら、外国人住民のみならず、日本人住民もともに地域で活躍できるような仕組みづくりが必要である。

【実績管理】 (本編 p. 19)

	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
外国人ボランティア 活用実績	35 人	3 人	4 人	4 人	3 人

(3) 外国人の区政参画推進 (本編 p. 20)

外国人の区政への参画を促し、意見をまちづくりに反映することができる仕組みづくりを推進します。

【施策に対する評価と課題】

- ・外国人アンケート調査を実施し、在住外国人の生活状況並びに区に対する満足度などを把握した。調査結果は今後の施策の検討に活かしていく。
- ・「外国人との意見交換会」では、外国人住民から区政への意見を直接聞くことができる貴重な機会となった。引き続き、様々な機会を見つけ外国人住民の区政参加を促していくとともに、いただいた意見を参考に多文化共生の施策を推進していく。

【実績管理】 (本編 p. 21)

	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
外国人との 意見交換会 外国人参加人数	25 人	20 人	新型コロナの影響により中止	30 人	30 人

基本方針2 誰もが安心して暮らせるまちの実現

(1) 外国人への日本語支援 (本編 p. 22)

外国人が地域社会で自立した生活を送るために必要な日本語を習得できるよう、学習機会を充実させるほか、必要に応じて日本語の支援を行います。

【施策に対する評価と課題】

- ・「外国人向け日本語教室」について、令和4(2022)年度は定員を大幅に超える申し込みがあったことから、令和5(2023)年度は開催回数を年3期から年5期に拡充した。それにより、より多くの学習ニーズに応えることができた。
- ・区の実態調査では、約6割の方が「外国人向け日本語教室を知らない」と回答していることから(本編 p. 75)、引き続き周知を強化していく。また、外国人住民が地域で自立した生活を送るため、オンライン学習や通いやすさに配慮した日本語習得機会の提供など、ニーズに沿った日本語支援が必要となる。

【実績管理】(本編 p. 23)

	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
外国人向け 日本語教室受講者数	33 人	36 人	47 人	63 人	87 人

(2) 行政情報の多言語化等の推進 (本編 p. 24～)

外国人が地域社会で生活していくうえで必要となる情報や、公共施設など、多くの区民が利用する場所のサイン等について、「世田谷区多言語表記及び情報発信の手引き」に則って多言語化を推進するとともに、「やさしい日本語」やルビ等の普及に努めます。

【施策に対する評価と課題】

- ・庁内各課におけるチラシや施設案内、広報板等各種媒体の多言語化を進め、分かりやすい情報発信に努める必要がある。また、職員向け「やさしい日本語」研修は大変好評であったため、令和6(2024)年度以降も継続して実施する。あわせて、「世田谷区多言語表記及び情報発信の手引き」の周知・啓発を図りながら、「やさしい日本語」の認知・理解をより高め、区全体での活用を強化していく必要がある。

【実績管理】(本編 p. 25、p. 58～59)

	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
庁内における 多言語冊子・ チラシ数	25 種	27 種	29 種	30 種	30 種

(3) 生活基盤の充実【重点】 (本編 p. 30～)

外国人が行政・生活情報を入手し、地域生活で生じる様々な問題について相談できるように、生活相談のための窓口を運営するとともに、教育、住宅、就労など、地域で暮らすうえで必要不可欠な生活基盤の充実に努めます。

【施策に対する評価と課題】

- ・(公財)せたがや文化財団国際事業部が設置する「せたがや国際交流センター(クロッシングせたがや)」と連携し、外国人住民への情報発信や相談案内を充実させることができた。
- ・また、新型コロナの収束に伴い、区役所の外国人相談窓口における年間相談件数は減少したものの、依然として日常生活や区政に関する相談件数は多い。相談に対し適切かつスムーズな対応ができるよう、引き続き安定した運営に努めていくとともに、関係各課と連携しながら、様々な分野における外国人住民の困りごとの解決に向け、取組みの充実に努めていく。

【実績管理】(本編 p. 31)

	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
せたがや国際交流セ ンター来館者数	—	1,895 人	3,939 人	4,012 人	4,865 人

(4) 災害時に対する備えの充実 (本編 p. 36～)

平常時から外国人に対する防災訓練や防災情報の提供を行うとともに、災害発生時に地域社会において適切かつ迅速な対応ができる体制の整備を推進します。

【施策に対する評価と課題】

- ・「外国人向け防災教室」については、前年度より実施回数を増やすことができた。区の実態調査において、約6割の外国人住民が防災訓練に「参加したい」と回答しており(p. 76)、外国人住民の参加意欲は高い。

参加者の意見・感想等を踏まえ、実施内容の見直しを行いながら、日本語支援を行うボランティア団体や総合支所地域振興課と連携し今後も実施していく。

- ・引き続き、関係各課と連携を図りながら、外国人住民の防災意識の啓発を行うとともに、震災時職員行動マニュアルの見直しや実働訓練の実施など、庁内体制の整備を図っていく。

【実績管理】（本編 p. 37）

	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
外国人向け防災教室 実施回数	7 回	2 回	2 回	6 回	7 回

（５）ICT を活用した環境整備（本編 p. 40～）

情報ツールの発達と普及を踏まえ、外国人も容易に情報にアクセスできる有効な手段として ICT 等を幅広く活用し、情報が取得しやすい環境を整えます。

【施策に対する評価と課題】

- ・タブレット端末を活用したテレビ電話通訳について、前年度に比べ利用件数は約 70 件増加し、窓口サービスの向上につながっている。また、タブレット端末等を導入していない所管については、必要に応じて出入国在留管理庁の通訳支援事業（電話通訳サービス）を活用し、外国人住民に対して多言語でのスムーズかつ的確な案内や対応を心掛けている。
- ・また、区ホームページについては、令和 6（2024）年 9 月にリニューアルを予定している。外国人住民向けページについては、「やさしい日本語」に加え写真やイラスト等を積極的に活用し、より分かりやすい情報提供に努めていく。

【実績管理】（本編 p. 41）

	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
外国人向けページ 閲覧数（月平均）	1,485 件	1,897.5 件	2,041.2 件	2,099.8 件	2,212 件

基本方針 3 多文化共生の意識づくり及び偏見・差別の解消

（１）多様な文化を受け入れる意識の醸成【重点】（本編 p. 44～）

多様な文化を理解し合える交流イベント等を開催し、区民一人ひとりが互いの文化について相互理解を深め、人権を尊重し合いながら共に暮らしていける多文化共生の意識づくりを推進します。

【施策に対する評価と課題】

- ・様々な機会において、多様な文化を理解し合える交流イベント等を開催できた。世田谷区の多文化共生について考えるワークショップや子どもたちが大使館を訪れる企画等の実施により、区民の多文化共生の意識啓発につながることができた。今後も様々な機会を活用し、意識醸成に努めていく。

【実績管理】（本編 p. 45）

	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
区民向け 多文化共生講座 来場者数	201 人	231 人	564 人	529 人	724 人

（２）学校教育における多文化共生に関わる国際理解教育の推進（本編 p. 54）

幼少期から外国語に親しむ機会を増やすとともに、多文化共生についての意識を醸成するため、児童・生徒を対象として、外国語教育の充実など、国際理解教育を推進します。

【施策に対する評価と課題】

- ・新型コロナの収束に伴い、令和 5（2023）年度は姉妹都市交流事業を再開することができた。計 44 名の児童・生徒が姉妹都市 3 市を訪れ、現地の日常生活を体験し様々な交流を行うことにより、児童・生徒の国際理解を深めることができた。
- ・また、学校においては、偏見・差別のさらなる解消に向けて、国際理解教育に加え教員向けの人権教育研修の実施など、人権尊重の視点に立った多文化共生の意識を醸成する取組みを進めていく。

【実績管理】（本編 p. 55）

	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
国際交流事業に伴う 派遣・受入生徒数	77 人	休止	休止	休止	派遣：44 人 受入：休止

（３）多文化共生・国際交流活動団体の支援（本編 p. 56）

多文化共生・国際交流活動団体の活動を活性化させるとともに、多くの人に広く知ってもらい、地域社会の協力を得ることができるよう、団体の認知度向上を図ります。

【施策に対する評価と課題】

- ・コロナ禍以降、国際平和交流基金助成事業の申請団体は１団体と伸び悩んでいる。申請件数の増加に向け事業の周知を行うとともに、せたがや国際交流センター（クロッシングせたがや）と連携し、国際交流活動団体の活動の場や機会の創出に努めていく。

【実績管理】（本編 p. 57）

	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
国際平和交流基金 助成事業 助成団体数	1 団体	新型コロナの影響により中止	1 団体	1 団体	1 団体

（４）不当な差別的取扱いへの対応（本編 p. 56）

多文化共生施策に対する、区民または事業者からの苦情や意見の申し立て、相談等に対応します。

【施策に対する評価と課題】

- ・男女共同参画・多文化共生施策に対する区長への申立てが１件あった。これまでの申立て状況を踏まえ、申立て制度の周知の仕方や手続きの簡便化等、課題について検討を進める。

【実績管理】（本編 p. 57）

	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
区長への申立て等 件数	1 件	0 件	0 件	0 件	1 件

令和5年度（2023年度）
世田谷区多文化共生プラン
取組み状況報告書（案）

令和6年（2024年）7月
世田谷区

目次

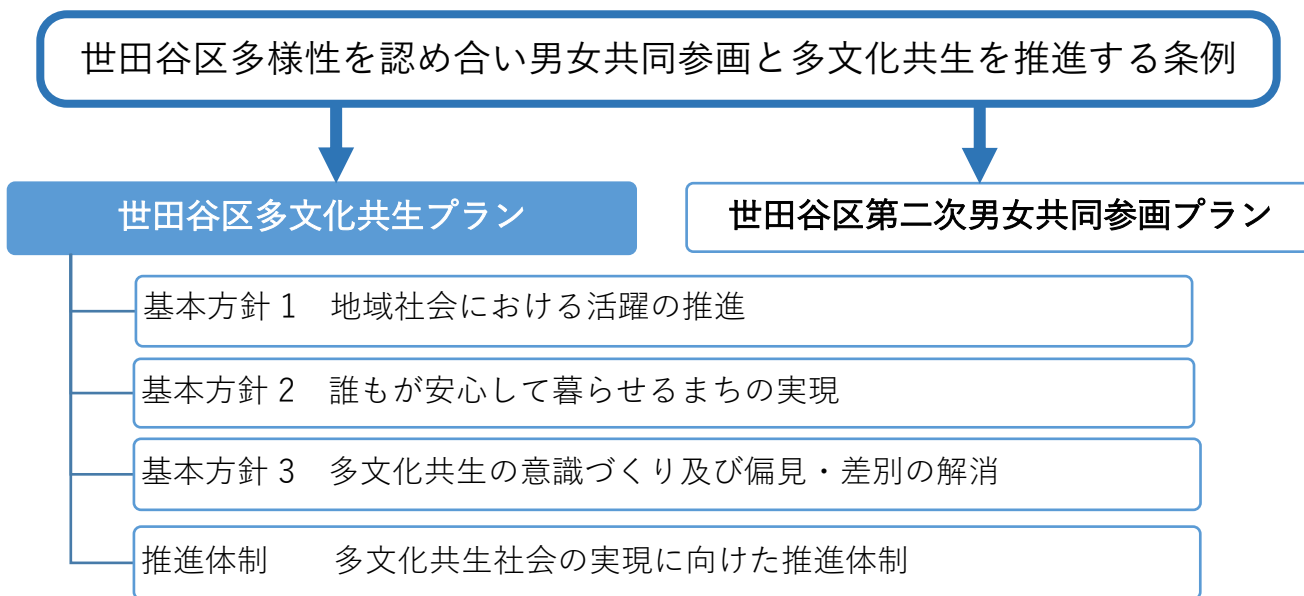
本書について	1
計画の体系	6
数値目標	8
施策に基づく具体的な取組み	
基本方針1：地域社会における活躍の推進	16
(1) 多文化共生の地域交流促進	
(2) 地域活動への参加促進【重点】	
(3) 外国人の区政参画推進	
基本方針2：誰もが安心して暮らせるまちの実現	30
(1) 外国人への日本語支援	
(2) 行政情報の多言語化等の推進	
(3) 生活基盤の充実【重点】	
(4) 災害等に対する備えの充実	
(5) ICTを活用した環境整備	
基本方針3：多文化共生の意識づくり及び偏見・差別の解消	44
(1) 多様な文化を受け入れる意識の醸成【重点】	
(2) 学校教育における多文化共生に関わる国際理解教育の推進	
(3) 多文化共生・国際交流活動団体の支援	
(4) 不当な差別的取扱いへの対応	
男女共同参画・多文化共生推進審議会 多文化共生推進部会からの意見	60
＜参考＞世田谷区における外国人区民の意識・実態調査報告書（概要版）	61
＜参考＞世田谷区における外国人区民へのアンケート調査結果	81

本書について

「世田谷区多文化共生プラン」について

「世田谷区多文化共生プラン（以下、「第一次プラン」という。）」（令和元（2019）年度～令和5（2023）年度）は、「全ての人が多様性を認め合い、国籍、民族等の異なる人々の互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、共に生きていこうとする」多文化共生社会の実現をめざすために、区の基本的な考え方と課題達成のための施策を明らかにするものです。

「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例（以下、「条例」という。）」第9条に基づく、多文化共生施策を総合的かつ計画的に推進するための行動計画にあたります。



プランの体系

プランでは、「誰もが共に参画・活躍でき、人権が尊重され、安心・安全に暮らせる 多文化共生のまち せたがや」の基本理念のもと、3つの基本方針を掲げています。

また、基本方針ごとに施策を挙げ、その施策に沿った事業展開をまとめています。なお、基本方針ごとの施策のうち1つを重点施策として掲げています。

詳細は「計画の体系」（p.6～7）をご覧ください。

プランの進行管理と取組み状況報告について

区は施策を総合的かつ計画的に進めるため、条例第9条第3項に基づき、毎年プランの進行管理を行い、施策の進捗状況を把握していきます。その結果については、「世田谷区多文化共生推進部会」に報告し、意見を聴いたうえで、「取組み状況報告書」としてまとめ、公表します。

本書の見方

本書では、多文化共生に向けた数値目標及び重点施策に基づく数値目標と、各事業について、令和5（2023）年度の取組み内容と評価を掲載しています。

数値目標のページについて

数値目標のページ（p.8）では、多文化共生に向けた数値目標と、重点施策に基づく数値目標についてそれぞれ以下の内容を掲載しています。

【数値目標】

プランにおいて設定した数値目標です。世田谷区民意識調査及び外国人アンケート調査に基づく実績を掲載しています。

【数値目標に対する評価と課題】

数値目標の実績数値について、評価と今後の課題を掲載しています。

施策に基づく具体的な取組みのページについて

施策に基づく具体的な取組みのページでは、課題の施策ごとの「取組み内容（事業名）」について、令和 5（2023）年度の取組み内容及びそれに対する評価、並びに今後の取組みを、下記のような表にまとめて掲載しています。

また、各施策の進捗状況を図る目安として、具体的な取組みの中から数値管理できるものを取り上げ、「実績管理」として毎年度把握していきます。

基本方針 1：地域社会における活躍の推進

(1) 多文化共生の地域交流

多様な文化を理解し合える環境づくりを進めます。施策に対する評価と課題を記載しています。多文化について相互理解を深め、人権を尊重し合い、共生社会の実現を進めます。

【施策に対する評価と課題】

様々なイベントを通じ、広く外国人住民と日本人住民の交流の場を提供することができた。特に「せたがや国際メッセ」は、昨年度比 1.25 倍の来場者数を記録し、多くの方の異文化理解を深めることができた。

区の実態調査においては、地域のイベントに「参加したい」と回答した外国人住民は 7 割弱との結果が出ている（p.78）。引き続き関係機関と連携しながら事業を実施するとともに、外国人住民向けの周知を更に強化し、参加しやすい環境づくりを進める必要がある。

	項目	所管課	内容	実績・数値等
1			上智大学祖師谷国際交流会館と連 携し、地域でのお祭りを実施 し、異文化交流を深める。	トライアングルフェスタが 4 年ぶりに 開催され、主催 3 団体が揃い、成城通 りパークウエストプロムナード及び都 立祖師谷公園を使用し、第 29 回トライ アングルフェスタとして開催した。
2	三茶 de 大道芸の 実施	文化・国際課	国内外約 50 のグループ等による大 道芸を実施し、外国人及び区内外か ら集う人々との交流を通じ、ふれあ いの輪を広げる。	令和 5（2023）年 10 月 21 日（土）～22 日（日）開催 来場者数：約 177,000 名
3	せたがや国際メ ッセの実施	文化・国際課	区内大使館や大学、国際交流団体 と連携し、ブース出展やステージ イベント、体験コーナー等を実施 するとともに、チラシ・パンフレ ットにルビを振るなど、認知度 を高める。	日本大学文理学部百周年記念館にて、 （公財）せたがや文化財団国際事業部 （せたがや国際交流センター）との共 催で第 7 回せたがや国際メッセ&第 29 回トライアングルフェスタを実施 した。
4	国際交流ラウン ジの実施	文化・国際課	区内大学に通う留学生が、各テーマ に対する母国と日本との比較をプ レゼンテーションし、そのテーマに ついて留学生を交えた参加者間で シェアすることで、異文化理解を促 進する。	・にはろこ交流会（実施回数 4 回、参加 者数延べ 244 名（内外国人参加者 142 名）） ・子ども向け企画（実施回数 2 回、参加 者数延べ 36 名） ・韓国語でおしゃべり（実施回数 27 回、参加者数延べ 93 名） を開催した。

再掲項目は網掛けにしています。

各施策の実績を管理するため、「実績管理」を設定しています。

【実績管理】

	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
せたがや国際メッセ 来場者数	1,100 人	173 人	54 人、動画再生数 1,150 回	2,000 人	2,500 人

実績に対する評価	今後の取組み	備考
来場者数約 8,000 名が来場し、コロナ禍前のような賑わいのあるイベントとなった。	令和 6 (2024) 年度は上祖師谷地区会館の改修工事により、規模を縮小して実施する予定。上智大学祖師谷国際交流会館との連携については、今後検討していく。	
コロナ禍から 3 年ぶりに屋外での開催が実現した令和 4 (2022) 年度に続き、商店街の賑わいの創出につなげることができた。令和 4 (2022) 年度の約 10 万人から大幅に来場者数を増やすことができ、コロナ禍前の約 20 万人に近い水準に戻すことができた。	令和 6 (2024) 年 10 月 19 日 (土) ・20 日 (日) 開催予定	
前回に引き続き、来場者に対する多文化共生の啓発に加え、参加団体同士の交流にも繋げることができた。ホストタウンコンサートの同時開催による相乗効果もあり、来場者数は前年を上回る 2,500 名であった (+500 名)。	令和 6 (2024) 年度も、(公財) せたがや文化財団国際事業部 (せたがや国際交流センター) との共催を予定している。令和 5 (2023) 年度の内容を精査し、適切な開催形式で開催する。	
イスラム文化に触れる体験や「やさしい日本語」を用いての交流会、子どもたちが大使館を訪れる企画等の実施により、区民の多文化共生意識の啓発を図ることができた。	引き続き様々なテーマの講座やワークショップを数多く実施し、日本人住民と外国人住民の交流機会の提供や相互理解を図っていく。	※令和 2 (2020) 年度より、(公財) せたがや文化財団国際事業部が事業を運営。

基本方針

施策

基本方針1
ちいきしゃかい かつやく すいしん
地域社会における活躍の推進
がいこくじんとう ちいきしゃかい いちいん さまざま かつどう さんか
外国人等が、地域社会の一員として様々な活動に参加し
こうけん がいこくじんみずか ちいきかだい たら さんかく
貢献できるように、外国人自らが地域課題を捉え、参画
する機会をつくります。

たぶんかきょうせい ちいきこうりゅうそくしん
多文化共生の地域交流促進
じゅうてん ちいきかつどう さんかそくしん
重点 地域活動への参加促進
がいこくじん くせいさんかくすいしん
外国人の区政参画推進

基本方針2
だれ あんしん く
**誰もが安心して暮らせる
まちの実現**
じつげん
げんご おんか ちが せいかつじよう ふべん ふあん かいしよう
言語や文化の違いによる生活上の不便や不安を解消できる
ように、多言語（やさしい日本語を含む）での情報提供や
にほんごがくしゅう しえん せいかつぜんばん
日本語学習の支援をはじめとした、生活全般にわたっての
しえん おこな 支援を行います。

がいこくじん にほんごしえん
外国人への日本語支援
ぎょうせいじょうほう たげんごかう すいしん
行政情報の多言語化等の推進
じゅうてん せいかつきばん じゅうじつ
重点 生活基盤の充実
さいがいとう たい そな じゅうじつ
災害等に対する備えの充実
ICT を活用した環境整備

基本方針3
たぶんかきょうせい いしき
**多文化共生の意識づくり
及び偏見・差別の解消**
およ へんけん さべつ かいしよう
だれ さんか たよう おんか りかい ふか
誰もが参加しやすい、多様な文化についての理解を深める
機会をつくるとともに、人権に関する意識の醸成等を通じ、
がいこくじんとう へんけん さべつ かいしよう
外国人等への偏見や差別の解消をめざします。

じゅうてん 多様な文化を受け入れる意識の醸成
がっこうきょういく
**学校教育における
多文化共生に関わる国際理解教育の推進**
たぶんかきょうせい かか こくさいりかいきょういく すいしん
多文化共生・国際交流活動団体の支援
ふとう さべつてきとりあつか たいおう
不当な差別的取扱いへの対応

※「多文化共生」とは、全ての人が、国籍、民族等の異なる人々の互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、

計画の位置づけ

この計画は、「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」第9条に定める、多文化共生施策を総合的かつ計画的に推進するための行動計画です。「世田谷区基本構想」「世田谷区基本計画」に示されたビジョンや基本方針と整合を図りつつ、「世田谷区新実施計画」等、他の行政計画と補完・連携しあうものとして位置づけます。

計画の期間



施策に基づく具体的な取組み（抜粋） ★新規 ☆拡充

相互理解を深めるために様々な交流事業を開催するとともに、外国人が地域で活躍できる場をつくることで地域の多文化共生を推進します。

●せたがや国際メッセの実施 ●国際交流ラウンジの実施 ●English Table の実施

外国人が地域住民の一人として地域社会に参加・活躍できるように、地域コミュニティやボランティア活動への参加を促進します。

★町会・自治会など地域活動団体に対する理解促進 ★「おたがいさま bank」への登録促進 ☆外国人ボランティアの活用拡大

外国人の区政への参画を促し、意見をまちづくりに反映することができる仕組みづくりを推進します。

★各会議体等における外国人の参画促進 ●区民意識調査の実施 ●外国人との意見交換会の実施 ★外国人アンケート調査の実施

外国人が地域で生活するために必要な日本語を習得できるよう、学習機会を拡充させるほか、必要に応じて日本語の支援を行います。

☆外国人向け日本語教室の拡充 ●せたがや日本語サポーター講座の実施 ●外国人児童・生徒に対する日本語指導等補助員の派遣

外国人にとって必要な情報や、公共施設、サイン等について、「やさしい日本語」やルビ等の普及も含め多言語化を推進します。

①情報発信における意識の醸成（「世田谷区多言語表記及び情報発信の手引き」の活用促進 ●情報のユニバーサルデザインガイドラインの普及）
 ②サイン等の多言語化（☆各種行政冊子、チラシ等の多言語化 ☆公共施設館名表示の多言語化）

外国人が様々な情報入手し、相談できる生活相談の窓口を運営するとともに、教育、住宅、就労などの生活基盤の充実を図ります。

●外国人相談窓口の運営 ★（仮称）多文化情報コーナーの整備・運営 ●帰国・外国人児童・生徒のための教育相談室の運営

外国人に対する防災訓練や防災情報の提供を行うほか、災害発生時に適切かつ迅速な対応ができる体制の整備を推進します。

●外国人向け防災教室の実施 ●地域の防災訓練への外国人の参加促進 ☆広域避難場所標識の多言語化

外国人も容易に情報にアクセスできる有効な手段として ICT 等を幅広く活用し、情報が取得しやすい環境を整えます。

●ホームページの多言語表示及び自動翻訳サービスの運営 ●タブレット端末等の活用促進 ☆公衆無線 LAN 環境の整備拡充

多様な文化を理解し合える交流イベントや講座等を開催し、相互理解を深めることで、多文化共生の意識づくりを推進します。

①イベント（●せたがやの魅力再発見ツアーの実施 ●ホストタウン交流イベントの実施）
 ②ボランティア（☆世田谷区ホームステイボランティア家庭登録制度への登録促進 ★観光ボランティアガイド事業の実施）
 ③研修・講座等（☆区民向け多文化共生講座の実施 ●せたがや多文化ボランティア講座の実施 ★外国人おもてなしセミナーの実施）

幼少期から外国語に親しむ機会を増やすとともに、国際理解教育を推進し、多文化共生についての意識を醸成します。

☆海外派遣等を通じた国際交流事業の拡充 ●多様な手法による英語教育の充実 ★「Touch the World」多文化体験コーナーの運営

多文化共生・国際交流活動団体の活動を活性化させるとともに、地域社会の協力を得ることができるよう、団体の認知度向上を図ります。

●国際平和交流基金助成による団体支援 ●せたがや国際活動団体ガイドブックの配付

多文化共生施策に対する、区民または事業者からの苦情や意見の申立て、相談等に対応します。

●男女共同参画・多文化共生施策に対する苦情や意見の申立て、相談等への対応

共に生きていくことを言います（世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例第2条第2項）。

 数値目標

多文化共生の推進に向けた数値目標※1

調査項目	直近の状況（2018年度）	目標値（2021年度末）	目標値（2023年度末）
多文化共生施策が充実していると思う区民の割合	31.50%	80%	80% 以上

重点施策に基づく数値目標

調査項目	目標値（2021年度末）	目標値（2023年度末）
重点※1 外国人の地域活動への参加が促進されていると思う区民の割合		
重点※2 外国人の生活基盤が充実していると思う区民の割合	80%	80% 以上
重点※1,2 外国人に対する誤解や偏見が解消されていると思う区民の割合		

※1 世田谷区民意識調査 区内在住の18歳以上の方（外国人含む）のうち、住民基本台帳から統計的手法に基づき無作為に抽出して実施。

※2 外国人アンケート調査 区内在住の18歳以上の外国人のうち、住民基本台帳から統計的手法に基づき無作為に抽出して実施。

数値目標

(1) 多文化共生の推進に向けた数値目標（世田谷区民意識調査※1）

調査項目	2018 年度 (策定時)	直近の調査 (2023 年度)	2021 年度末 (目標値)	2023 年度末 (目標値)
多文化共生が進んでいると 思う区民の割合	31.5%	37.7%	80%	80%

(2) 重点施策に基づく数値目標（世田谷区民意識調査）

調査項目		直近の調査 (2023 年度)	2021 年度末 (目標値)	2023 年度末 (目標値)
重点 ①	外国人等の地域活動への参加が 進んでいると思う区民の割合	15.6%	80%	80%
重点 ③	外国人等に対する偏見や差別が 減少していると思う区民の割合	31.1%	80%	80%

(3) 重点施策に基づく数値目標（外国人アンケート調査※2）

調査項目		直近の調査 (2023 年度)	2021 年度末 (目標値)	2023 年度末 (目標値)
重点 ②	外国人等の生活基盤が充実している と思う区民の割合	52.5%	80%	80%
重点 ③	外国人等に対する偏見や差別が 減少していると思う区民の割合	42.6%	80%	80%

※1 世田谷区区民意識調査 2023

世田谷区在住の満 18 歳以上の方（外国人住民含む）のうち、住民基本台帳から統計的手法に基づき無作為に抽出して実施。（対象：4,000 名）

※2 外国人アンケート調査

区内在住の 18 歳以上の外国人住民のうち、住民基本台帳から統計的手法に基づき無作為に抽出して実施。（対象：500 名）

＜参考＞プラン策定後の国、東京都、世田谷区の動き

国の動き

■出入国管理及び難民認定法の改正（法務省）

平成 30(2018)年 12 月に出入国管理及び難民認定法が改正され、新たな在留資格「特定技能」が創設された。(改正法は平成 31(2019)年 4 月施行)

これに合わせ、外国人材の適正・円滑な受入れの促進に向けた取組みとともに、外国人との共生社会の実現に向けた環境整備を推進するため、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を示した。

■日本語教育の推進に関する法律の成立（文化庁）

令和元(2019)年 6 月、「日本語教育の推進に関する法律」が公布、施行され、在住外国人等に対する日本語教育の機会拡充・水準の維持向上等が掲げられた。地方公共団体も、地域の状況に応じた日本語教育の推進に必要な施策の実施に努めることとされた。

令和 2(2020)年 6 月、同法 10 条の規定に基づき、「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」（以下、「基本方針」という。）が閣議決定された。

■外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針の策定（文部科学省）

「外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針」が策定され、地方公共団体が講ずべき事項もあわせて示された。

■外国人在留支援センター（FRESC/フレスク）の開所（出入国在留管理庁）

令和 2(2020)年 7 月、新宿区の JR 四ツ谷駅前に「外国人在留支援センター（FRESC/フレスク）（以下、「FRESC」という。）が開所された。FRESC には、出入国在留管理庁や日本司法支援センター（法テラス）など 8 つの機関の相談窓口が入り、外国人からの相談対応、外国人を雇用したい企業の支援、地方公共団体の支援などの取組みを行う。

■「在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン」の策定（出入国在留管理庁・文化庁）

令和 2(2020)年 8 月、在留支援のためのやさしい日本語の必要性や、やさしい日本語の作成手順・要点等を示したガイドラインが策定された。

■「地域における多文化共生推進プラン」の改訂（総務省）

令和 2(2020)年 9 月、「地域における多文化共生推進プラン」（2006 年）が 14 年ぶりに改訂された。改訂版は、「多様性と包摂性のある社会の実現による『新たな日常』の構築」を掲げるとともに、コミュニケーション支援・生活支援・意識啓発と社会参画支援に次ぐ施策の 4 番目の柱として、「地域活性化の推進やグローバル化への対応」を新たに設けた。

■「日本語教育の参照枠」の報告（文化庁）

CEFR（ヨーロッパ言語共通参照枠）を参考に、日本語の習得段階に応じて求められる日本語教育の内容・方法を明らかにし、外国人等が適切な日本語教育を受けられるようにするため、日本語教育に関わる全ての者が参照できる日本語学習、教授、評価のための枠組みである「日本語教育の参照枠」が令和 3(2021)年 10 月に文化審議会国語分科会により報告された。

■「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」の策定（法務省）

「外国人の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」の下に開催された「外国人との共生社会の実現のための有識者会議」から関係閣僚会議の共同議長である法務大臣に提出された意見書を踏まえ、我が国の目指すべき共生社会のビジョンとその実現に向けて取り組むべき中長期的な課題及び具体的施策が示されたロードマップが令和 4(2022)年 6 月に策定された。

■「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律」（以下、「日本語教育機関認定法」）の成立、施行

令和 5（2023）年 5 月、「日本語教育機関認定法」が成立し、令和 6（2024）年 4 月 1 日より施行された。日本語教育機関の文部科学大臣による認定制度が創設され、認定日本語教育機関で日本語教育を行うためには、日本語教員試験に合格し、登録実践研修機関が実施する実践研修を修了し、登録日本語教員として文部科学省の登録を受けることとされた。

■出入国管理及び難民認定法の改正（法務省）

令和 5（2023）年 6 月に出入国管理及び難民認定法が改正され、送還停止効の例外規定や「補完的保護対象者」認定制度、収容に代わる管理措置制度等が創設された（施行は令和 6（2024）年 6 月 10 日）。

また、令和 6（2024）年 6 月 14 日には、就労を通じた人材育成及び人材確保を目的とする新たな在留資格として「育成就労」を創設すること等を定めた改正法が成立した。

東京都の動き

■東京都つながり創生財団の設立

「人」と「人」とのつながりによる地域コミュニティの活性化をはかり、「都民一人ひとりが輝ける社会」の実現を目指す新たな財団として、「東京都つながり創生財団（以下、「財団」という。）」が令和 2（2020）年 10 月 1 日に設立された。財団では、都内に住む外国人を支援するなど多文化共生社会づくりを進めるほか、ボランティア文化の定着や、町会・自治会を中心とした地域コミュニティの活性化など、共助社会づくりに取り組む。

■「東京における『地域日本語教育の体制づくり』のあり方」の策定

国による「日本語教育の推進に関する法律」の策定や基本方針の閣議決定等の地域日本語教育の推進に関する動きを受け、令和 5（2023）年 3 月、地方公共団体が主体的に地域日本語教育の体制づくりを進めていく上で共通して踏まえるべき視点や目標等について示された「東京における『地域日本語教育の体制づくり』のあり方」が策定された。

世田谷区の動き

■公益財団法人せたがや文化財団国際事業部（せたがや国際交流センター（クロッシングせたがや））の開設・運営

今後の国際政策をより効率的・効果的に推進するため、公益財団法人せたがや文化財団内に国際事業部を新設するとともに、情報発信の拠点となる「せたがや国際交流センター（クロッシングせたがや）」を令和 2（2020）年 4 月に開設した。

国際事業部は、在住外国人と日本人との交流を推進するための事業を実施するほか、「せたがや国際交流センター」において、外国人向けの行政情報、生活・文化情報、国際交流活動を行う団体等の情報発信、在住外国人の生活相談の問い合わせへの対応などを実施している。

■東京外国人支援ネットワークへの加盟

令和 3（2021）年 11 月、外国人のための専門相談事業を円滑に進めるため、東京国際交流団体連絡会議・外国人相談事業部会に属する国際交流団体、行政組織、NPO 等で外国人のため相談事業を実施もしくは外国人支援活動をする諸団体で構成する「東京外国人支援ネットワーク」に加盟した。今後、本ネットワーク間での相互連絡・情報交換を進め、外国人のための専門家相談会を協働で実施する。

■「世田谷区ウクライナ避難民の受入れ及び支援に関するプロジェクトチーム」の設置

令和 4（2022）年 2 月 24 日に始まったロシア連邦によるウクライナへの侵攻に伴い、日本に入国するウクライナの避難民を世田谷区として受け入れ、日常生活の支援を行うに当たり、その具体的な課題及び支援の内容を検討するため、3 月 23 日に庁内プロジェクトチームを設置した。

■「世田谷区第二次多文化共生プラン」の策定

「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」に基づく「世田谷区多文化共生プラン」（平成 31（2019）年 3 月策定）の計画期間が令和 5（2023）年度で終了し、新たに「世田谷区第二次多文化共生プラン」（以下、「第二次プラン」という。）を令和 6（2024）年 3 月に策定した。第二次プランでは、第一次プランに引き続き「誰もが共に参画・活躍でき、人権が尊重され、安心・安全に暮らせる 多文化共生のまち せたがや」を基本理念に掲げ、『誰もが安心して暮らせるまちの実現』『地域社会における活躍の推進』『多文化共生の意識づくり及び偏見・差別の解消』の 3 つの基本方針のもと、多文化共生の推進のため様々な取り組みを行っている。

＜参考＞区内在住外国人数データ

都内区市町村別 外国人数

比率順

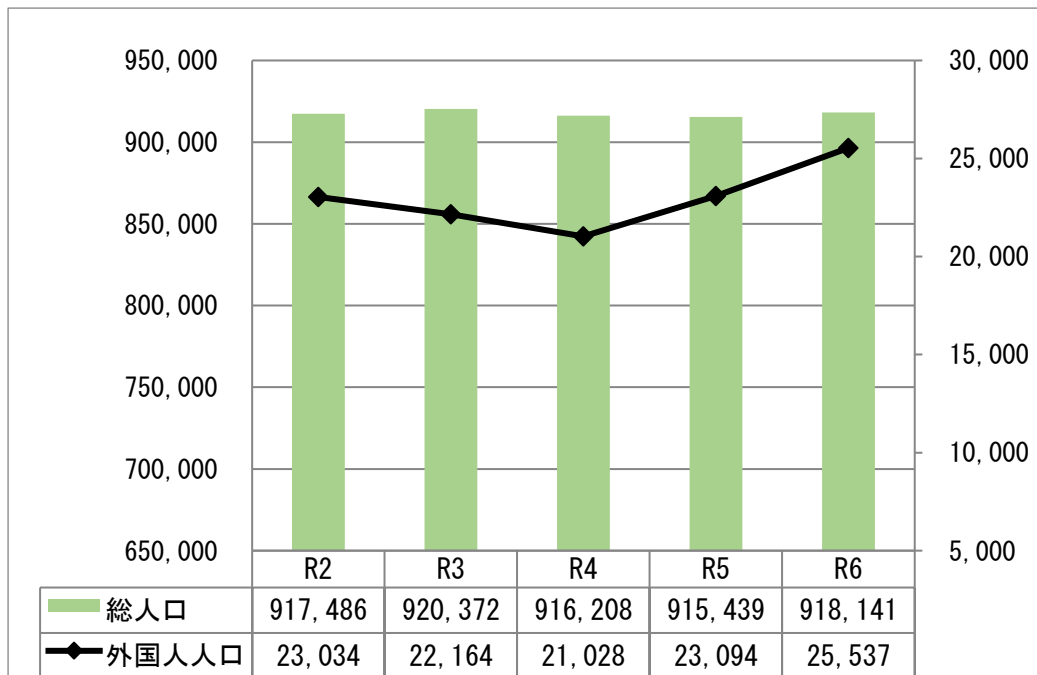
実数順

※令和6年1月1日時点

		外国人	総人口	比率
東京都総数		647,416	13,911,902	4.65%
区 部		542,864	9,643,024	5.63%
1	新宿区	43,897	349,226	12.57%
2	豊島区	32,732	291,650	11.22%
3	荒川区	21,251	219,268	9.69%
4	台東区	18,485	212,388	8.70%
5	港区	21,278	266,306	7.99%
6	北区	27,362	357,701	7.65%
7	江東区	37,006	539,108	6.86%
8	中野区	21,213	337,377	6.29%
9	江戸川区	42,918	689,961	6.22%
10	文京区	14,036	232,177	6.05%
11	中央区	10,370	176,835	5.86%
12	葛飾区	26,838	467,000	5.75%
13	足立区	39,331	693,223	5.67%
14	板橋区	32,351	572,927	5.65%
15	千代田区	3,858	68,755	5.61%
16	墨田区	15,663	284,555	5.50%
17	渋谷区	11,935	230,609	5.18%
18	大田区	28,397	733,634	3.87%
19	品川区	15,485	408,280	3.79%
20	目黒区	10,548	279,520	3.77%
21	杉並区	19,178	572,843	3.35%
22	練馬区	23,195	741,540	3.13%
23	世田谷区	25,537	918,141	2.78%
市 部		102,977	4,190,134	2.46%
町 村 部		1,575	78,744	2.00%

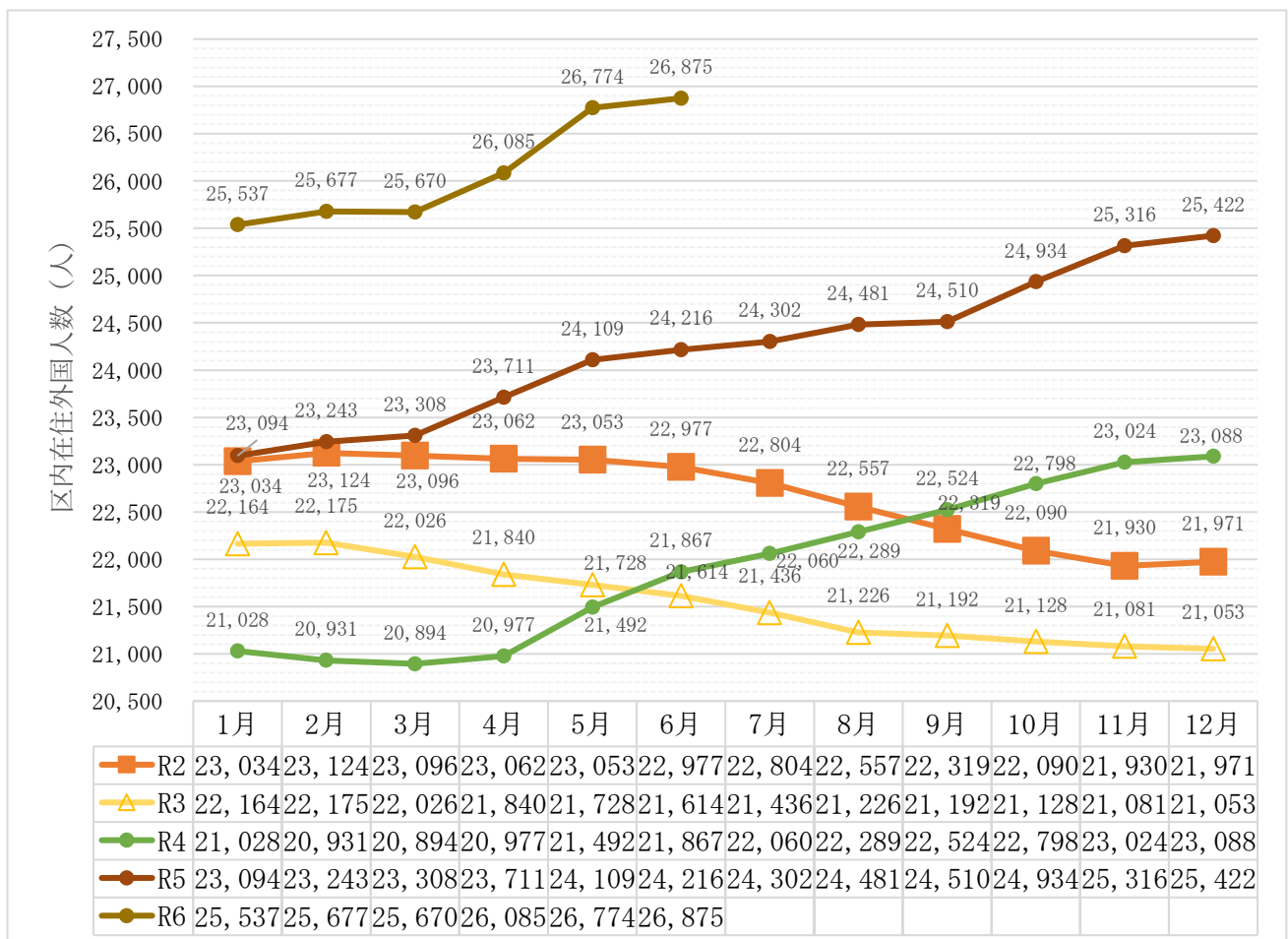
		外国人	総人口	比率
東京都総数		647,416	13,911,902	4.65%
区 部		542,864	9,643,024	5.63%
1	新宿区	43,897	349,226	12.57%
2	江戸川区	42,918	689,961	6.22%
3	足立区	39,331	693,223	5.67%
4	江東区	37,006	539,108	6.86%
5	豊島区	32,732	291,650	11.22%
6	板橋区	32,351	572,927	5.65%
7	大田区	28,397	733,634	3.87%
8	北区	27,362	357,701	7.65%
9	葛飾区	26,838	467,000	5.75%
10	世田谷区	25,537	918,141	2.78%
11	練馬区	23,195	741,540	3.13%
12	港区	21,278	266,306	7.99%
13	荒川区	21,251	219,268	9.69%
14	中野区	21,213	337,377	6.29%
15	杉並区	19,178	572,843	3.35%
16	台東区	18,485	212,388	8.70%
17	墨田区	15,663	284,555	5.50%
18	品川区	15,485	408,280	3.79%
19	文京区	14,036	232,177	6.05%
20	渋谷区	11,935	230,609	5.18%
21	目黒区	10,548	279,520	3.77%
22	中央区	10,370	176,835	5.86%
23	千代田区	3,858	68,755	5.61%
市 部		102,977	4,190,134	2.46%
町 村 部		1,575	78,744	2.00%

区内在住外国人数 過去5年間の推移



[各年1月1日時点]

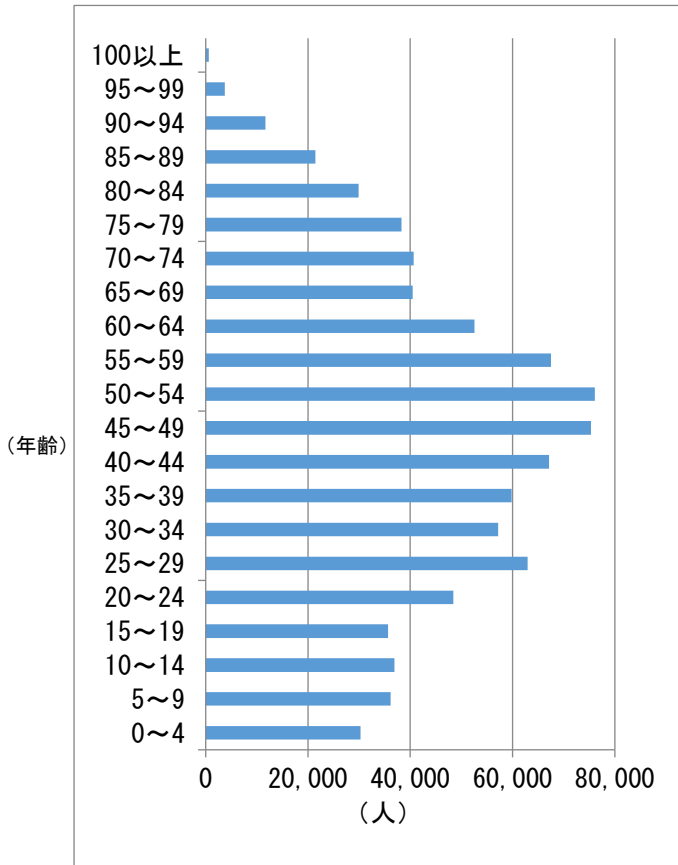
令和2(2020)年～令和6(2024)年 区内在住外国人数の比較



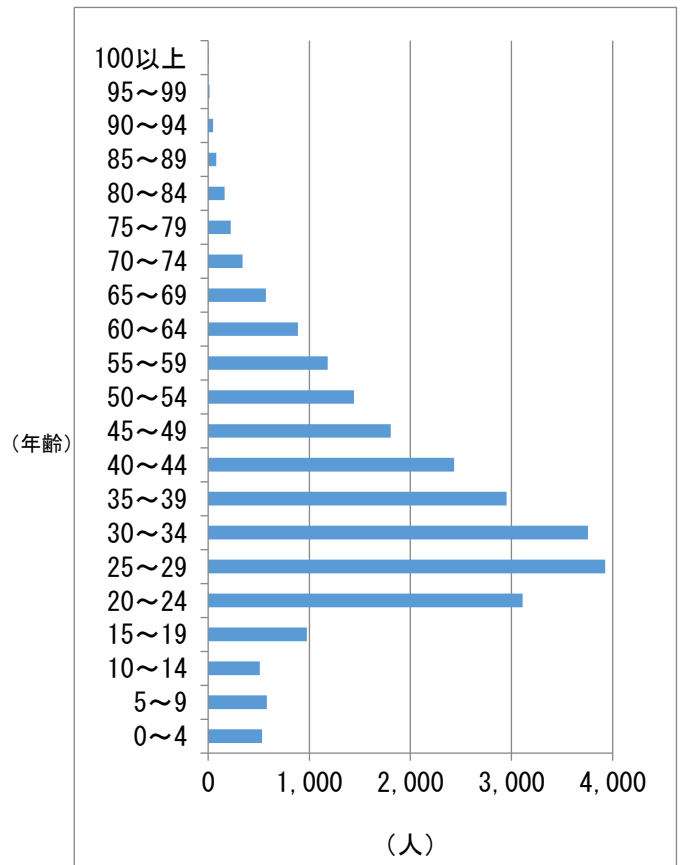
[各月1日時点]

世田谷区内年齢別人口

日本人

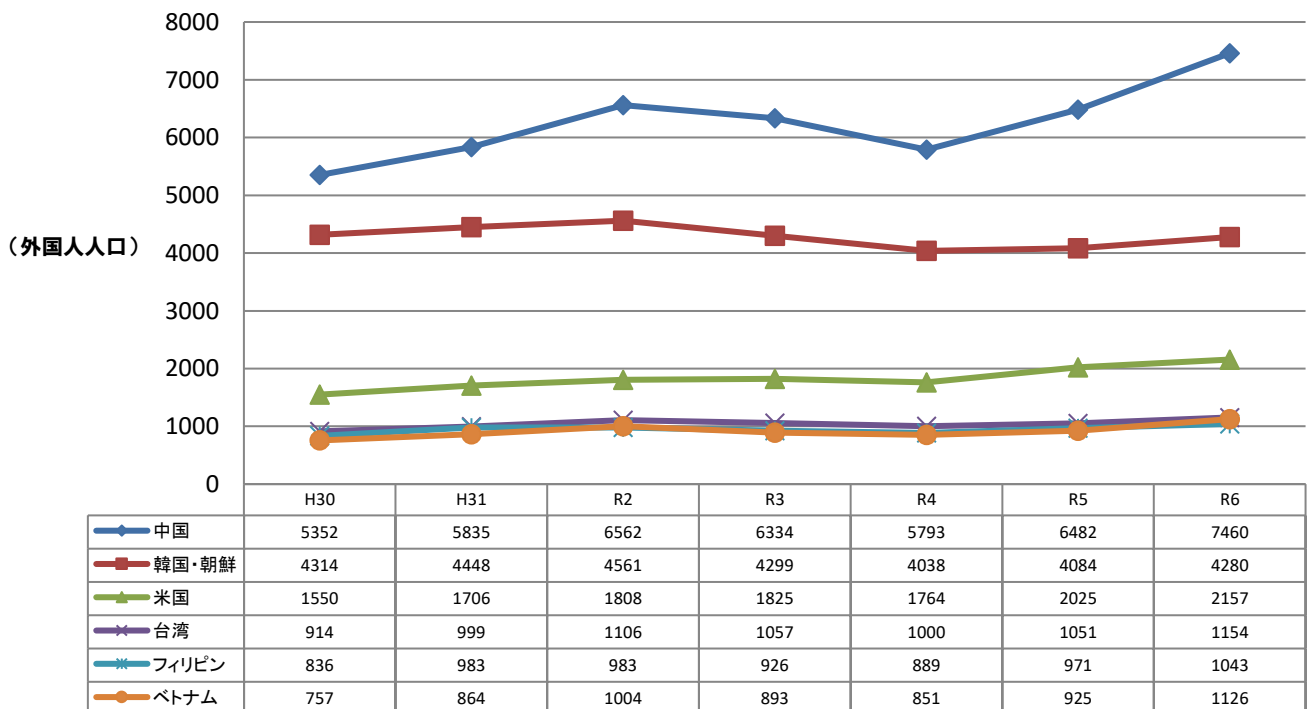


外国人



[令和 6 (2024) 年 1 月 1 日時点]

国籍別外国人数 過去7年間の推移(上位6力国)

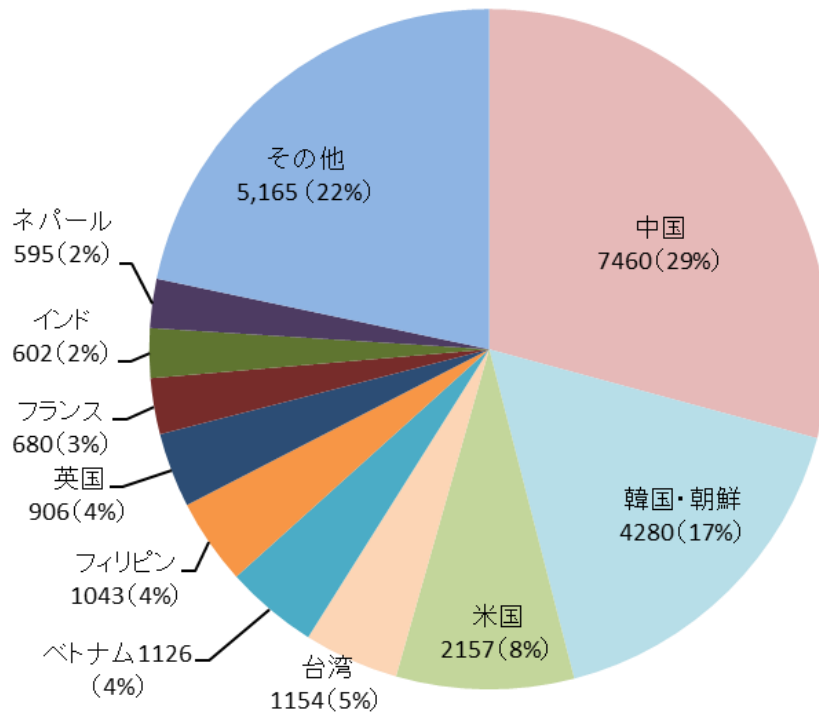


[各年 1 月 1 日時点]

国籍・地域別外国人数

順位	国名	令和6年1月	令和5年1月	増減	増減率
1	中国	7,460	6,482	978	15.1%
2	韓国・朝鮮	4,280	4,084	196	4.8%
3	米国	2,157	2,025	132	6.5%
4	台湾	1,154	1,051	103	9.8%
5	ベトナム	1,126	925	201	21.7%
6	フィリピン	1,043	971	72	7.4%
7	英国	906	867	39	4.5%
8	フランス	680	665	15	2.3%
9	インド	602	585	17	2.9%
10	ネパール	595	526	69	13.1%
	その他	5,534	4,913	621	12.6%
	合計	25,537	23,094	2,443	10.6%

[令和6（2024）年1月1日時点]





施策に基づく具体的な取組み

基本方針1：地域社会における活躍の推進

(1) 多文化共生の地域交流促進

地域住民との相互理解を深めるための様々な交流事業の開催や、外国人が地域で活躍できる場をつくることにより、地域の多文化共生を推進します。

【施策に対する評価と課題】

様々なイベントを通じ、広く外国人住民と日本人住民の交流の場を提供することができた。特に「せたがや国際メッセ」は、昨年度比 1.25 倍の来場者数を記録し、多くの方の異文化理解を深めることができた。

区の実態調査においては、地域のイベントに「参加したい」と回答した外国人住民は7割弱との結果が出ている(p.78)。引き続き関係機関と連携しながら事業を実施するとともに、外国人住民向けの周知を更に強化し、参加しやすい環境づくりを進める必要がある。

	項目	所管課	内容	実績・数値等
1	トライアングルフェスタの実施	烏山総合支所 地域振興課、児童課	上智大学祖師谷国際交流会館と連携して、烏山地域でのお祭りを実施し、地域の絆と国際交流を深める。	トライアングルフェスタが4年ぶりに開催され、主催3団体が揃い、成城通りパークウエストプロムナード及び都立祖師谷公園を使用し、第29回トライアングルフェスタとして開催した。
2	三茶 de 大道芸の実施	文化・国際課	国内外約50のグループ等による大道芸を実施し、外国人及び区内外から集う人々との交流を通じ、ふれあいの輪を広げる。	令和5(2023)年10月21日(土)～22日(日)開催 来場者数：約177,000名
3	せたがや国際メッセの実施	文化・国際課	区内大使館や大学、国際交流団体と連携し、ブース出展やステージイベント、体験コーナー等を実施するとともに、チラシ・パンフレットにルビを振るなど、誰もが気軽に多様な文化に触れられる機会を作る。	日本大学文理学部百周年記念館にて、(公財)せたがや文化財団国際事業部(せたがや国際交流センター)との共催で「第7回せたがや国際メッセ&第5回ホストタウンコンサート」を実施した。 来場者：約2,500名(参考：令和4(2022)年度来場者訳2,000名)
4	国際交流ラウンジの実施	文化・国際課	区内大学に通う留学生が、各テーマに対する母国と日本との比較をプレゼンテーションし、そのテーマについて留学生を交えた参加者間でシェアすることで、異文化理解を促進する。	・多文化理解講座(実施回数7回、参加者延べ351名) ・にほんご交流会(実施回数4回、参加者延べ244名(内外国人参加者142名)) ・子ども向け企画(実施回数2回、参加者延べ36名) ・韓国語でおしゃべり(実施回数27回、参加者延べ93名)を開催した。
5	English Tableの実施	文化・国際課	区内大学に通う留学生と、各テーマに対して英語でコミュニケーションするとともに、参加者間での交流を深める。	日本大学文理学部百周年記念館にて、「第7回せたがや国際メッセ&第5回ホストタウンコンサート」の中で開催した。 1回30分、全4回実施。 参加者数104名(各回満員)
6	「Touch the World」多文化体験コーナーの運営	教育指導課	子どもたちが体験的に楽しく外国語を学ぶとともに、外国人を含めた様々な区民が気軽に立ち寄り、多様な文化に触れ、交流することができる「Touch the World」多文化体験コーナーを運営することで、子どもたちの外国語や異文化への関心を高め、国際理解を推進する。	令和3(2021)年度に閉館したため、実績なし。

【実績管理】

	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
せたがや国際メッセ 来場者数	1,100 人	173 人	54 人、動画再 生数 1,150 回	2,000 人	2,500 人

実績に対する評価	今後の取組み	備考
来場者数約 8,000 名が来場し、コロナ禍前のような賑わいのあるイベントとなった。	令和 6（2024）年度は上祖師谷地区会館の改修工事により、規模を縮小して実施する予定。上智大学祖師谷国際交流会館との連携については、今後検討していく。	
コロナ禍から 3 年ぶりに屋外での開催が実現した令和 4（2022）年度に続き、商店街の賑わいの創出につなげることができた。令和 4（2022）年度の約 10 万人から大幅に来場者数を増やすことができ、コロナ禍前の約 20 万人に近い水準に戻すことができた。	令和 6（2024）年 10 月 19 日（土）・20 日（日）開催予定	
前回に引き続き、来場者に対する多文化共生の啓発に加え、参加団体同士の交流にも繋げることができた。ホストタウンコンサートの同時開催による相乗効果もあり、来場者数は前年を上回る 2,500 名であった（+500 名）。	令和 6（2024）年度も、（公財）せたがや文化財団国際事業部（せたがや国際交流センター）との共催を予定している。令和 5（2023）年度の内容を精査し、適切な開催形式で開催する。	
イスラム文化に触れる体験や「やさしい日本語」を用いての交流会、子どもたちが大使館を訪れる企画等の実施により、区民の多文化共生意識の啓発を図ることができた。	引き続き様々なテーマの講座やワークショップを数多く実施し、日本人住民と外国人住民の交流機会の提供や相互理解を図っていく。	
前回に引き続き、多くの方に英語でのコミュニケーションの機会を提供することができた。	せたがや国際メッセの開催に併せ、（公財）せたがや文化財団国際事業部（せたがや国際交流センター）と連携しながら実施に向けた準備を行っていく。	
—	—	

基本方針 1：地域社会における活躍の推進

(2) 地域活動への参加促進【重点】

外国人が地域住民の一人として地域社会に参加・活躍できるように、地域コミュニティやボランティア活動への参加を促進します。

【施策に対する評価と課題】

外国人ボランティアの活用実績は非常に少ない状況にあるが、区の実態調査では、5割以上の外国人住民が母語や日本語を教える活動や学校の授業へ「協力したい」と回答している(p.77)。

引き続きせたがや国際交流センター（クロッシングせたがや）と連携しながら、外国人住民のみならず、日本人住民もともに地域で活躍できるような仕組みづくりが必要である。

	項目	所管課	内容	実績・数値等
7	町会・自治会など地域活動団体に対する理解促進	市民活動推進課、文化・国際課	外国人にもわかりやすいやさしい日本語やルビ等を活用したチラシを配布するなど、地域活動について周知、啓発に取り組むとともに、多文化共生の取組みについて情報提供をするなど、町会・自治会に向けても理解を求めている。	「ハングル語」を「韓国語」に修正し、多言語版町会・自治会加入促進ちらしの印刷・配布を行った。
8	「おたがいさま bank」への登録促進	市民活動推進課、文化・国際課	「おたがいさま bank」とは、社会福祉法人世田谷ボランティア協会と連携して構築したボランティア人材バンクである。外国人が参加するイベント等において、積極的に登録の促進を図る。	登録者数 3,523 名(令和 6(2024)年 3 月末現在) 「おたがいさま bank」と AI システム (GBER) を活用したマッチング事業の実施 (登録者数 503 名、マッチング件数 19 件) ボランティアをしたい人、求めている団体それぞれを対象としたセミナーを実施
9	外国人ボランティアの活用拡大	文化・国際課	外国人が、通訳や地域のボランティアとして活躍できる場を広げる。	「Crossing Setagaya Newsletter」の英語または中国語翻訳ボランティア (12 回発行、外国人ボランティア 3 名)

【実績管理】

	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
外国人ボランティア活用実績	35 人	3 人	4 人	4 人	3 人

実績に対する評価	今後の取組み	備考
町会・自治会会員が外国人住民へ話しかける一つのきっかけとして、また、外国人住民からの問い合わせの際の資料として、多言語対応したチラシを役立てている。	多文化共生の取組みについて情報提供をするなど、町会・自治会に向けても理解を求めている。	
「おたがいさま bank」を活用して、地域人材と地域活動をマッチングすることで、ボランティア活動を促進し、地域参加・地域貢献の活性化を図った。	「おたがいさま bank」と AI システム (GBER) を活用したマッチング事業を実施することで、ボランティア活動をしたい方の経験や意欲などと、サポートを求める方や団体などを結び付け、ボランティア活動の機会を拡充するとともに、地域活動や団体活動の活性化を図る。	
外国人ボランティアの活用は「Crossing Setagaya Newsletter」の翻訳のみであり、活躍機会は非常に少ない状況である。	せたがや国際交流センター（クロッシングせたがや）と連携しながら、外国人住民を含めたボランティアが地域社会で継続して活躍できるよう、活用方法や機会提供の検討を行っている。	

基本方針 1：地域社会における活躍の推進

(3) 外国人の区政参画推進

外国人の区政への参画を促し、意見をまちづくりに反映することができる仕組みづくりを推進します。

【施策に対する評価と課題】

外国人アンケート調査を実施し、在住外国人の生活状況並びに区に対する満足度などを把握した。調査結果は今後の施策の検討に活かしていく。

「外国人との意見交換会」では、外国人住民から区政への意見を直接聞くことができる貴重な機会となった。引き続き、様々な機会を見つけ外国人住民の区政参加を促していくとともに、いただいた意見を参考に多文化共生の施策を推進していく。

	項目	所管課	内容	実績・数値等
10	各会議体等における外国人の参画促進	関係各課、文化・国際課	区民の意見を反映するための会議において、外国人が登用されているか関係各課に調査を行い、外国人を登用するよう促す。	世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会及び多文化共生推進部会委員(1名)
11	区民意識調査の実施	広報広聴課	区民意識調査において、外国人を含むアンケート調査を多言語により実施し、外国人の声を区政に反映する。	調査票等について、日本語(ルビ付)のほか、英語に翻訳のうえ区民意識調査を実施した。 調査対象者： (外国籍 118 名／対象数 4,000 名)
12	外国人との意見交換会の実施	文化・国際課	外国人の意見を区政に反映させるため、区内在住の外国人同士あるいは、区内在住の外国人と日本人による行政課題をテーマとした意見交換会を実施する。	「様々な言語・文化を持つ人々がともに暮らしていくために」をテーマに、多文化共生を分かりやすく伝えるためのリーフレットやパンフレットなどの案を作るワークショップを行った。 参加者 44 名(うち、外国人住民 30 名)
13	外国人アンケート調査の実施	文化・国際課	外国人の意見を聞くために、外国人との意見交換会とあわせ、アンケート調査を実施する。	区内在住外国人 500 名を対象に、「世田谷区における外国人区民へのアンケート調査」を実施した。 回収数：61 件(12.2%)

【実績管理】

	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
外国人との 意見交換会 外国人参加人数	25 人	20 人	新型コロナの 影響により中 止	30 人	30 人

実績に対する評価	今後の取組み	備考
区の施策に対し、外国人住民の視点に立った様々な意見を聞くことができたが、委員改編に伴い辞退の申出があったことから、外国人住民の登用数は令和 4（2022）年度よりも減少している。	引き続き、会議体等において外国人住民の登用を促していく。また、その他イベント等においても、より多くの外国人住民が参加でき、意見やニーズを収集・把握できるよう取り組んでいく。	
地域別の人口・性別・年齢比率に合わせて調査対象者を無作為抽出して実施した。	引き続き、外国人住民を調査対象者に含めて実施する。	
参加者にとって多文化共生についての認識を深める機会になったとともに、交流の場としても非常に有効であり、参加者からは良い経験となったと満足の声を得ることができた。	令和 6（2024）年度も事業を継続し、より多くの外国人住民の参加を目指す。また、意見交換を行うテーマについては、文化・国際課のみならず、庁内各課と連携しながら、幅広い分野について外国人住民の意見聴取を行っていく。	
「世田谷区多文化共生プラン」に掲げる数値目標や日常生活について、外国人住民の意識を把握することができた。しかし、回収率は 12.2%と低い状況にあるため、回収率向上に向けた工夫が必要である。	調査結果を参考に、外国人住民により効果的な取組みやその手法を検討し、実施に繋げていく。 また、回収率向上に向け、回答目安時間の設定や更なる多言語化等について検討を行う。	

基本方針 2：誰もが安心して暮らせるまちの実現

(1) 外国人への日本語支援

外国人が地域社会で自立した生活を送るために必要な日本語を習得できるよう、学習機会を充実させるほか、必要に応じて日本語の支援を行います。

【施策に対する評価と課題】

「外国人向け日本語教室」について、令和 4（2022）年度は定員を大幅に超える申し込みがあったことから、令和 5（2023）年度は開催回数を年 3 期から年 5 期に拡充した。それにより、より多くの学習ニーズに応えることができた。

区の実態調査では、約 6 割の方が「外国人向け日本語教室を知らない」と回答していることから（p. 75）、引き続き周知を強化していく。また、外国人住民が地域で自立した生活を送るため、オンライン学習や通いやすさに配慮した日本語習得機会の提供など、ニーズに沿った日本語支援が必要となる。

	項目	所管課	内容	実績・数値等
14	外国人向け日本語教室の拡充	文化・国際課	日本語を初めて学ぶ外国人に対し、日常生活で使用する日本語を習得する機会の拡充を図る。	年 5 期（各 20 回）開催した。 ・第 1 期：対面開催（参加者数 16 名） ・第 2 期：オンライン開催（参加者数 16 名） ・第 3 期：対面開催（参加者数 19 名） ・第 4 期：オンライン開催（参加者数 18 名） ・第 5 期：対面開催（参加者数 18 名） 合計参加者数：87 名
15	せたがや日本語サポーター講座の実施	文化・国際課	日本語支援のボランティア活動を考えている区民を対象に、日本語をサポートするうえでの役立つ基礎知識が学べる講座を実施する。	在住外国人の日本語支援の一環として、日本語ボランティアの技術力向上及び人材育成を目的に、日本語支援ボランティアをこれから始める方及び初心者を対象とした初級講座を実施した。また、日本語支援ボランティア経験者の資質向上・自己研鑽の機会確保を目的に、中級講座も実施した。 参加者 初級：前期 38 名、後期 35 名 中級：12 名
16	外国人児童・生徒に対する日本語指導等補助員の派遣	教育指導課	外国人の児童・生徒に対して日本語指導及び生活習慣の指導補助を行う。	外国籍の児童・生徒に対して日本語指導及び生活習慣の指導補助を行った。 小学校：36 時間 中学校：40 時間 【派遣実績】小学校：42 校 83 名 中学校：14 校 22 名
17	外国人児童・生徒の保護者に対する通訳の派遣	教育指導課	外国人等の児童・生徒の保護者に対して、通訳を派遣し、通学上不可欠な事項等、子どもの教育指導に関わる話し合いを円滑に進める。	外国人等の児童・生徒の保護者に対して、通学上不可欠な事項等、子どもの教育指導に関わる話し合いを円滑に進めるため、通訳の派遣を行った。 【派遣実績】小学校：23 校延べ 90 回、 中学校：14 校延べ 44 回

【実績管理】

	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
外国人向け 日本語教室受講者数	33 人	36 人	47 人	63 人	87 人

実績に対する評価	今後の取組み	備考
令和 4 (2022) 年度は定員よりも参加希望者が大幅に多かったことから、令和 5 (2023) 年度は年 3 期から年 5 期に開催回数を拡充した。それにより、より多くの日本語学習希望者のニーズに答えることができた。	令和 6 (2024) 年度よりせたがや国際交流センター（クロッシングせたがや）へ事業移管となったが、引き続き受講ニーズに幅広く応えられるよう、オンラインも活用しながら参加しやすい学習機会の提供を図っていく。	
昨年度から引き続きオンラインで行った。受講者の満足度は初級（前期・後期）で約 86%、中級では約 100%であり、ボランティア活動をする意欲のある区民に向けて意識啓発や知識の定着を行う良い機会となった。	外国人向け日本語教室と同様、令和 6 (2024) 年度よりせたがや国際交流センター（クロッシングせたがや）へ事業移管となった。引き続きせたがや国際交流センター（クロッシングせたがや）と連携しながら、安定した受講者数の獲得を図るとともに、受講後に幅広く活躍できるよう、活動機会の提供について検討を行っていく。	
帰国・外国人児童・生徒に対して日本語指導及び生活習慣の指導補助を行い、学習習得に役立てることができた。	実施年によって実績の増減はあるが、令和 5 (2023) 年度は増加している。指導が必要な児童・生徒は毎年いるため、引き続き、指導補助を継続していく。	
外国人等の児童・生徒の保護者に対して、通学上不可欠な事項等、子どもの教育指導に関わる話し合いを円滑に進めるため、通訳の派遣を行い、学校と保護者間の意思疎通を円滑に行うことができた。	通訳の派遣は随時必要とされており、今後も当該事業を継続して実施する。	

基本方針 2：誰もが安心して暮らせるまちの実現

(2) 行政情報の多言語化等の推進

外国人が地域社会で生活していくうえで必要となる情報や、公共施設など、多くの区民が利用する場所のサイン等について、「世田谷区多言語表記及び情報発信の手引き」に則って多言語化を推進するとともに、「やさしい日本語」やルビ等の普及に努めます。

【施策に対する評価と課題】

庁内各課におけるチラシや施設案内、広報板等各種媒体の多言語化を進め、分かりやすい情報発信に努める必要がある。また、職員向け「やさしい日本語」研修は大変好評であったため、令和 6（2024）年度以降も継続して実施する。あわせて、「世田谷区多言語表記及び情報発信の手引き」の周知・啓発を図りながら、「やさしい日本語」の認知・理解をより高め、区全体での活用を強化していく必要がある。

① 情報発信における意識の醸成

	項目	所管課	内容	実績・数値等
18	「世田谷区多言語表記及び情報発信の手引き」の活用促進	文化・国際課	日本語を母語としない方にどのように情報を届けるか、必要とする地域での情報を正しく理解してもらうか、情報を発信する担当者に向けての考え方を整理した「世田谷区多言語表記及び情報発信の手引き」の活用を促進するとともに、広く区民に向けても活用を促す。	「世田谷区多言語表記及び情報発信の手引き」に則り、区ホームページにおいて「やさしい日本語」の活用や多言語表記により情報発信を行った。また、引き続き庁内公開サイト・区 HP に手引きのデータを掲載するとともに、職員向け研修等において手引きの周知を行い、庁内への啓発を図った。
19	情報のユニバーサルデザインガイドラインの普及	都市デザイン課	ユニバーサルデザインとは、年齢、性別、国籍、能力に関わらず、できるだけ多くの人が利用しやすいように生活環境を構築する考え方である。「情報のユニバーサルデザインガイドライン」を活用し、多言語化や図記号・絵記号（ピクトグラム）の活用について普及を図り、広く区民へ向けても活用を促す。	令和 6（2024）年 2 月 22 日に開催した都市デザイン研修において、研修生に対し『情報のユニバーサルデザインガイドライン』のうち、特に色覚の多様性とそれを踏まえた配慮など「カラーユニバーサルデザイン」について資料配布を行い、周知を図った。
20	職員向け「やさしい日本語」研修等の実施	研修担当課、文化・国際課	「やさしい日本語」とは、普通の日本語よりも簡単で、外国人にもわかりやすく、情報を発信する日本人にも使いやすいように考案された日本語のこと。各職場において、「やさしい日本語」で対応できるよう、「世田谷区多言語表記及び情報発信の手引き」を活用し、職員向けに研修を実施する。	世田谷文化生活情報センターセミナールームにて、職員を対象にした「やさしい日本語」研修を実施した。 受講者：60 名

【実績管理】

	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
庁内における 多言語冊子・ チラシ数	25 種	27 種	29 種	30 種	30 種

実績に対する評価	今後の取組み	備考
手引きに則った多言語・「やさしい日本語」の周知・啓発により、職員の多文化共生意識の醸成に努めた一方で、区で作成しているチラシやHP 等については、未だ日本語のみで作成されたものが多い。そのため、機会を捉えながら、継続的な周知啓発が必要である。	引き続き、区ホームページ等において「やさしい日本語」の活用や多言語化の推進を図る。また、様々な機会を捉え、手引きについて区民及び庁内向けの周知を強化し、活用の機会を広げていく。	
テーマを色覚多様性に限定したことで『情報のユニバーサルデザインガイドライン』より踏み込んだ説明ができた。	資料を庁内公開サイトに掲載するなど、情報発信の拡大について検討する。	
「やさしい日本語」の基礎について幅広く周知することができ、庁内での外国人住民対応能力の向上に寄与することができた。	令和 6（2024）年度も引き続き講座を実施する。参加者からは時間が足りなかった、もっと学びたかった等の声があったため、アーカイブ配信等について見直しを図る。	

②サイン等の多言語化

	項目	所管課	内容	実績・数値等
21	各種行政冊子、チラシ等の多言語化	関係各課	各課で作成する各種行政冊子、チラシ等の多言語化を進める。	P. 58～59 参照
22	公共施設館名表示の多言語化	各総合支所	公共施設名表示の多言語化を進める。	各区民会館：施設名及び室場名について、日本語の他に英語での併記を行っている。
23	区広報板の多言語化	地域行政課	区広報板の多言語化を進める。	広報板の建替えにあわせて、多言語化対応の WEB ページにリンクする二次元コードを記した広報板を設置した。 設置数：1 基
24	街区表示板、街区案内図の多言語化	住民記録・戸籍課	街区表示板、街区案内図の多言語化を進める。	【街区表示板】平成 5 (1993) 年度以降、区内全域において、表示板の区名、町名にひらがなでルビをふり、下欄にローマ字で表記している。 【街区案内図】平成 3 (1991) 年度以降、町名、施設、道路、駅、広域避難場所等を英語併記。ピクトグラムによる案内表示を行っている。
25	施設名表示（総合運動場・総合運動場温水プール・千歳温水プール、総合運動場駐車場の多言語化	スポーツ施設課	総合運動場・総合運動場温水プール・千歳温水プール、総合運動場駐車場の施設名表示において多言語化を進める。	場内のサインについては、多言語（日本語、英語）の表示を行っている。また、掲示物など新規に作成するものなどはピクトグラムを極力使用している。

実績に対する評価	今後の取組み	備考
施設名や室場名について、複数の言語で記載することで、多様な人が利用しやすい施設整備を行っている。	公共施設館名表示について、より多言語での表示を検討していく。	幹事支所でとりまとめ
予定通りの建替えが完了した。	引き続き、多言語化対応した広報板の設置を進めていく。	
外国人住民に対して適切に情報提供することができた。	既存の街区表示板、街区案内図を改修等する際、これまでどおり多言語対応を実施する。	
日本語を母語としない来館者のほか、年少者への情報伝達の向上が図れた。	継続実施と、他の言語の必要性を利用者の状況に応じて検討していく。	スポーツ推進課 →スポーツ施設課に名称変更

	項目	所管課	内容	実績・数値等
26	館内での多言語アナウンス（総合運動場・総合運動場温水プール・千歳温水プール）の実施	スポーツ施設課	総合運動場・総合運動場温水プール・千歳温水プールについて、多言語での館内アナウンスを実施する。	定時での3か国語（日本語、英語、中国語）による館内アナウンスの実施を徹底した。また、総合運動場温水プールおよび千歳温水プールにおいては、翻訳機（ポケットーク）を導入し、英語以外の言語に対応できるようにした。
27	喫煙場所標識、路上喫煙禁止路面標示シートの多言語化	環境保全課	喫煙場所標識、路上喫煙禁止路面標示シートの多言語化を進める。	電柱巻看板・路面標示シート（英語併記）を設置した。 電柱巻看板：195 か所 路面標示シート：350 か所
28	公園施設利用案内の多言語化	公園緑地課	公園施設利用案内の多言語化を進める。	公園等の新設・改修工事の際に設置する案内板や園名板について、英語表記を行った。公園数：6 箇所
29	区道案内標識、区道通称名板の多言語化	土木計画調整課、工事第一課、工事第二課	区道案内標識、区道通称名板の多言語化を進める。	区道通称名標識 1 基

実績に対する評価	今後の取組み	備考
多言語化により、外国人住民への一定の効果はあった。	継続実施していく。	
喫煙場所や路上喫煙禁止場所において、外国人住民に対して適切に情報提供することができた。	引き続き、積極的に標示を増設していく。 英語以外の言語の併記も検討する。	
可能な限りの多言語化を図っているが、表示内容やスペースの制約があり、一部分のみ、また、英語表記までにとどまっている。	公園等の新設・改修工事の際に設置する案内板や園名板について、英語表記を行う。	
区道多言語案内標識は事業完了。区道多言語通称名標識も計画通り進捗している。	案内標識及び通称名標識とも、令和 5（2023）年度に多言語化が一旦完了。 残 2 本は今後の道路工事に合わせて設置する予定。	

基本方針2：誰もが安心して暮らせるまちの実現

(3)生活基盤の充実【重点】

外国人が行政・生活情報を入手し、地域生活で生じる様々な問題について相談できるように、生活相談のための窓口を運営するとともに、教育、住宅、就労など、地域で暮らすうえで必要不可欠な生活基盤の充実を図ります。

【施策に対する評価と課題】

（公財）せたがや文化財団国際事業部が設置する「せたがや国際交流センター（クロッシングせたがや）」と連携し、外国人住民への情報発信や相談案内を充実させることができた。

また、新型コロナの収束に伴い、区役所の外国人相談窓口における年間相談件数は減少したものの、依然として日常生活や区政に関する相談件数は多い。相談に対し適切かつスムーズな対応ができるよう、引き続き安定した運営に努めていくとともに、関係各課と連携しながら、様々な分野における外国人住民の困りごとの解決に向け、取り組みの充実に努めていく。

	項目	所管課	内容	実績・数値等
30	外国人相談窓口の運営	世田谷総合支所地域振興課	外国人の日常生活や区政に関する相談を、英語、中国語で受け付ける窓口を運営する。	英 語：面接 1,391 件 電話 543 件 中国語：面接 580 件 電話 266 件 日本語：面接 260 件 電話 95 件 その他言語：面接 145 件 電話 16 件 合計 3,296 件
31	「ライフ・イン・セタガヤ（外国語版生活便利帳）」の配布	文化・国際課	外国人が区内に転入する際に、防災・保健・医療・教育・税金・子育て等、生活に必要な情報を英語・中国語・韓国語でわかりやすく記載した外国語版便利帳「ライフ・イン・セタガヤ」を配布する。	印刷部数：4,150 部（英語：2,000 部、中国語：1,300 部、韓国語 850 部）
32	国際化推進事業協力員制度の活用	文化・国際課	外国語の能力や、国際的知識等を持つ職員を「国際化推進事業協力員」として登録し、各職場や外国語での対応が必要となったとき、所属を超えて、通訳などの対応や、国際交流に関する職務に対応する。	庁内からの外国語版印刷物の翻訳確認や簡易通訳依頼に「国際化推進事業協力員」を活用した。 職員登録数：37 名 8 か国語に対応
33	留学生の就労支援事業の実施	文化・国際課	市民活動団体と協働し、日本で学び日本で就職したい留学生に対し、日本での働き方や生活習慣、マナーなどを学ぶ機会を提供するとともに、就職後のサポートにも取り組む。	令和 5（2023）年度は実績なし。

【実績管理】

	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
せたがや国際交流センター来館者数	—	1,895 人	3,939 人	4,012 人	4,865 人

実績に対する評価	今後の取組み	備考
コロナ収束に伴い、コロナに関連する区の各種事業等が減少及び廃止になった影響を受け、令和 5（2023）年度の年間相談件数は、減少に転じた。しかし、依然として外国人住民の日常生活や区政に関する相談件数は多い。	相談件数・内容の推移を注視しニーズを捉えつつ、外国人住民の日常生活や区政に関する相談事業を継続する。	
区内在住外国人数の増加に伴い印刷部数を令和 4（2022）年度よりも増刷した。転入してきた外国人住民に配付することで、多言語による生活に役立つ情報提供を行うことができた。	外国人住民にとってより分かりやすく手に取りやすい冊子となるよう、内容や形態の見直しを図る。	
庁内からの、翻訳確認や通訳依頼などの外国語需要に対し、適切な人員を配置することによってスムーズに対応することができた。	令和 6（2024）年度も引き続き実施する。業務の運営体制については、引き続き見直しを図る。	
実績なしのため、評価なし。	国や東京都が実施する支援内容を把握し、広く周知を行っていく。	

	項目	所管課	内容	実績・数値等
34	(仮称) 多文化情報コーナーの整備・運営	文化・国際課	防災や医療など様々な情報を発信するとともに、利用者同士が情報交換したり、外国につながる子どもたちが母語や母国の文化に触れることができる、(仮称) 多文化情報コーナーを整備・運営する。	「せたがや国際交流センター」(クロッシングせたがや)の運営を行った。主に、外国人住民の生活相談等の問い合わせに対する窓口案内や多言語での行政情報、生活・文化情報の提供、区民参加型の国際交流イベントの実施などを行った。 せたがや国際交流センター来館者数：4,865名、相談件数：64件
35	労働に関する情報提供	工業・ものづくり・雇用促進課	三茶おしごとカフェでは、外国人が多言語で労働や求職に関する相談をすることができる「東京都労働相談センター」や「東京外国人雇用相談サービスセンター」等の情報提供を行う。	電話による問合せを数件受け、東京都労働相談センターや東京外国人雇用相談サービスセンター等の情報提供を行った。 また、東京圏雇用労働相談センターとの共催で外国人労働者向けのセミナー及び個別相談会を開催した。 セミナー参加者数：4名（うち1名が個別相談も行った）
36	医療に関する情報提供	保健医療福祉推進課	外国語で受診できる医療機関や日本の医療制度を外国語で案内する医療情報センター「ひまわり」のホームページ・テレフォンサービス、医療機関向けの電話による救急通訳サービス、初期救急診療所等、医療に関する様々な情報提供を行う。	令和4(2022)年度に引き続き、せたがや便利帳及び区ホームページの夜間・休日の急病時の案内の中で、「ひまわり」では外国語（英語・中国語・韓国語・タイ語・スペイン語）による案内を行っている旨掲載した。 また、課で発行している「小児科診療所のご案内」について、英語版の原稿を作成し、要望があれば出力の上、対応できる状態とした。
37	外国人介護人材の受入支援	高齢福祉課	区内介護事業所が外国人人材の受入れを検討するにあたり、国や都の外国人人材に関する支援制度の周知を行うとともに、外国人が働きやすい環境づくりについて検討する。	区内介護事業所に対し、都が実施する介護人材支援制度の周知を図るとともに、介護人材採用活動経費助成事業により、外国人人材を含めた介護人材確保のための支援を行った。 また、令和6(2024)年2月22日に世田谷区福祉人材育成・研修センターにおいて、区内特別養護老人ホームで就労中の外国人職員同士の交流会を実施した。
38	不動産団体等への情報提供	文化・国際課、居住支援課	区内の不動産団体等に対し、外国人を支援するサービスやガイドブック等の情報提供を行うなど、外国人が円滑に民間賃貸住宅に入居できる環境の整備に取り組む。	「お部屋探しサポート」において、外国人住民1名の相談対応を行った。

実績に対する評価	今後の取組み	備考
令和 4 (2022) 年度に比べ、来館者数及び相談件数は約 1.2 倍増加した。(令和 4 (2022) 年度：4, 012 名)	せたがや国際交流センター（クロッシングせたがや）の更なる認知度向上を目指すとともに、引き続き日本人住民と外国人住民が気軽に相談・交流できる場の提供や、区民と団体等のネットワークづくりを行っていく。	
問合せに対しては、的確に支援機関を案内した。セミナーは受講者の満足度が高く、有益な情報提供ができた。	外国人住民からの問合せ、相談があった場合に、東京都労働相談センターや東京外国人雇用相談サービスセンター等の情報提供を行う。セミナーは令和 6 (2024) 年度も開催予定。	
診療機関情報を多言語対応にしたことで、より幅広く情報を周知できた。	引き続き電話による医療情報サービス「ひまわり」が外国語に対応している旨の情報を掲載するとともに、他の案内等にも掲載できないか検討する。 併せて英語版「小児科診療所のご案内」については、今後パンフレット化を進め、保育課や健康づくり課等、配布所管と連携し普及を進める。	
介護人材の採用にかかる経費の助成を行うことで、法人の積極的な採用活動につながり、外国人人材の採用にも一部寄与することができた。外国人職員交流会は、法人の枠を越えて外国人住民同士の交流を行い、働きやすい環境づくりにつながる情報交換のできる、良い機会の提供となった。	引き続き、国や都による様々な支援策の周知に努めるとともに、区内介護事業所の意見を参考にしながら、世田谷区福祉人材育成・研修センターとも連携をし、外国人人材の雇用に関する課題の整理や支援等を検討していく。	
外国人住民からの住まいに関する相談に対し、「お部屋探しサポート」を紹介するなど、情報提供を行うことができた。	令和 6 (2024) 年度も継続的に事業を実施していく。	

	項目	所管課	内容	実績・数値等
39	居住支援協議会における入居支援策の検討	文化・国際課、 居住支援課	居住支援協議会において、NPO との連携方策等、入居先を探す外国人及び外国人オーナーの不安解消に資する入居支援策について検討する。	「お部屋探しサポート」の利用促進に向け、引き続き周知を行った。
40	帰国・外国人児童・生徒のための教育相談室の運営	学務課	帰国・外国人相談室・支援校（小学校3校、中学校1校）連携のもと、帰国・外国人児童・生徒の教育や相談指導を行う。	相談件数 637 件 【通級指導】 中学校 2 校 87 回 【訪問面接】 小学校 43 校 計 104 回 中学校 15 校 計 37 回 【補習教室】 水曜 24 回/年 延べ 450 名 土曜 24 回/年 延べ 954 名

実績に対する評価	今後の取組み	備考
前年度に引き続き、「お部屋探しサポート」を通じて、外国人住民の民間賃貸住宅への入居支援の窓口を設置し、区報や案内ちらし、ホームページなどで周知を行った。	「お部屋探しサポート」の利用実績を分析し、居住支援協議会において共有を行う。また、家主や不動産管理会社向けのセミナー等において、外国人住民の入居促進に関するテーマ等を扱うことを検討する。	
日本語習得の不十分な児童・生徒について、初期指導・訪問指導・補習教室における指導等、その児童・生徒の理解の程度に応じた指導を行い、学校生活に適應するための支援を行うことができた。	引き続き、必要な児童・生徒の理解の程度に応じた支援を行っていく。また、年々、利用者が増加しているため、児童・生徒一人一人に応じたきめ細やかな指導ができるようにより効果的な事業運営に努める。	

基本方針 2：誰もが安心して暮らせるまちの実現

(4) 災害時に対する備えの充実

平常時から外国人に対する防災訓練や防災情報の提供を行うとともに、災害発生時に地域社会において適切かつ迅速な対応ができる体制の整備を推進します。

【施策に対する評価と課題】

「外国人向け防災教室」については、前年度より実施回数を増やすことができた。区の実態調査において、約 6 割の外国人住民が防災訓練に「参加したい」と回答しており (p. 77)、外国人住民の参加意欲は高い。参加者の意見・感想等を踏まえ、実施内容の見直しを行いながら、日本語支援を行うボランティア団体や総合支所地域振興課と連携し今後も実施していく。

引き続き、関係各課と連携を図りながら、外国人住民の防災意識の啓発を行うとともに、震災時職員行動マニュアルの見直しや実働訓練の実施など、庁内体制の整備を図っていく。

	項目	所管課	内容	実績・数値等
41	外国人向け防災教室の実施	各総合支所地域振興課、文化・国際課	外国人が災害に対する基礎知識を学習できるように、資料を多言語で作成するとともに、地域の日本語教室と連携し、防災教室を実施する。	地域日本語教室や外国人住民向けの学校と協働し、防災教室を開催した。 全 7 件（世田谷：2 件、北沢：2 件、玉川：1 件、砧：1 件、烏山：1 件）
42	地域の防災訓練への外国人の参加促進	各総合支所地域振興課、文化・国際課	様々な機会を捉え、外国人に対して地域の防災訓練への積極的な参加を呼びかける。	【烏山総合支所】 3 回（消防署、せたがやボランティアセンター、区で各 1 回）各回 100～150 名 ※その他、4 支所は実績なし
43	外国人にも配慮した避難所運営マニュアルの見直し	災害対策課	避難所運営組織向けに作成する避難所運営マニュアルについて、外国人避難者も想定し、やさしい日本語等を活用した見直しを進める。	各避難所運営委員会での避難所運営マニュアル見直し案の試行・検証結果を踏まえ、外国人への配慮について追記・修正を行い、令和 5 (2023) 年 9 月に避難所運営マニュアル確定版の運用を開始した。
44	「災害時区民行動マニュアル」(マップ版) 多言語版の配布	災害対策課	多言語で作成した、防災情報を含んだ世田谷区地図及び地震対策についてのマニュアルを、各窓口にて配布する。	令和 4 (2022) 年度に引き続き各窓口での配布対応を行った。

【実績管理】

	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
外国人向け防災教室 実施回数	7 回	2 回	2 回	6 回	7 回

実績に対する評価	今後の取組み	備考
外国人住民に対し、災害の基礎知識や備えについての学習機会を提供することができた。さらに、災害時区民行動マニュアル（英語版、中国語版、韓国語版）を用いることで、日本語の聞き取りが得意ではない外国人参加者も、避難所や備蓄物品など防災に関する知識が理解できるよう工夫した。 また、令和 4（2022）年度に比べ、防災教室の開催件数は回復傾向にあり、積極的な周知を図っていく。	今後も、地域日本語教室および学校等や文化・国際課と連携のもと、積極的に外国人向け防災教室を行っていく。	
【北沢総合支所】 計 2 回実施した外国人向け防災教室にて参加を呼びかけることは可能であったが、実施時期が地区防災訓練後であったため周知することができなかった。	留学生施設や日本語教室に対して防災訓練の周知を積極的に行っていくとともに、外国人住民が参加する防災イベント等でも周知を図る。 地域の避難所訓練や地区防災訓練の機会を捉え、初期消火や地震時の避難を案内し周知を行っていく。	
避難所運営マニュアル解説版に外国人住民への配慮についてより具体的な手法を盛り込んだことで、災害に対する備えの充実に寄与した。	今後も必要に応じて避難所運営マニュアルを見直し、避難所運営において外国人避難者に対する配慮が推進されるよう改善していく。	
各窓口で配布することで、外国人住民に対して、防災情報を含んだ世田谷区地図及び地震対策についてのマニュアル情報の提供ができた。	各窓口での配布を継続し、外国人住民へ分かりやすく情報が伝わるよう努める。	

	項目	所管課	内容	実績・数値等
45	広域避難場所標識の多言語化	災害対策課	広域避難場所標識の多言語化を進める。	多言語化対応を行うにあたり、令和 4（2022）年度に既存の標識で多言語化できていない基数を把握することはできたが、それらに対し具体的な対応を行うまでは至らなかった。
46	「外国人支援担当」非常配備態勢の指定	災害対策課、文化・国際課	外国人に適切な支援が行われるように、各総合支所に国際化推進事業協力員を配置し、外国人災害情報センターや、外国人災害時情報窓口を設置するなど、必要な支援を行う。	外国人支援担当として非常配備態勢時の職員を 21 名指定。

実績に対する評価	今後の取組み	備考
引き続き対応を検討する必要がある。	多言語化できていない標識について、優先順位をつけて多言語化を進めていく。	
非常配備態勢時に備え、各支所に設置される外国人災害時情報センター及びエフエム世田谷に適切に職員を配置できる体制を整えた。 また、エフエム世田谷の緊急放送時の運用や機材等について広報広聴課、災害対策課、国際化推進事業協力員とともに現地確認を行い、災害時の対応について共有することができた。	引き続き関係所管と調整し、実効性のある体制づくりを進めるとともに、震災時職員行動マニュアルについて、実態に合わせた見直しを行う。	

基本方針 2：誰もが安心して暮らせるまちの実現

(5) ICT を活用した環境整備

情報ツールの発達と普及を踏まえ、外国人も容易に情報にアクセスできる有効な手段として ICT 等を幅広く活用し、情報が取得しやすい環境を整えます。

【施策に対する評価と課題】

タブレット端末を活用したテレビ電話通訳について、前年度に比べ利用件数は約 70 件増加し、窓口サービスの向上につながっている。また、タブレット端末等を導入していない所管については、必要に応じて出入国在留管理庁の通訳支援事業（電話通訳サービス）を活用し、外国人住民に対して多言語でのスムーズかつ的確な案内や対応を心掛けている。

また、区ホームページについては、令和 6（2024）年 9 月にリニューアルを予定している。外国人住民向けページについては、「やさしい日本語」に加え写真やイラスト等を積極的に活用し、より分かりやすい情報提供に努めていく。

	項目	所管課	内容	実績・数値等
47	デジタルブック（カタログポケット）による情報発信	広報広聴課	区のおしらせ「せたがや」を多言語対応の無料アプリケーション「カタログポケット」により配信する。	外国語の自動翻訳による閲覧数 105 件 ※対応は 10 言語（日本語、英語、中国語（簡体字・繁体字）、韓国語、タイ語、ポルトガル語、スペイン語、インドネシア語、ベトナム語）
48	ホームページの多言語表示及び自動翻訳サービスの運営	広報広聴課	区のホームページを多言語に自動で翻訳できるサービスを運営するとともに、自動翻訳の精度向上に取り組む。	自動翻訳による閲覧数は 137,950 件。 ※対応は英語、中国語（簡体字）、韓国語の 3 言語 閲覧数上位のページや外国人住民の暮らしに必要なページの訳質チェックを行い、自動翻訳の精度向上を図った。
49	外国人向けページの充実	関係各課、文化・国際課	区のホームページのリニューアルに合わせて、関係各課で作成した多言語冊子やチラシ等を一覧に掲載する外国人向けページの充実を図る。	ホームページにおいて、やさしい日本語や多言語表記での情報発信を積極的に行った。 外国人住民向けページ閲覧者数（月平均）：4,312 件
50	外国人向け SNS 「Pick up Setagaya」による情報発信	文化・国際課	留学生や大学生による、区内のおすすめスポットの取材等を通して、世田谷での滞在や生活の魅力を記事にし、SNS にて発信する。	実績なし。

【実績管理】

	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
外国人向けページ 閲覧数（月平均）	1,485 件	1897.5 件	2,041.2 件	2,099.8 件	2,212 件

実績に対する評価	今後の取組み	備考
1 号あたりの外国語閲覧数平均は、令和 3(2021) 年度 3.2 件(137 件/43 回)、令和 4(2022) 年度 3.3 件(135 件/41 回)と微増したが、令和 5(2023) 年度は 2.4 件(105 件/43 回)に減少にした。	引き続き、継続して配信する。	
自動翻訳による閲覧数は 令和元(2019) 年度 66,962 件 令和 2(2020) 年度 119,304 件 令和 3(2021) 年度 162,360 件 令和 4(2022) 年度 145,011 件 令和 5(2023) 年度 137,950 件 と推移している。新型コロナウイルスの影響により閲覧数が増加傾向にあったが、令和 5(2023) 年度は令和 4(2022) 年度に引き続き閲覧数が減少傾向にある。	引き続き、自動翻訳サービスの提供、訳質精度の向上に努める。また、令和 6(2024) 年 9 月に実施予定の区ホームページリニューアルに伴い、自動翻訳が可能な言語の充実を図る。	
外国人住民向けホームページの閲覧数は令和 4(2022) 年度の約 2 倍となっており、外国人住民が様々な情報を求めてホームページを閲覧していることが伺える。	令和 6(2022) 年 9 月に実施予定のホームページリニューアルに伴い、外国人住民にとってより分かりやすく、必要な情報に辿り着きやすいホームページの運用を図る。	外国人住民向けホームページの管理については、文化・国際課が担当
「Pick up Setagaya」による情報発信は実施しなかったが、せたがや国際交流センター（クロッシングせたがや）の SNS（Facebook、X（旧 Twitter）、Instagram）を活用し、区内の情報を広く発信し、講座やイベントにおいて外国人住民の参加につなげることができた。	更なるフォロワー数の増加を目指すとともに、外国人住民が求める情報を効果的に発信していく。	

	項目	所管課	内容	実績・数値等
51	タブレット端末等の活用促進	文化・国際課、都市デザイン課	各窓口でのタブレットや自動翻訳機器の活用を促す。	各総合支所くみん窓口、外国人相談窓口、文化・国際課において、テレビ電話を活用した通訳アプリケーション（みえる通訳）を導入したタブレット端末及び3者間通話による電話通訳の活用を行っている。みえる通訳は278件、電話通訳は105件の利用があった。
52	まち歩きアプリ「世田谷ぷらっと」による情報発信	経済課	Google 翻訳機能（英語・中国語・韓国語・スペイン語・フランス語・ポルトガル語）が付属されたスマートフォン用アプリ「世田谷ぷらっと」により、観光情報を発信する。	令和3（2021）年度をもって事業終了のため、実績なし。
53	観光情報サイト「エンジョイ！SETAGAYA」による情報発信	経済課	区内のおすすめ「まち歩きコース」の紹介をはじめ、「イベント情報」、「観光スポット」、季節感やトレンドを反映した「特集記事」など、様々な角度から世田谷の魅力を多言語（英語、中国語、韓国語）で発信する。	区内のおすすめスポット等、世田谷の魅力を多言語で発信した。 閲覧数（PV 数）：349,316 ページ
54	公衆無線LAN環境の整備拡充	政策企画課、DX推進担当課、災害対策課、市民活動推進課、経済課	現在、区内の一部で利用が可能な、公衆無線 LAN サービス「SETAGAYA free Wi-Fi」のアクセスポイントを拡充する。	新規整備箇所：区立児童館、一部無人区民利用施設 フリーWi-Fi の区内全域での統一的な配置を進めるため、DX 推進委員会内に設置されたフリーWi-Fi 環境整備PT において今後の活用方針等を検討し、新たに「行政手続き」「教育学習・生涯学習」「区民活動利用」「防災（避難所用）」という4つを利用目的とした「世田谷区フリーWi-Fi 整備計画」を策定した。また、整備計画に基づき、新たに児童館や一部無人区民利用施設へのモバイルルーターの先行配備を行った。
55	世田谷デジタルミュージアムによる情報発信	生涯学習課	区の歴史文化に関するウェブサイト「世田谷デジタルミュージアム」を通じた情報発信を推進する。区内の文化財や郷土資料館の収蔵資料などの紹介、区内のまち歩きの際に地域の文化財の案内など、ICT 技術を活用するとともに、多言語化したコンテンツを設け、外国人向けに世田谷の歴史や文化、身近な文化財についての魅力を伝える。	- 区内歴史的建造物に関する動画を制作。 - 外国人に向けた情報発信を進めるため、ウェブサイト上の機能で、英語、中国語、韓国語を選択し自動翻訳が可能。 - デジタルミュージアム 閲覧数 251,723 件

実績に対する評価	今後の取組み	備考
通訳アプリケーション及び電話通訳を活用した多言語対応により、窓口業務の効率化と窓口サービスの向上につなげることができた。	全庁的に通訳サービスのニーズ調査を行い、特に必要性が高い所管課に向けて令和 6（2024）年度より通訳タブレット及び電話通訳を新規導入し、庁内における多言語対応の充実を図る。	
—	—	
世田谷の魅力を多言語で PR することができた。	引き続き、世田谷の魅力を多言語で発信していく。	
今後の公共としてのフリーWi-Fi の整備目的及び整備すべき施設の方向性を具体化したことで、実効性のある整備計画を策定することが出来た。また、一部施設において、迅速に先行配備を実施したことで、早期に区民の利便性向上を図ることができた。	新たに策定した「世田谷区フリーWi-Fi 整備計画」に基づき、各施設への Wi-Fi 環境の整備を進める。	
外国人住民を含む多くの方に対し、区の歴史文化を多言語で情報提供することができた。	引き続き、世田谷の歴史や文化について多言語による情報を発信していく。	

基本方針 3：多文化共生の意識づくり及び偏見・差別の解消

(1) 多様な文化を受け入れる意識の醸成【重点】

多様な文化を理解し合える交流イベント等を開催し、区民一人ひとりが互いの文化について相互理解を深め、人権を尊重し合いながら共に暮らしていける多文化共生の意識づくりを推進します。

【施策に対する評価と課題】

様々な機会において、多様な文化を理解し合える交流イベント等を開催できた。世田谷区の多文化共生について考えるワークショップや子どもたちが大使館を訪れる企画等の実施により、区民の多文化共生の意識啓発につなげることができた。今後も様々な機会を活用し、意識醸成に努めていく。

① イベント

	項目	所管課	内容	実績・数値等
56	キネコ国際映画祭の実施	文化・国際課	「キネコ国際映画祭」とは「キネマ（映画）」と「黒猫」をかけた“キネコ”をイメージキャラクターとし、民間と共催で行う国際的な映画祭であり、子どもたちが「映画」を通じて世界の芸術や文化に触れ、「個性」「感性」「国際性」「道徳」等を学ぶことにより、「夢」や「希望」を育んでいく心を醸成する。	令和 5（2023）年 11 月 1 日～6 日開催（二子玉川） 参加者数：125,489 人
57	トライアングルフェスタの実施	鳥山総合支所 地域振興課、児童課	上智大学祖師谷国際交流会館と連携して、鳥山地域でのお祭りを実施し、地域の絆と国際交流を深める。	トライアングルフェスタが 4 年ぶりに開催され、主催 3 団体が揃い、成城通りパークウエストプロムナード及び都立祖師谷公園を使用し、第 29 回トライアングルフェスタとして開催した。
58	三茶 de 大道芸の実施	文化・国際課	国内外約 50 のグループ等による大道芸を実施し、外国人及び区内外から集う人々との交流を通じ、ふれあいの輪を広げる。	令和 5（2023）年 10 月 21 日～22 日開催 来場者数：約 177,000 名
59	せたがや国際メッセの実施	文化・国際課	区内大使館や大学、国際交流団体と連携し、ブース出展やステージイベント、体験コーナー等を実施するとともに、チラシ・パンフレットにルビを振るなど、誰もが気軽に多様な文化に触れられる機会を作る。	日本大学文理学部百周年記念館にて、（公財）せたがや文化財団国際事業部（せたがや国際交流センター）との共催で「第 7 回せたがや国際メッセ&第 5 回ホストタウンコンサート」を実施した。 来場者：約 2,500 名（参考：令和 4（2022）年度来場者 2,000 名）
60	国際交流ラウンジの実施	文化・国際課	区内大学に通う留学生が、各テーマに対する母国と日本との比較をプレゼンテーションし、そのテーマについて留学生を交えた参加者間でシェアすることで、異文化理解を促進する。	・多文化理解講座（実施回数 7 回、参加者延べ 351 名） ・にほんご交流会（実施回数 4 回、参加者延べ 244 名（内外国人参加者 142 名）） ・子ども向け企画（実施回数 2 回、参加者延べ 36 名） ・韓国語でおしゃべり（実施回数 27 回、参加者延べ 93 名）を開催した。
61	English Table の実施	文化・国際課	区内大学に通う留学生と、各テーマに対して英語でコミュニケーションするとともに、参加者間での交流を深める。	日本大学文理学部百周年記念館にて、「第 7 回せたがや国際メッセ&第 5 回ホストタウンコンサート」の中で開催した。 1 回 30 分、全 4 回実施。 参加者数 104 名（各回満員）

【実績管理】

	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
区民向け 多文化共生講座 来場者数	201 人	231 人	564 人	529 人	724 人

実績に対する評価	今後の取組み	備考
新型コロナウイルス 5 類感染症移行となったことを背景に、参加者数は昨年度比 39,157 人増（約 1.45 倍）となった。子どもが身近な場所で文化・芸術にふれ親しむことができる機会の充実を図ることができた。	令和 6(2024)年度も、（一社）キネコ・フィルムとの共催を予定している。	
来場者数約 8,000 名が来場し、コロナ前のような賑わいのあるイベントとなった。	今年度は上祖師谷地区会館の改修工事により、規模を縮小して実施する予定。上智大学祖師谷国際交流会館との連携については、今後検討していく。	再掲事業
コロナ禍から 3 年ぶりに屋外での開催が実現した令和 4(2022) 年度に続き、商店街の賑わいの創出につなげることができた。令和 4(2022) 年度の約 10 万人から大幅に来場者数を増やすことができ、コロナ禍前の約 20 万人に近い水準に戻すことができた。	令和 6(2024) 年 10 月 19 日（土）・20 日（日）開催予定	再掲事業
前回に引き続き、来場者に対する多文化共生の啓発に加え、参加団体同士の交流にも繋げることができた。ホストタウンコンサートの同時開催による相乗効果もあり、来場者数は前年を上回る 2,500 名であった（+500 名）。	令和 6(2024)年度も、（公財）せたがや文化財団国際事業部（せたがや国際交流センター）との共催を予定している。令和 5(2023)年度の内容を精査し、適切な開催形式で開催する。	再掲事業
イスラム文化に触れる体験や「やさしい日本語」を用いての交流会、子どもたちが大使館を訪れる企画等の実施により、区民の多文化共生意識の啓発を図ることができた。	引き続き様々なテーマの講座やワークショップを数多く実施し、日本人住民と外国人住民の交流機会の提供や相互理解を図っていく。	再掲事業
前回に引き続き、多くの方に英語でのコミュニケーションの機会を提供することができた。	せたがや国際メッセの開催に併せ、（公財）せたがや文化財団国際事業部（せたがや国際交流センター）と連携しながら実施に向けた準備を行っていく。	再掲事業

	項目	所管課	内容	実績・数値等
62	せたがやの魅力再発見ツアーの実施	文化・国際課、経済課	日本人と外国人が共に世田谷の魅力を感じることでできるまち歩きツアーを実施するとともに、多文化料理食べ歩きマップなど多文化を新たな魅力として情報発信を推進する。	「英語でまち歩き」(外国人参加者 11 名、日本人参加者 8 名)、「やさしい日本語でまち歩き」(外国人参加者 20 名、日本人参加者 9 名)を開催した。
63	人権啓発イベントの実施	人権・男女共同参画課	人権に対する正しい知識の普及啓発を図るため、区民・事業者とともに人権啓発イベントを実施する。	・成城にて講演と映画のつどいを実施した。(外部講師による「スポーツと国際紛争」をテーマに講演及び映画「LFG-モノ言うチャンピオンたち」の上映会を行った。 - 来場者数：162 名(一般：75 名、研修生：87 名) ・区民まつり、梅まつりにブースを出展し、人権普及啓発を行った。
64	アメリカ選手団と区民との交流事業の実施	スポーツ推進課	東京 2020 大会期間中に大蔵運動場等でキャンプを実施するアメリカ選手団と区民の交流事業などを展開するとともに、アメリカ選手が大会で活躍できるように応援する。	・東京 2020 大会の車いすバスケットボールで金メダルを獲得したアメリカ選手が区民スポーツまつりに参加し、参加者と交流を図った(参加者 98 名) ・東京 2020 大会のパラ陸上で金メダルを獲得したアメリカ選手が、東京マラソンに出場した翌日に区立小学校を訪問し、児童と交流した。 対象：区立玉堤小学校 4 年生(97 名) 【アメリカ選手以外とのスポーツを通じた国際交流】 ・区立の幼稚園、小・中学校にオリンピックやパラリンピアンなどのトップアスリート選手を派遣し、講話や実技を通じて、スポーツの魅力や素晴らしさを伝えていくことを目的とした「学校 2020 レガシー推進校」の取り組みにおいて、南スーダン選手 1 名が 1 校で授業を行った。 対象：区立桜小学校 3 年生(121 名)
65	ホストタウン交流イベントの実施	文化・国際課	アメリカの文化・芸術・教育等を軸としたイベントを開催し、区がアメリカ合衆国のホストタウンであることを PR する。また、東京 2020 大会において、区民がアメリカ選手を応援する気運を醸成する。	「第 7 回せたがや国際メッセ&第 5 回ホストタウンコンサート」にてゴスペルコンサートを実施。
66	「Touch the World」多文化体験コーナーの運営(再掲)	教育指導課	子どもたちが体験的に楽しく外国語を学ぶとともに、外国人を含めた様々な区民が気軽に立ち寄り、多様な文化に触れ、交流することができる「Touch the World」多文化体験コーナーを運営することで、子どもたちの外国語や異文化への関心を高め、国際理解を推進する。	令和 3(2021)年度に閉館したため、実績なし。

実績に対する評価	今後の取組み	備考
英語や「やさしい日本語」を用いながら区内観光地をめぐることで、日本人住民と外国人住民の交流を図るとともに、地域の魅力を発見することにより地域で活動するきっかけづくりとなった。	引き続き事業を実施するとともに、より幅広く参加が可能となるよう、応募要件等について検討していく。	
講演と映画のつどいでのアンケートでは、人権に関する理解や関心について、理解が深まったが87%であり、人権普及啓発に寄与した事業と言える。	令和 6(2024)年度も継続して講演と映画のつどいを実施予定。また、区民まつり、梅まつりも引き続き出展していく予定。	
・東京 2020 大会から 2 年経ったが、継続して区民とアメリカ選手が交流する機会を提供することで、多文化共生社会の理解促進を図ることができた。 ・児童はスポーツを通じて海外選手と交流することで、自身とは異なる文化や言語を持つ選手とも通じ合うことができ、スポーツをきっかけに多様な文化を受け入れる意識をつくることができた。	今後ともスポーツを通じて外国人選手と交流する機会を区民に提供できるよう USOPC（アメリカオリンピック・パラリンピック委員会）等と調整していき、区民に多文化への理解や受入れの意識づくりを促進していく。	
「国際メッセ」との同時開催でアメリカ発祥の音楽「ゴスペル」を披露。約 500 名の来場者が気軽にアメリカ文化に触れ、楽しめる機会を創出することができた。また、「国際メッセ」とコラボすることで、事業の効率化を図ることができた。	東京 2020 大会のレガシーである「共生のまち世田谷」の実現を目指すため、ホストタウン・共生社会ホストタウンの取組みを庁内で連携しつつ継続していく。また、様々な機会を捉え、ホストタウンロゴマークの活用、事業者との協力による情報発信を通じて、世田谷区がアメリカ合衆国のホストタウンであることを周知するとともに、多文化や多様性への理解を促進する。	文化・国際課に事業を移管。
—	—	

②ボランティア

	項目	所管課	内容	実績・数値等
67	オリンピック・パラリンピック開催に向けた世田谷区ボランティア事業の実施	市民活動推進課、文化・国際課	国内外から区を訪れる方々へのおもてなしを充実させるとともに、大会後は経験を活かし、地域のボランティアとして活躍できるよう区の独自ボランティア事業を実施する。	令和3(2021)年度をもって事業終了のため、実績なし
68	世田谷区ホームステイボランティア家庭登録制度への登録促進	文化・国際課	ホームステイを通じ様々な文化に触れることで、多文化共生の意識が醸成されるよう、ホームステイボランティアへの登録を促進する。	新規登録家庭数：14 家庭 利用実績：0 家庭 総登録家庭数：55 家庭
69	観光ボランティアガイド事業の実施	経済課	多くの観光客に世田谷の魅力を伝えるため、観光ボランティアガイドを育成し、観光案内業務を実施する。	ガイド2期生に対して、外国人観光客受入れのため観光ボランティアガイド育成研修を実施。 2月に豪徳寺における外国人観光客向けの観光ボランティアガイドを実施 利用者数：67 名

実績に対する評価	今後の取組み	備考
—	—	
新型コロナの影響により、姉妹都市等からの来 日がなかったため、利用実績なし。	令和 6（2022）年度も引き続き登録申請を受け 付け、姉妹都市等との交流事業の折には活用し ていく。	
区内スポットの魅力を外国人観光客へ PR する ことができた。	引き続き、区内スポットの魅力を外国人観光客 へ発信していく。	

③研修・講座等

	項目	所管課	内容	実績・数値等
70	区民向け多文化共生講座の実施	関係各課、文化・国際課	様々な区民向け講座の機会を捉え、多文化共生意識の醸成に努める。	・多文化理解講座（実施回数 7 回、参加者延べ 351 名） ・にほんご交流会（実施回数 4 回、参加者延べ 244 名（内外国人参加者 142 名）） ・子ども向け企画（実施回数 2 回、参加者延べ 36 名） ・韓国語でおしゃべり（実施回数 27 回、参加者延べ 93 名）を開催した。
71	せたがや多文化ボランティア講座の実施	文化・国際課	外国人と関わる活動を考えている方を対象に、外国人との相互理解のために多文化共生について学ぶことができる講座を実施する。	・多文化理解講座（実施回数 7 回、参加者延べ 351 名） ・にほんご交流会（実施回数 4 回、参加者延べ 244 名（内外国人参加者 142 名）） ・子ども向け企画（実施回数 2 回、参加者延べ 36 名） ・韓国語でおしゃべり（実施回数 27 回、参加者延べ 93 名）を開催した。
72	外国人おもてなしセミナーの実施	経済課	外国人観光客の受入環境整備を目的として、外国人の食文化・マナー・習慣・会計などへの理解促進を図るためのセミナーを、区内商店街向けに実施する。	東京 2020 大会のインバウンド需要を見込んだ取り組みであり、一旦廃止。
73	キャッシュレス推進に向けたセミナーの開催	経済課	外国人観光客の間でニーズの高いクレジットカード決済をはじめ、電子マネーや QR コード決済など、近年増加する現金以外の様々な決済手段に対応するため、区内事業所におけるキャッシュレスの導入促進に向けたセミナーを開催し、外国人観光客の受入環境整備や区内消費の喚起につなげる。	東京 2020 大会のインバウンド需要を見込んだ取り組みであり、一旦廃止。

実績に対する評価	今後の取組み	備考
イスラム文化に触れる体験や「やさしい日本語」を用いての交流会、子どもたちが大使館を訪れる企画等の実施により、区民の多文化共生意識の啓発を図ることができた。	引き続き様々なテーマの講座やワークショップを数多く実施し、日本人住民と外国人住民の交流機会の提供や相互理解を図っていく。	
イスラム文化に触れる体験や「やさしい日本語」を用いての交流会、子どもたちが大使館を訪れる企画等の実施により、区民の多文化共生意識の啓発を図ることができた。	引き続き様々なテーマの講座やワークショップを数多く実施し、日本人住民と外国人住民の交流機会の提供や相互理解を図っていく。	※令和 2(2020)年度より、(公財)せたがや文化財団国際事業部に事業を移管し、「多文化理解講座」に名称変更。
実績なしのため、評価なし。	今後の観光需要の状況を見極めつつ、必要に応じ実施する。	
実績なしのため、評価なし。	今後の観光需要の状況を見極めつつ、必要に応じ実施する。	

	項目	所管課	内容	実績・数値等
74	外国人向け接客ツールの利用啓発	経済課	外国人が安心して店舗等を利用できるよう、区内商店街等に外国人接客マニュアルや指差しメニュー等の接客ツールの利用を啓発する。	東京 2020 大会のインバウンド需要を見込んだ取り組みであり、一旦廃止。
75	職員自主研修の支援	研修担当課	語学講座等の自己研鑽の機会を提供する。	職員の自主的な学習意欲を喚起する目的として、団体料金で受講できる講座の案内や受講料の一部を助成する「職員自主研修助成」を案内した。 語学講座数：30 講座 受講者：0 名 自主研修助成：0 名 また、新たな支援として、自己啓発 Web システムを導入し、自己研鑽の機会を拡充した。 語学系コンテンツ数：13 種 アクセス数（視聴回数）：61 回
76	職員向け人権研修の実施	研修担当課、人権・男女共同参画課	職員の人権意識の啓発を図るため、人権研修を実施する。	採用 1 年目、技能 1 年目職員対象人権研修：247 名 常勤職員対象人権研修：780 名 会計年度任用職員対象人権研修：472 名

実績に対する評価	今後の取組み	備考
実績なしのため、評価なし。	今後の観光需要の状況を見極めつつ、必要に応じ実施する。	
通信教育の受講者はいなかったが、今年度、新たに導入した自己啓発 Web システムを活用して、語学を学ぶ機会を提供することができた。	引き続き、職員自らが学ぶ意欲を持ち続けられるよう、時代に合わせた自己研鑽の機会を提供する。	
人権について正しい知識を習得させ、地方公務員としてより高い人権意識を持たせる機会を設けることができた。	採用後も定期的に研修を実施して、職員が人権意識について確認する機会を継続的に設ける。	

基本方針 3：多文化共生の意識づくり及び偏見・差別の解消

(2) 学校教育における多文化共生に関わる国際理解教育の推進

幼少期から外国語に親しむ機会を増やすとともに、多文化共生についての意識を醸成するため、児童・生徒を対象として、外国語教育の充実など、国際理解教育を推進します。

【施策に対する評価と課題】

新型コロナの収束に伴い、令和 5（2023）年度は姉妹都市交流事業を再開することができた。計 44 名の児童・生徒が姉妹都市 3 市を訪れ、現地の日常生活を体験し様々な交流を行うことにより、児童・生徒の国際理解を深めることができた。

また、学校においては、偏見・差別のさらなる解消に向けて、国際理解教育に加え教員向けの人権教育研修の実施など、人権尊重の視点に立った多文化共生の意識を醸成する取組みを進めていく。

	項目	所管課	内容	実績・数値等
77	海外派遣等を通じた国際交流事業の拡充	文化・国際課、教育指導課	現地の日常生活を体験し、異文化への理解を深めることを目的とした海外派遣事業について、これまでの姉妹都市に加え、新たな都市との交流をめざす。	【小学生派遣】 オーストラリア・バンバリー市派遣 令和 5 年 11 月 2 日～10 日（9 日間） 児童 16 名、引率 4 名 オーストラリア・ウィーン市・ドゥブリング区派遣 令和 5 年 11 月 4 日～11 日（8 日間） 児童 16 名、引率 4 名 【中学生派遣】 オーストラリア・バンバリー市派遣 令和 5 年 9 月 8 日～17 日（10 日間） 生徒 12 名、引率 4 名
78	国際理解教育の充実	教育指導課	様々な国や地域の人々との交流や多文化に触れる機会を拡充するなど、国際化の進展に対応し、児童・生徒の国際理解を深め、世界の人々と共に生きていくことのできる資質・能力の基礎の育成を図る。	より多くの児童・生徒が国際的な視野を広め、国際理解を深める教育を推進するため、国内留学プログラム助成、小学校英語体験出張教室、オンライン海外交流プログラム等の事業を実施するほか新型コロナウイルス感染症の影響により中止していた姉妹都市交流を再開した。
79	小学校「外国語」への対応	教育指導課	学習指導要領の改訂に伴う小学校高学年における外国語活動の教科化及び中学年への外国語活動の導入に対する適切な対応を図る。	小学校 61 校にて実施した。
80	多様な手法による英語教育の充実	教育指導課	急速に進展する国際化を踏まえ、児童・生徒が英語に親しみながら、多様な手法により英語による実践的なコミュニケーション能力の育成を図る。	小学校に A L T 及び英語活動支援員を、中学校に外国語授業 A L T と外国語授業以外 A L T を配置した。
81	「Touch the World」多文化体験コーナーの運営（再掲）	教育指導課	子どもたちが体験的に楽しく外国語を学ぶとともに、外国人を含めた様々な区民が気軽に立ち寄り、多様な文化に触れ、交流することができる「Touch the World」多文化体験コーナーを運営することで、子どもたちの外国語や異文化への関心を高め、国際理解を推進する。	「Touch the World」多文化体験コーナーの休止に伴い、令和 3（2021）年度より、小学校 61 校にて英語体験出張教室を実施している。
82	多文化共生事例の紹介	文化・国際課、教育指導課	区立の小中学校で実施している国際理解教育の具体的な参考事例を、ホームページで紹介し、多文化共生の意識の醸成を図る。	各学校が独自につながりのある大使館や留学生、海外日本人学校等とオンラインを活用するなどして出前授業や学校紹介等、多文化共生の意識づくりに資する国際交流活動に取り組んだ。

【実績管理】

	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
国際交流事業に伴う 派遣・受入生徒数	77 人	休止	休止	休止	派遣：44 人 受入：休止

実績に対する評価	今後の取組み	備考
新型コロナによる海外渡航規制が終了したため、児童・生徒の海外派遣を再開することができた。	児童・生徒の海外派遣を実施しつつ、引き続き検討を進める。	
国際化の進展に対応し、児童・生徒の国際理解を深めるとともに、異文化理解に資する機会を児童・生徒に提供することができた。	異文化の理解・多文化共生の考え方に基づき、様々な国や地域の人々との交流や多文化に触れる機会を拡充するなど、姉妹都市以外の国や地域との交流についての研究も進めながら、児童・生徒の海外交流派遣事業の在り方について検討する。	
令和 2 年度からの高学年における外国語活動の教科化については英語活動支援員を補助者として配置することで引き続き対応し、中学年における外国語活動の導入については A L T を配置することで引き続き対応することができた。	小学校教員への英語研修の実施や、小学校 A L T ・英語活動支援員との連携促進などにより、教員の英語指導力の向上及び授業運営の改善を図ることで、多文化共生に関わる国際理解教育を一層推進する。	
英語を話す機会を増やすことにより、多様な手法で実践的なコミュニケーション能力を育成するための環境が整備された。	よりインタラクティブなコミュニケーションの機会を増やすために、A L T ・英語活動支援員の更なる効果的な活用方法を模索する。	
外国の文化に触れ、交流することで、子どもたちが体験的に楽しく外国語を学ぶことができ、英語によるコミュニケーション能力の向上に役立てることができた。	実施メニューに対する評価も好評であり、また、各小学校で実施することにより、移動に伴う学校側の負担も軽減されるため、今後も実施していく。	
多文化共生事例の紹介を通し、児童・生徒の意識啓発に繋げた。	引き続き、取り組んでいく。	

基本方針 3：多文化共生の意識づくり及び偏見・差別の解消

(3) 多文化共生・国際交流活動団体の支援

多文化共生・国際交流活動団体の活動を活性化させるとともに、多くの人に広く知ってもらい、地域社会の協力を得ることができるよう、団体の認知度向上を図ります。

【施策に対する評価と課題】

コロナ禍以降、国際平和交流基金助成事業の申請団体は1団体と伸び悩んでいる。申請件数の増加に向け事業の周知を行うとともに、せたがや国際交流センター（クロッシングせたがや）と連携し、国際交流活動団体の活動の場や機会の創出に努めていく。

	項目	所管課	内容	実績・数値等
83	国際平和交流基金助成による団体支援	文化・国際課	国際平和交流基金を活用し、区民による自主的な多文化共生・国際交流活動団体を支援する。	(1) 国際交流活動助成 助成団体：1 団体 助成金額合計：20 万円 (1 団体あたりの上限 20 万円) (2) パンバリー市マラソン派遣助成 新型コロナの影響により中止が続 き、その後も手法の見直し等によりオ ンラインで実施をした（参加者数 5 名）。
84	せたがや国際活動団体ガイドブックの配布	文化・国際課	区内で活動する国際交流活動団体等の活動内容を区民に紹介し、周知を図るとともに、外国人支援や国際交流活動に興味のある区民と団体をつなげる。	せたがや国際交流センター（クロッシングせたがや）HP において、世田谷区内で国際交流や多文化共生の取り組みを目的に活動してる団体の紹介ページを開設した。

基本方針 3：多文化共生の意識づくり及び偏見・差別の解消

(4) 不当な差別的取扱いへの対応

多文化共生施策に対する、区民または事業者からの苦情や意見の申し立て、相談等に対応します。

【施策に対する評価と課題】

偏見・差別の解消に向けた取組みを強化するとともに、不当な差別的取扱い等が実際に起こった場合に相談先として窓口があることや、条例に基づく苦情・意見の申立て制度があることの周知に取り組む。

	項目	所管課	内容	実績・数値等
85	男女共同参画・多文化共生施策に対する苦情や意見の申し立て、相談等への対応	文化・国際課、人権・男女共同参画課	男女共同参画・多文化共生苦情処理委員会において、多文化共生施策に対する区民または事業者からの苦情や意見の申し立て、相談等に対応する。	区長への申し立て件数：1 件 (うち苦情処理委員会への諮問件数 0 件)

【実績管理】

	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
国際平和交流基金 助成事業 助成団体数	1 団体	新型コロナの影響により中止	1 団体	1 団体	1 団体

実績に対する評価	今後の取組み	備考
(1) 新型コロナの影響により、活動を休止・縮小している区内国際交流団体が多く、申請件数が伸び悩んでいる。 (2) 手法の見直しが続く中、オンライン実施による一定の実績が積み上がりつつある。	(1) 助成団体についての適格な審査を行い、有用な助成金の執行に努めるとともに、申請件数の増加に繋がるよう事業の周知を行っていく。 (2) 各国の往来が規制緩和され、事業再開の兆しを見せている。ノウハウの継承が課題であるが、コロナ禍で培ったオンライン交流等の手法も活用しつつ引き続き検討を進める。	
区民からの問い合わせに対して団体を紹介するなど、区民と団体のマッチングに貢献した。	引き続き区内活動団体の把握を行うとともに周知に努め、外国人支援や国際交流活動に興味のある区民と団体をつなげていく。	

【実績管理】

	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
区長への申立て等 件数	1 件	0 件	0 件	0 件	1 件

実績に対する評価	今後の取組み	備考
委員へ意見聴取をもとに、制度のあり方を検討した。	「世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会」において意見を聴取し、区民がより利用しやすい制度となるよう、引き続き、検討する。	

庁内における多言語冊子、チラシ等一覧

	出版物名	使用言語	内容	担当部署名
1	特別区民税・都民税納税通知書について	英語、日本語	特別区民税・都民税納税通知書に同封する説明書、及び納税通知書の裏面に記載された項目の英語版。希望者に窓口または郵送で配布。	財務部 課税課
2	東京 23 区の住民税	英語、中国語 韓国語、日本語	東京 23 区の住民税のしくみをわかりやすく説明。 ※発行：特別区税務課長会	財務部 課税課
3	世田谷区全図/災害時区民行動マニュアル	英語、中国語、韓国語、日本語	防災情報を含んだ世田谷区全図及び地震対策についての情報提供。	危機管理部 災害対策課 生活文化政策部 文化・国際課
4	ライフ・イン・セタガヤ	英語、中国語、韓国語、日本語	防災・保健・医療・教育・税金・子育て等の諸手続きをわかりやすく説明。	生活文化政策部 文化・国際課
5	外国人のための日本語教室	英語、中国語、韓国語、日本語	上記 5 に挟み、日本語教室の開催について周知。（中国語・韓国語は HP 掲載）	生活文化政策部 文化・国際課
6	Crossing Setagaya Newsletter	やさしい日本語、英、中国語	行政情報や区内のイベント・講座等についての情報を発信。月 1 回発行。	（公財）せたがや文化財団 （せたがや国際交流センター）
7	世田谷区のあらまし SETAGAYA CITY OUTLINE	英語	世田谷区のみどころと区政の概略等を写真やグラフを使用して紹介。	生活文化政策部 文化・国際課
8	これって DV…？ひとりで悩んでいませんか	英語、中国語、韓国語、日本語	DV（ドメスティック・バイオレンス）及びDV防止について説明したハンドブック。相談窓口の掲載あり。	生活文化政策部 人権・男女共同 参画課
9	資源とごみの分け方・出し方	英語、中国語、韓国語、日本語	資源とごみの分け方・出し方を説明したリーフレット。	清掃・リサイクル部 事業課
10	国民健康保険のてびき	英語、中国語、韓国語、日本語	外国人住民向け国民健康保険制度の案内、事業趣旨の普及。	保健福祉政策部 国保・年金課
11	国民健康保険のてびき（簡易版）	英語、中国語、韓国語、ベトナム語、ネパール語、日本語	外国人住民向け国民健康保険制度の案内（簡易版）、事業趣旨の普及。	保健福祉政策部 国保・年金課
12	国民年金加入手続きをされた方へ	英語、中国語、韓国語、日本語	国民年金の加入手続きをされた方に対する案内。	保健福祉政策部 国保・年金課
13	国民年金保険料 免除・納付猶予/学生納付特例の申請について	英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、インドネシア語、タガログ語、タイ語、ベトナム語、ロシア語、ミャンマー語、カンボジア語、ネパール語、モンゴル語、日本語	外国人住民向け免除・納付猶予/学生納付特例の案内	保健福祉政策部 国保・年金課
14	日本の国民年金制度	同上	外国人住民向け国民年金制度の案内。 ※発行：日本年金機構	保健福祉政策部 国保・年金課
15	学童クラブ （新 BOP 学童クラブ児童募集案内）	英語、日本語	新 BOP 学童クラブの役割・制度、新 BOP 学童クラブと BOP の違い、入会申請書記入例等。	子ども・若者部 児童課

16	ひととき保育	英語、日本語	ひととき保育利用の外国人保護者向けに利用案内、こどものケアカード。	子ども・若者部 子ども家庭課
17	弦巻児童館案内ポスター	英語、日本語	地域に住んでいる外国人住民向けに英語での児童館紹介。	子ども・若者部 児童課 弦巻児童館
18	上北沢児童館案内チラシ	英語、日本語	子育てひろばを中心とした児童館案内。	子ども・若者部 児童課 上北沢児童館
19	代田児童館 大人利用者カード	英語、日本語	日本語が話せない外国人住民でも利用できるように、英語表記の大人利用者カードを作成。	子ども・若者部 児童課 代田児童館
20	保育園のしおり	英語、日本語	保育園の生活や保育園と家庭の役割等を説明したパンフレット。	子ども・若者部 保育課
21	保育のごあんない	英語、日本語	保育園の入園手続きを説明したパンフレット。	子ども・若者部 保育課
22	外国語版母子健康手帳	英語、中国語、韓国語、タガログ語、ベトナム語、スペイン語、タイ語、ポルトガル語、インドネシア語、日本語	妊娠の届出をした在住外国人（日本語が理解できない場合）に、通常の母子健康手帳と共に外国語版を配布。 ※発行：（公財）母子衛生研究会	世田谷保健所 健康推進課
23	乳幼児健康診断及び定期予防接種	英語、日本語	乳幼児健康診断および予防接種のご案内、その他の健診の受診票およびご案内。	世田谷保健所 健康推進課 感染症対策課
24	区立図書館利用案内	英語、日本語	区立図書館の利用方法等を説明したチラシ。	教育政策・生涯学習部 中央図書館
25	Setagaya Guide Book	英語、日本語	内容：世田谷区内の観光スポット等の紹介冊子。	（公財）世田谷区 産業振興公社
26	同性パートナーシップ宣誓について	英語、日本語	同性パートナーシップ宣誓制度の案内。	生活文化政策部 人権・男女共同参画課
27	ウォーキングマップ	英語、日本語	区内5地域のウォーキングモデルコースを掲載したマップ。	世田谷保健所 健康企画課
28	改正健康増進法・東京都受動喫煙防止条例に関するパンフレット	英語、中国語、韓国語、日本語	改正健康増進法・東京都受動喫煙防止条例の紹介。	世田谷保健所 健康企画課
29	せたがやふるさと区民まつりパンフレット	英語、日本語	区民まつり当日に会場内で希望者へ配布するパンフレット。	生活文化政策部 区民健康村・ふるさと・交流推進課
30	二十歳のつどい案内状	日本語、英語	二十歳のつどい（成人式）の対象者あてに発送する案内状。	生活文化政策部 区民健康村・ふるさと・交流推進課

男女共同参画・多文化共生推進審議会 多文化共生推進部会からの意見

(令和 6 年(2024 年)7 月 18 日 部会開催)

調整中

＜参考＞

世田谷区における外国人区民の意識・実態調査
報 告 書（概要版）

令和4（2022）年12月
世 田 谷 区

I-3. 回収数・回収率

回収数・回収率などは以下の通りであった。

■ 全体配布数・回収数・回収率

	全 体	男 性	女 性	その他	性別記入なし
調査数	2,000	1,005	995	-	-
未着数	35	-	-	-	-
有効回収数	199	90	106	-	3
回収率 (%)	10.1	9.0	10.7	-	-

■ 地域別配布数・回収数・回収率

	(n) 割合 (%)	①世田谷	②北沢	③玉川	④砧	⑤烏山
配布数	1,965	523	424	521	289	243
(%)	100	26.6	21.6	26.5	14.7	12.4
回収数	189	43	33	67	28	18
(%)	100	22.8	17.5	35.4	14.8	9.5
調査票言語 日本語	86	18	15	30	12	11
英 語	57	13	12	19	8	5
中国語簡体字	19	6	1	7	5	0
中国語繁体字	8	2	1	3	1	1
ハングル	5	1	1	2	0	1
回収率 (%)	-	8.2	7.8	12.9	9.7	7.4

※回収数 199 及び調査票言語日本語数 2,000 には地域不明 10 を含めている。

I-4. 報告書の見方

本書の集計結果表記規則を以下に記載する。

- 調査対象者（母集団N = 2,000）に対し、199 件の回答を得た。（n = 199）
表及びグラフ中の「n」は、各設問に対する回答者数として示す。
- 「n」を基に算出した回答率は「%」で表記し、小数点第 2 位を四捨五入している。
そのため、内訳合計が全体の計に一致しないことがあるが、表記上は「100.0」としている。
- 各設問において回答が無かったものは「無回答」として、「n」に含めず、表外に数値として表記している（単純集計のみ）。なお、3つ以内に○を付ける設問で、4つ以上に○を付けて回答するなど、回答方法に誤りがある場合は「無効回答」とし、「無回答」に含めることとする。
- グラフ内割合表記において、全ての値について表記することを原則としているが、紙面制約上省略しているもの（0.0%など）が一部ある。
- クロス集計における「n」は、その設問における分析項目の無回答者数を含むため、内訳合計に一致しないことがある。
- クロス集計による分析において、分析軸の項目母数が 10 未満のものは、全体比率と顕著な差がある選択肢であっても本文中ではふれていないことがある。
- 複数回答可の設問における表及びグラフについて、回答件数の合計は「n」を超え、また回答比率の合計は100.0%を超えた表記となっている。

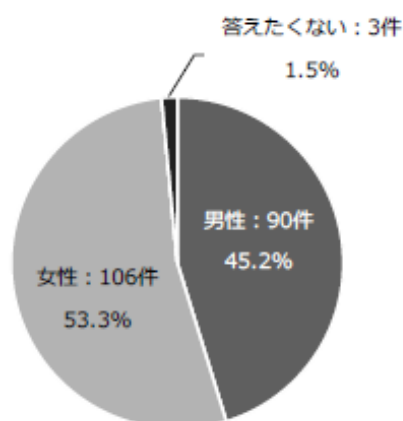
Ⅱ. 調査結果

Ⅱ-1. あなた（回答者）について

（1）性 別

【F 1. あなたの性別はどれですか（1つに○。）】

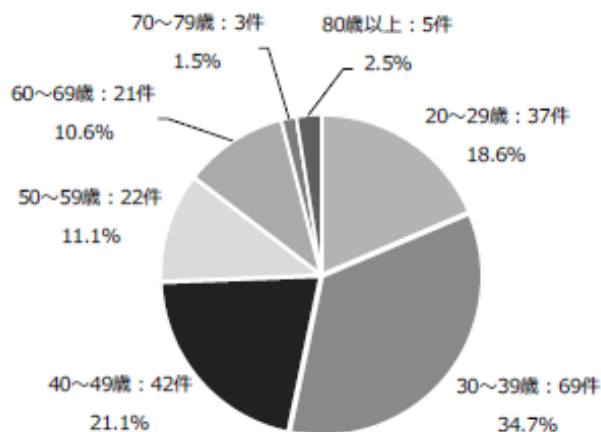
性別（n=199）無回答0



（2）年 齢

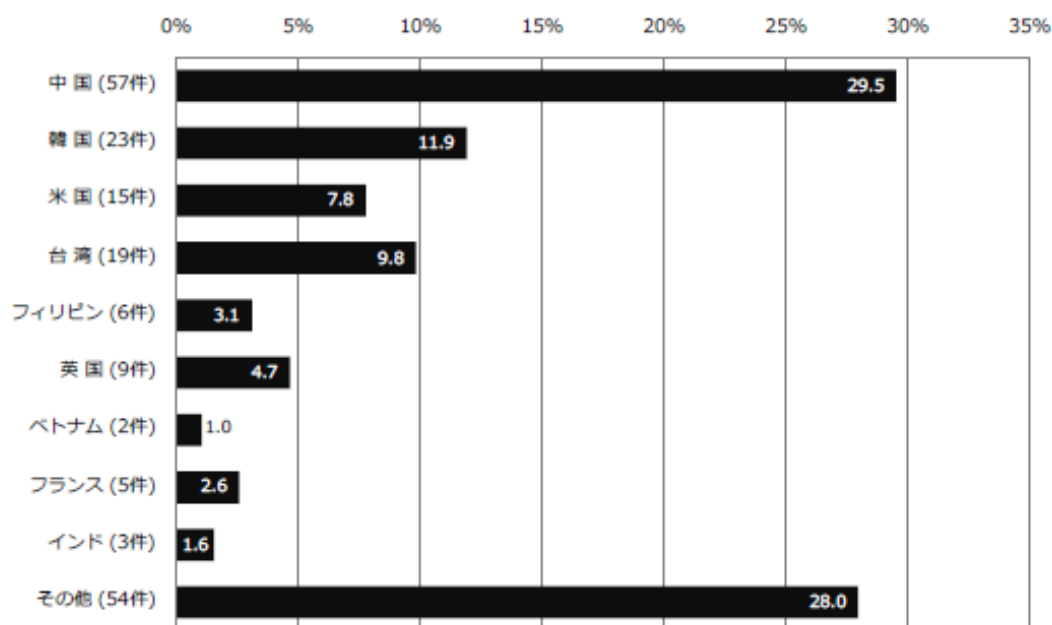
【F 2. あなたの年齢はどれですか（1つに○。）】

年齢（n=199）無回答0



（3）国籍・地域 【F 3. あなたの国籍・地域はどれですか。】

国籍・地域（n=193）無回答6



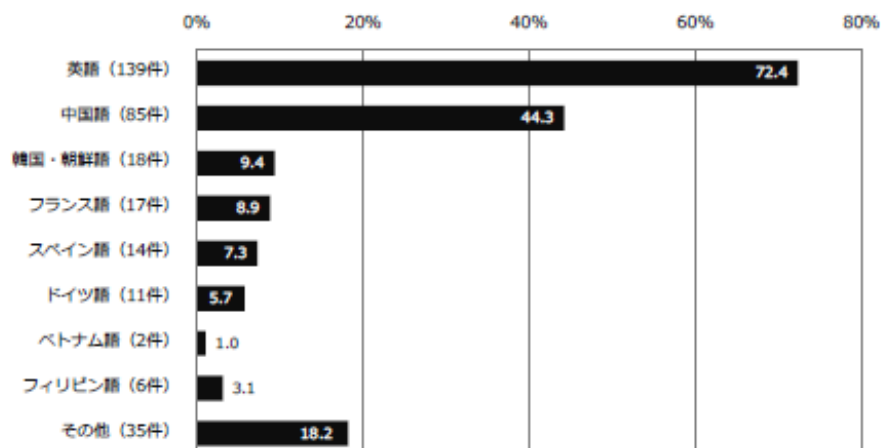
※朝鮮とネパールは0件のため表示しておりません。

「中国」が57件・29.5%で最も多く、「韓国」が23件・11.9%、「台湾」が19件・9.8%、「米国」が15件・7.8%、「英国」が9件・4.7%、「フィリピン」が6件・3.1%と続いている。

Ⅱ-2. ことばについて

(1) 自由に使えることば 【Q 1. 日本語以外のことばのうち、自由に使えることばは何ですか（あてはまるもの全てに○）。】

自由に使えることば (n=192) 無回答7 ※累計 (n) : 327 / 累計 (%) : 170.3

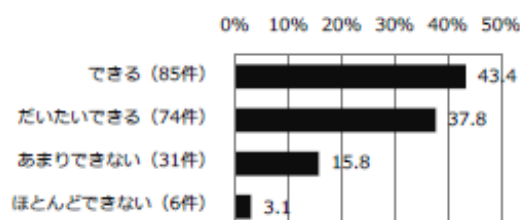


日本語以外で自由に使えることばでは、「英語」が139件・72.4%で最も多く、「中国語」が85件・44.3%、「韓国・朝鮮語」が18件・9.4%と続いている。「その他」の記述回答には「広東語」4件・2.1%、「ロシア語」4件・2.1%があった。

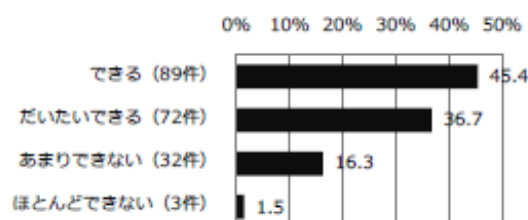
(2) 日本語（話す・聞く・読む・書く）のレベル

【Q 2. あなたはどれくらい日本語ができますか（1つに○）。】

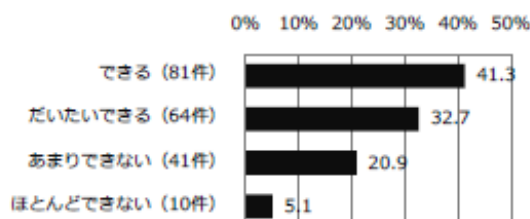
話すこと (n=196) 無回答3



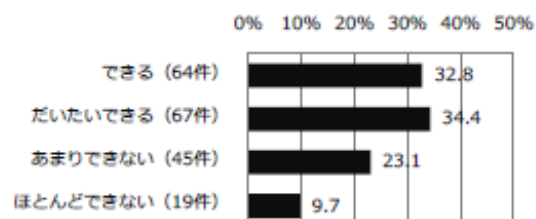
聞くこと (n=196) 無回答3



読むこと (n=196) 無回答3



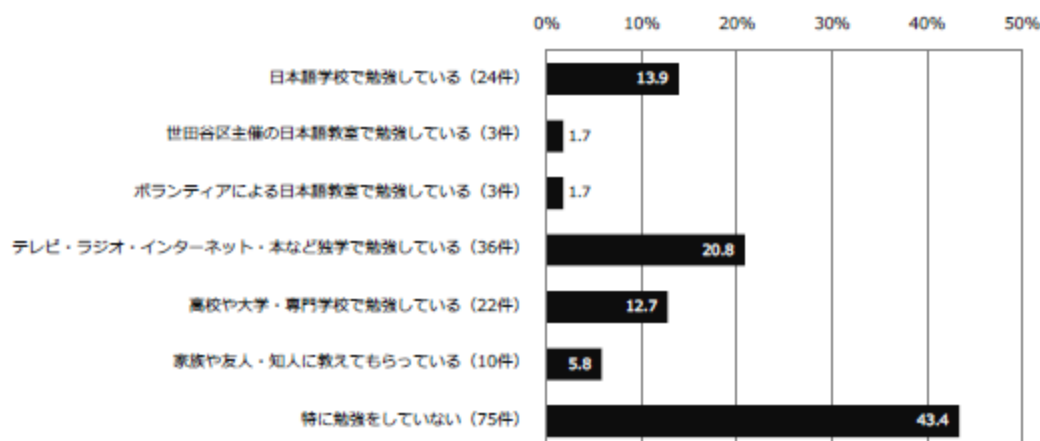
書くこと (n=195) 無回答4



日本語（話す・聞く・読む・書く）のレベルでは、「話す」「聞く」「読む」で「できる」が最も多く、「書く」では「だいたいできる」が最も多かった。「できる」と「だいたいできる」の合算でみると、「話すこと」81.1%、「聞くこと」82.1%、「読むこと」74.0%、「書くこと」67.2%であった。

(3) 日本語の勉強 【Q 3. あなたは以下の方法や場所で、日本語を勉強していますか
(主なものを1つに○)。】

日本語の勉強の方法や場所 (n=173) 無回答26



日本語の勉強の方法や場所については、「特に勉強をしていない」が75件・43.4%と半数近くを占めた。「特に勉強をしていない」を除くと、「テレビ・ラジオ・インターネット・本など独学で勉強している」が36件・20.8%と最も多く、次いで「日本語学校で勉強している」が24件・13.9%、「高校や大学・専門学校で勉強している」が22件・12.7%、「家族や友人・知人に教えてもらっている」が10件・5.8%と続いている。

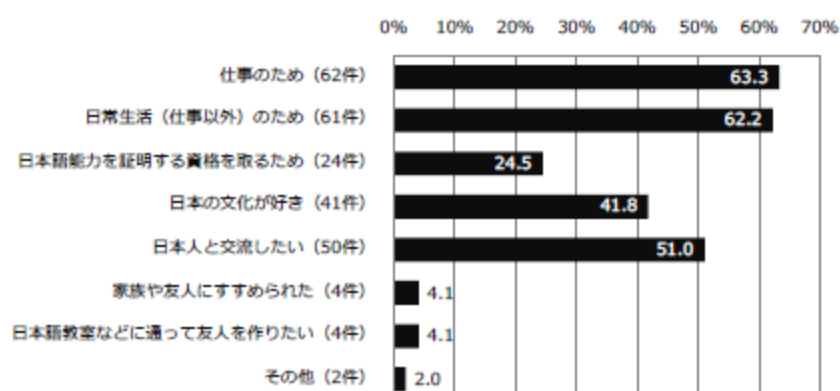
(4) 日本語を勉強する目的・理由

【Q 3. (A) あなたが日本語を勉強している目的・理由は何ですか (あてはまるものを全てに○)。】

【Q 3. あなたは以下の方法や場所で、日本語を勉強していますか。】で「特に勉強をしていない」以外の回答をした 98 件について

日本語を勉強する目的・理由 (n=98) 無回答0

※累計 (n) : 248 / 累計 (%) : 253.1



日本語を勉強する目的・理由では、「仕事のため」62件・63.3%、「日常生活 (仕事以外) のため」61件・62.2%、「日本人と交流したい」50件・51.0%の順で割合が高かった。

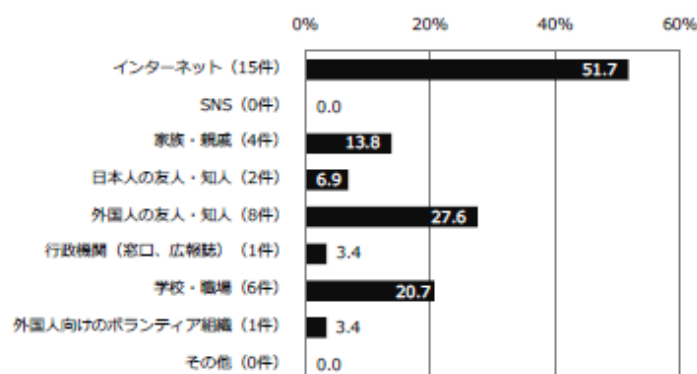
(5) 日本語教室や日本語学校の探し方

【Q 3. (B) あなたは、日本語教室や日本語学校をどのような方法で探しましたか (あてはまるもの全てに○)。】

【Q 3. あなたは以下の方法や場所で、日本語を勉強していますか。】で「日本語学校で勉強している」「世田谷区主催の日本語教室で勉強している」「ボランティアによる日本語教室で勉強している」と回答した 30 件について

日本語教室や日本語学校の探し方 (n=29) 無回答1

※累計 (n) : 37 / 累計 (%) : 127.6



日本語教室や日本語学校の探し方では、「インターネット」が5割以上を占め、「外国人の友人・知人」27.6%、「学校・職場」20.7%、「家族・親戚」13.8%と続いている。

(6) 日本語の勉強意欲

【Q 3. (C) 今後、日本語を勉強したいですか。】

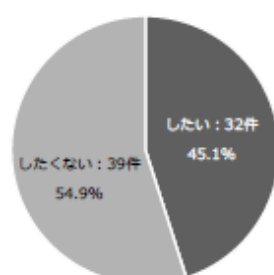
【Q 3. あなたは以下の方法や場所で、日本語を勉強していますか。】で「特に勉強をしていない」と回答した 75 件について

(7) 日本語の勉強をしない理由

【Q 3. (D) 日本語の勉強をしていないのはなぜですか (主なものを3つ以内に○)。】

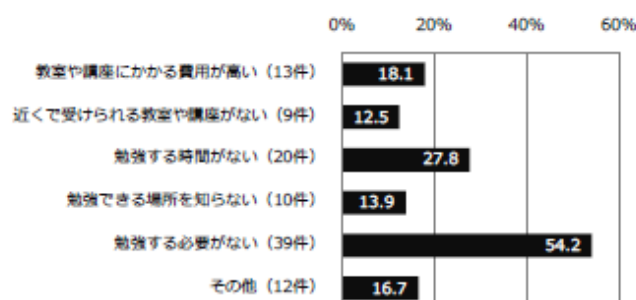
【Q 3. あなたは以下の方法や場所で、日本語を勉強していますか。】で「特に勉強をしていない」と回答した 75 件について

日本語の勉強意欲 (n=71) 無回答 4



日本語の勉強をしない理由 (n=72) 無回答3

※累計 (n) : 103 / 累計 (%) : 143.1

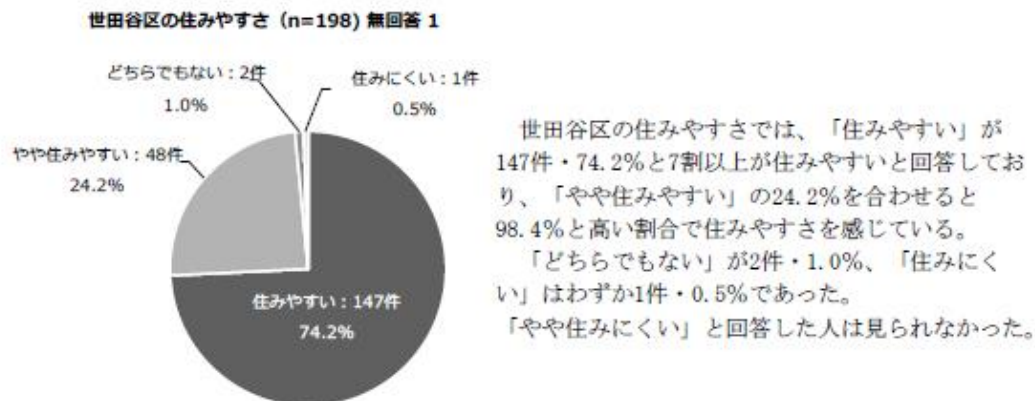


日本語の勉強意欲では、「したくない」が「したい」を上回っているものの、45.1%が「したい」と回答している。

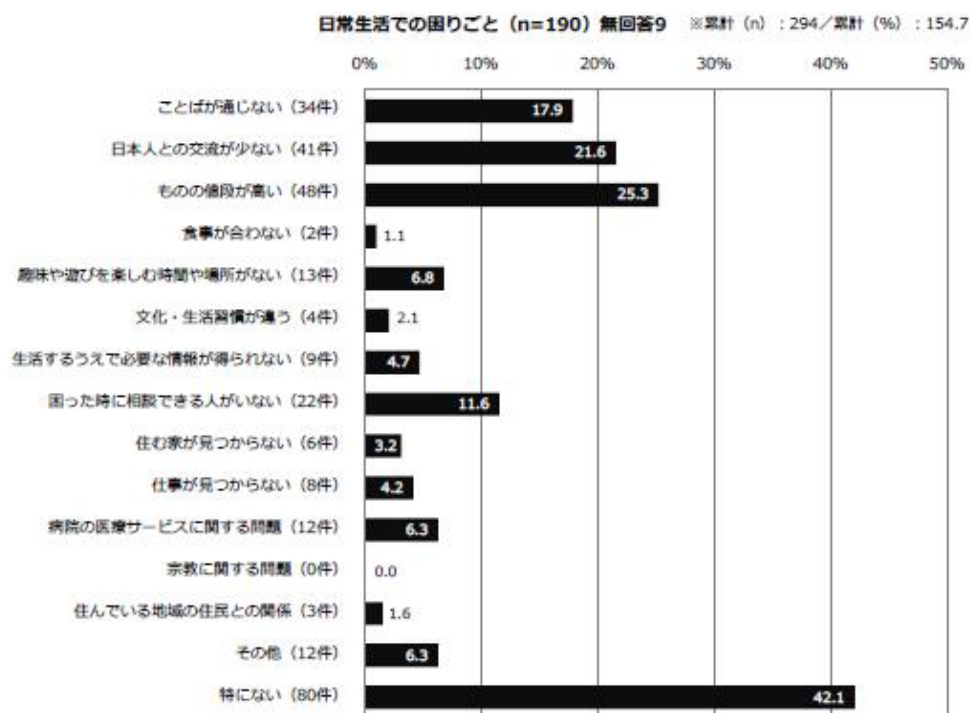
勉強しない理由では、「勉強する必要がある」が54.2%で最も高く、「勉強する時間がない」27.8%、「教室や講座にかかる費用が高い」18.1%と続いている。

Ⅱ-3. 日常生活について

(1) 世田谷区の住みやすさ 【Q 5. あなたにとって世田谷区は住みやすいところですか（あてはまるもの1つに○）。】

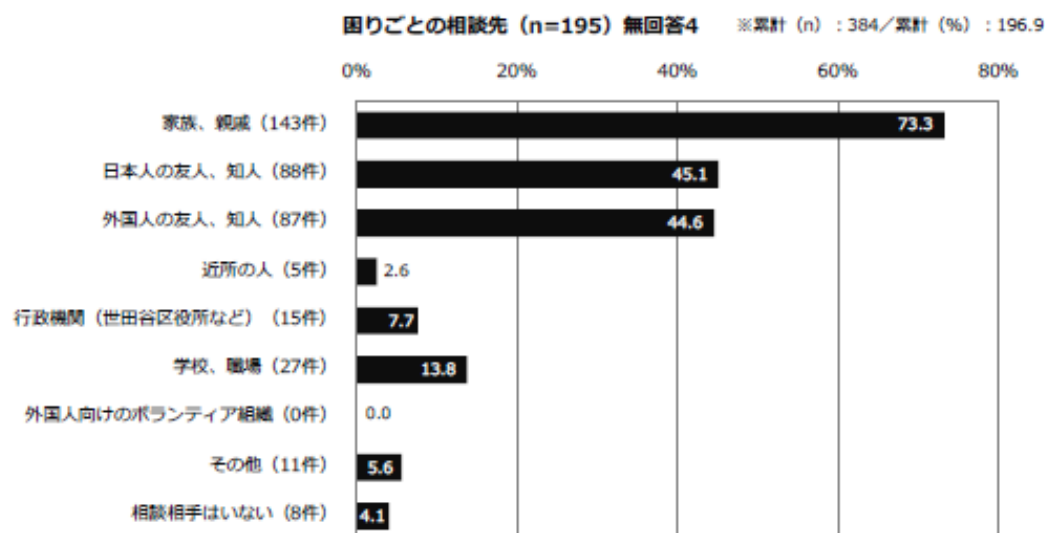


(2) 日常生活での困りごと 【Q 6. 日常生活で困っていることはありますか（主なもの3つ以内に○）。】



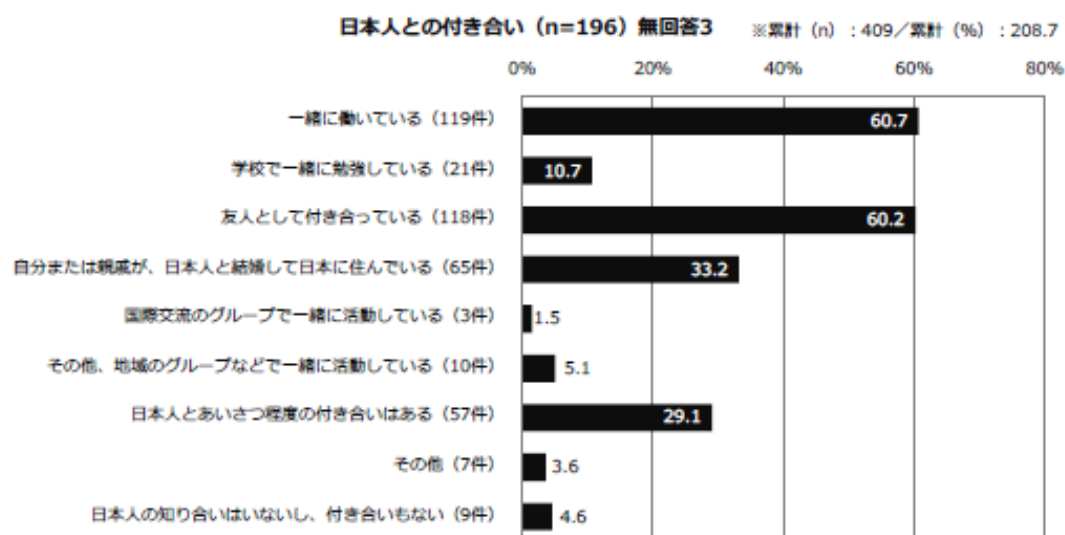
日常生活での困りごとでは、「特になし」が80件・42.1%と最も多かった。
困っている内容で最も多かったのが、「ものの値段が高い」の48件・25.3%であった。次いで「日本人との交流が少ない」41件・21.6%、「ことばが通じない」34件・17.9%と続いている。

(9) 困りごとの相談先 【Q 13. あなたは、困っていることを誰・どこに相談しますか
(主なものを3つ以内に○)】



困りごとの相談先では、「家族、親戚」が143件・73.3%で最も多く、「日本人の友人、知人」が88件・45.1%、「外国人の友人、知人」が87件・44.6%と続いている。

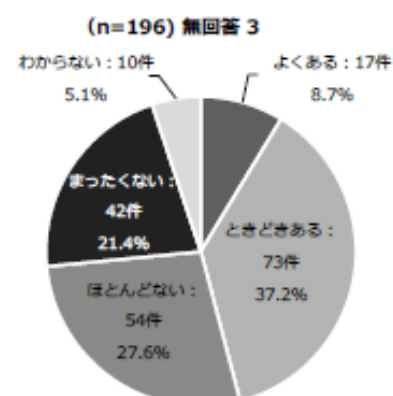
(10) 日本人との付き合い 【Q 14. あなたは日常生活で日本人との付き合いがありますか
(あてはまるものを全てに○)】



日本人との付き合いでは、「一緒に働いている」が119件・60.7%と最も多く、「友人として付き合っている」が118件・60.2%、「自分または親戚が、日本人と結婚して日本に住んでいる」が65件・33.2%、「日本人とあいさつ程度の付き合いはある」が57件・29.1%の順で多かった。

(11) 偏見や差別 【Q15. あなたは普段の生活の中で、「外国人」であることを理由に日本人から偏見や差別を感じたことはありますか（1つに○。）】

日本人から偏見や差別を感じたこと



日本人から偏見や差別を感じたことについては、「ときどきある」が73件・37.2%で最も多く、「ほとんどない」が54件・27.6%、「まったくない」が42件・21.4%、「よくある」が17件・8.7%であった。「よくある」「ときどきある」「ほとんどない」の合算は144件・73.5%であった。

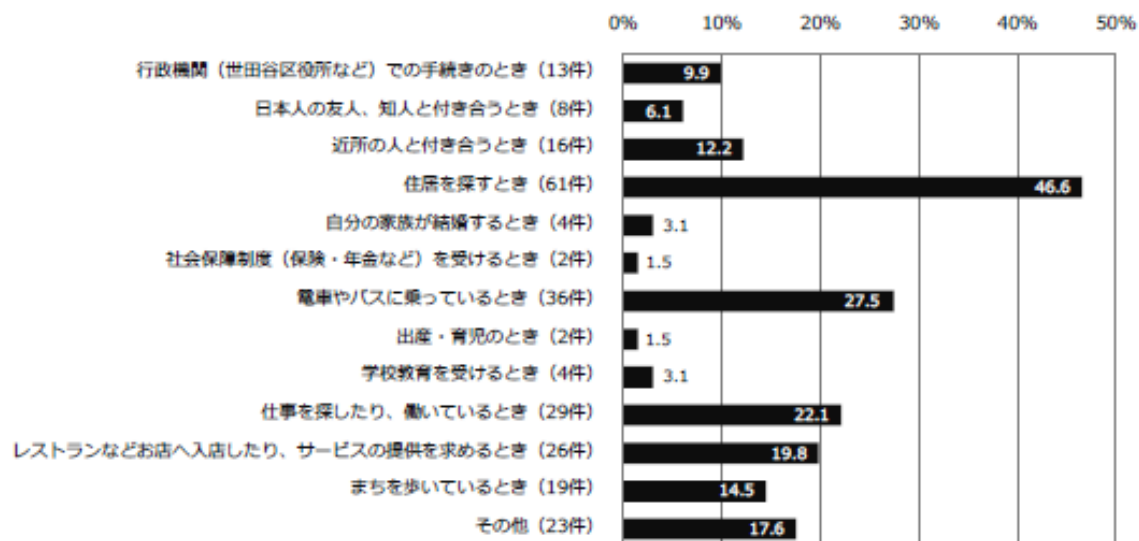
(12) どのようなときに、偏見や差別を感じたか

【Q15. (A) どのようなときに、偏見や差別を感じましたか（主なものを3つ以内に○。）】

【Q15.で「よくある」「ときどきある」「ほとんどない」と回答した144件について】

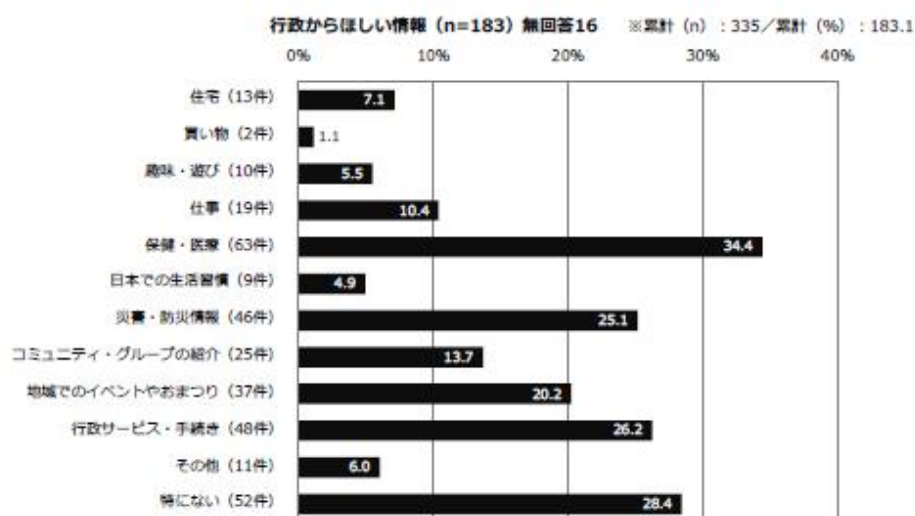
どのようなときに、偏見や差別を感じたか (n=131) 無回答13

※累計 (n) : 243 / 累計 (%) : 185.5



どのようなときに、偏見や差別を感じたかでは、「住居を探すとき」の61件・46.6%が最も多く、次いで「電車やバスに乗っているとき」が36件・27.5%、「仕事を探したり、働いているとき」が29件・22.1%、「レストランなどお店へ入店したり、サービスの提供を求めるとき」が26件・19.8%と続いている。

(15) 行政からほしい情報【Q 17. 行政からほしい情報はどのようなものですか（主なもの3つ以内に○をつけ、具体的な内容をかつこの中に書いてください）。】



行政からほしい情報では、「保健・医療」が63件・34.4%で最も多い。「行政サービス・手続き」が48件・26.2%、「災害・防災情報」が46件・25.1%、「地域でのイベントやおまつり」が37件・20.2%と続いている。

■『行政からほしい情報』で記述回答のあった主な内容（抜粋）

<住宅>

- ・外国人に住宅や賃貸の相談や支援を提供できる専門部署があることを希望
- ・外国人が住める物件情報の提供
- ・区が運営する住宅を積極的に発信して欲しい

<買い物>

- ・フリマ情報
- ・ベトナムスーパー、調味料店

<趣味・遊び>

- ・（無料）英語での世田谷での活動
- ・外国人向けレクリエーション
- ・コミュニティのための活動

<仕事>

- ・外国籍でも安心して働ける場の情報の提供
- ・日本語を使う外国人向けの仕事
- ・日本の伝統的なものを勉強できる場所

<保健・医療>

- ・外国語で利用できる病院（29件）
- ・インターネットおよび英語による予約または医療処置に関する書面による情報
- ・介護保険や健康保険でつかえるサービス

<日本での生活習慣>

- ・如何にもっとうまく日本の社会に溶け込むことができるか？
- ・イベント
- ・日本の歴史、文化の勉強会など

<災害・防災情報>

- ・英語での情報提供（4件）
- ・緊急時の英語での対応（2件）
- ・外国語でのサービス提供（3件）

<コミュニティ・グループの紹介>

- ・外国人コミュニティや外国に関心があるグループなど（2件）
- ・日本人との交流、または社会人サークル情報

<地域でのイベントやおまつり>

- ・開催場所と日時（4件）
- ・英語の情報
- ・イベント情報（2件）

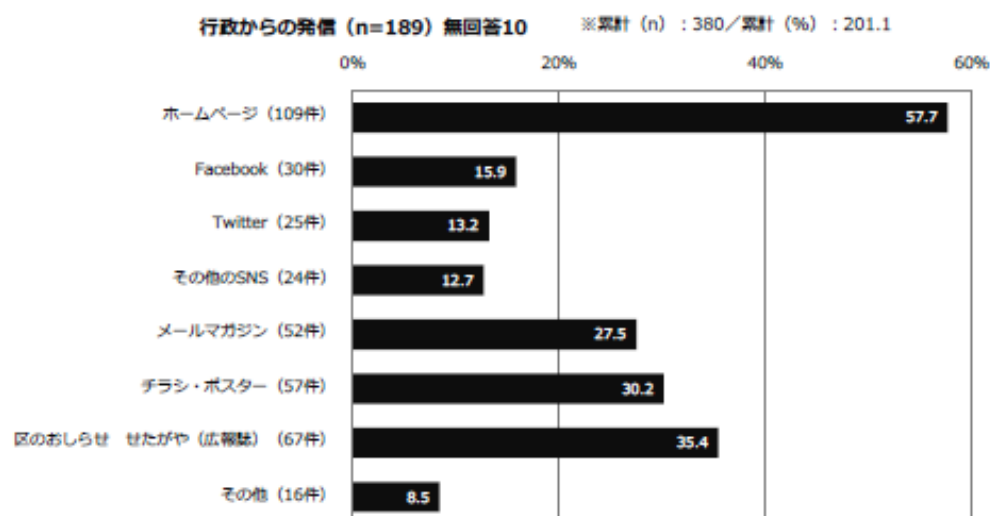
<行政サービス・手続き>

- ・多言語対応
- ・日本語以外のもっと詳細な情報
- ・外国語を使用できるところ（2件）
- ・年金（2件）、社会保険

<その他>

- ・外国人として知らない可能性がある日本の常識
- ・外国人の親のために外国語が可能な学校/幼稚園
- ・保育園のオプション
- ・税金、海外からの入金、投資など
- ・退職/年金（国民年金、私学共済）民間保険/年金

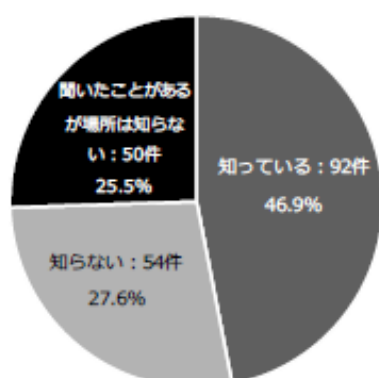
(16) 行政からの発信【Q18. 行政からの情報を、どのような方法で発信してほしいですか
(主なものを3つ以内に○)】



行政からの発信では、「ホームページ」109件・57.7%でニーズが高いことがうかがえる。「区のおしらせ せたがや (広報誌)」67件・35.4%、「チラシ・ポスター」57件・30.2%、「メールマガジン」52件・27.5%と続いている。

(17) 避難場所認知度【Q19. あなたは地震などの災害が発生したときに自分が避難できる場所を知っていますか (1つに○)】

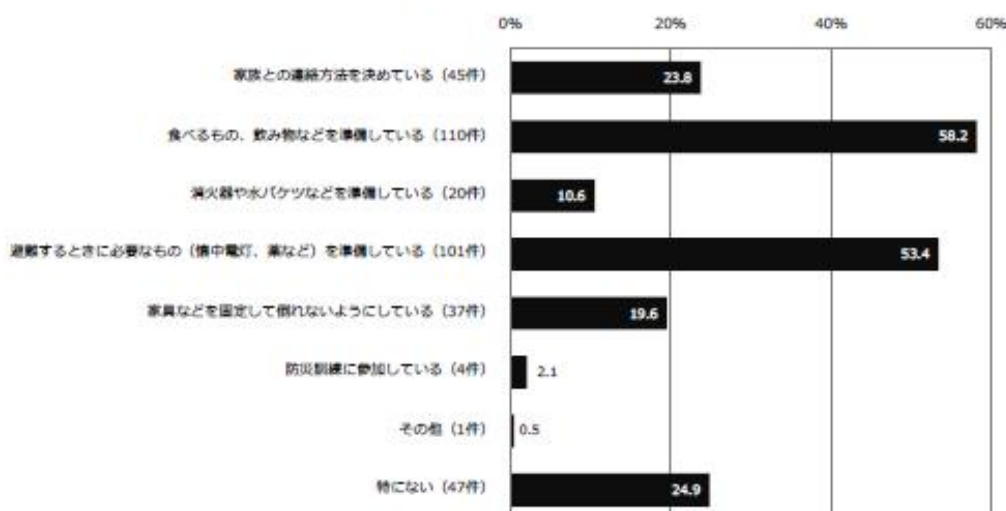
避難場所認知度 (n=196) 無回答3



避難場所の認知度では、「知っている」が92件・46.9%で、半数近くが自身の避難場所を認知していた。「知らない」54件・27.6%、「聞いたことがあるが場所は知らない」は50件・25.5%であった。

(18) 災害時の対策 【Q20. あなたは地震などの災害に備えてどのような対策をとっていますか
(主なものを3つ以内に○)。】

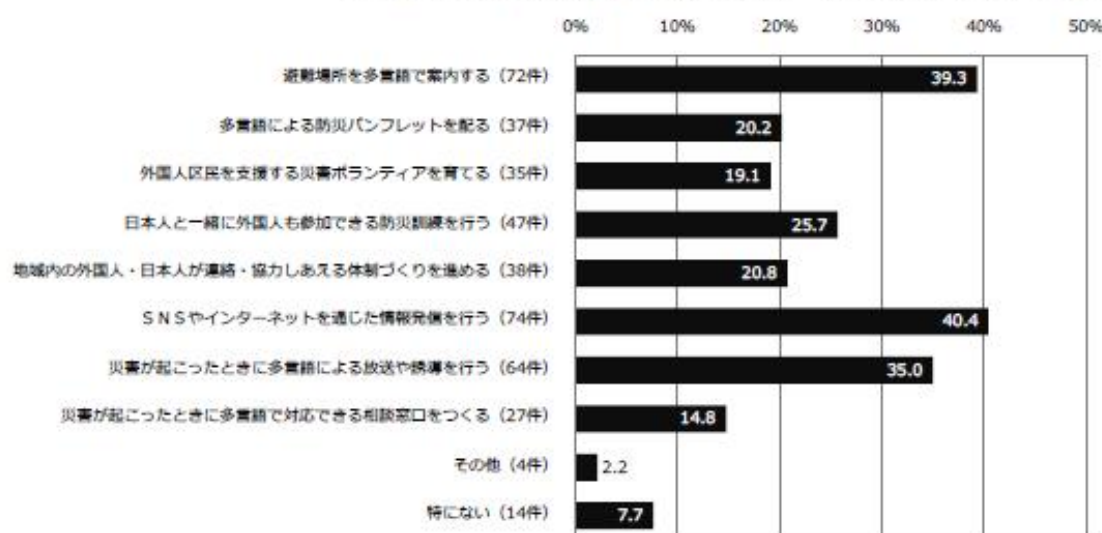
災害時の対策 (n=189) 無回答10 ※累計 (n) : 365 / 累計 (%) : 193.1



災害時の対策では、「食べるもの、飲み物などを準備している」が110件・58.2%で最も多く、「避難するときに必要なもの(懐中電灯、薬など)を準備している」が101件・53.4%と続いている。

(19) 世田谷区に望む災害対策 【Q21. あなたは地震などの災害に備えて世田谷区にどのような対策を望みますか (主なものを3つ以内に○)。】

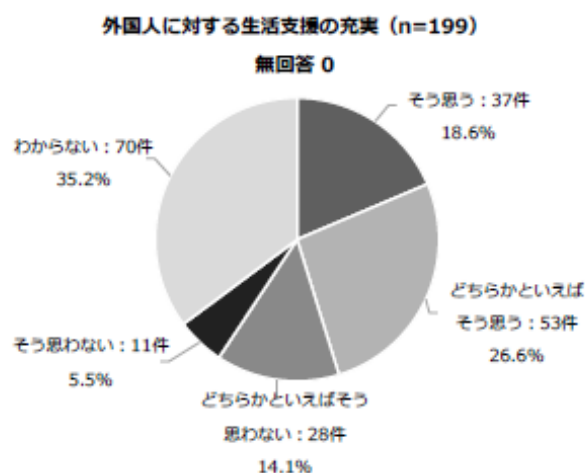
世田谷区に望む災害時の対策 (n=183) 無回答16 ※累計 (n) : 412 / 累計 (%) : 225.1



世田谷区に望む災害対策としては、「SNSやインターネットを通じた情報発信を行う」が74件・40.4%で最も多く、「避難場所を多言語で案内する」が72件・39.3%、「災害が起こったときに多言語による放送や誘導を行う」が64件・35.0%と続いた。

(20) 外国人に対する生活支援の充実

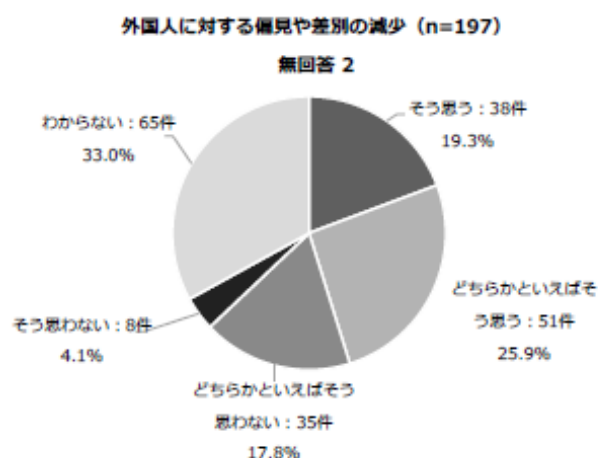
【Q 2 2. 世田谷区では、外国人が安心して地域で生活するために、教育、住宅、就労など、生活全般にわたっての支援を行っています。あなたは外国人に対する生活支援が充実していると思いますか（1つに○）。】



外国人に対する生活支援の充実では、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計が90件・45.2%で、「どちらかといえばそう思わない」と「そう思わない」の合計39件・19.6%を上回っている。「わからない」は70件・35.2%であった。

(21) 外国人に対する偏見や差別の減少

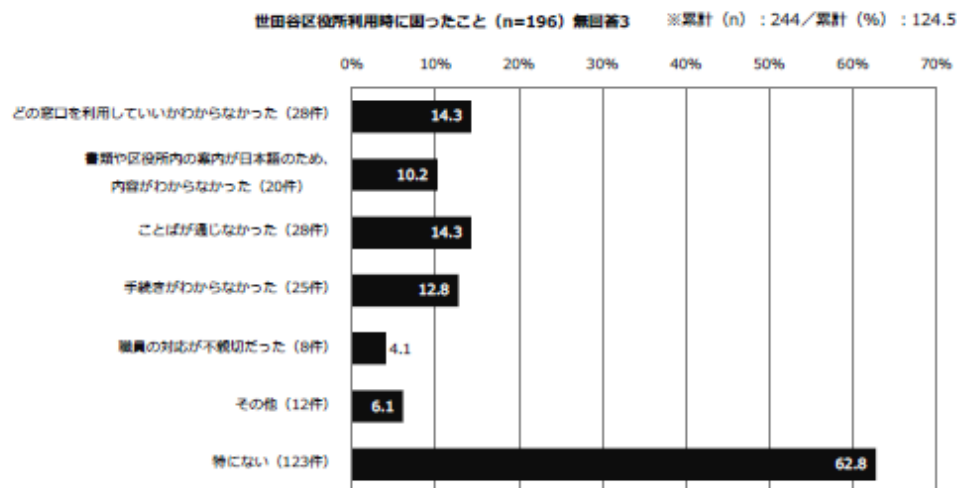
【Q 2 3. 世田谷区では、多様な文化を理解し合える交流イベントなどを開催し、区民一人ひとりが互いの文化について理解を深め、偏見や差別を解消することで、多文化共生社会の実現を目指しています。あなたは、区内において外国人に対する偏見や差別が減っていると思いますか（1つに○）。】



外国人に対する偏見や差別の減少では、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」の合算が89件・45.2%、「どちらかといえばそう思わない」「そう思わない」の合算が43件・21.9%で偏見や差別が減少していると感じる外国人が23.3ポイント多い。「わからない」は65件・33.0%であった。

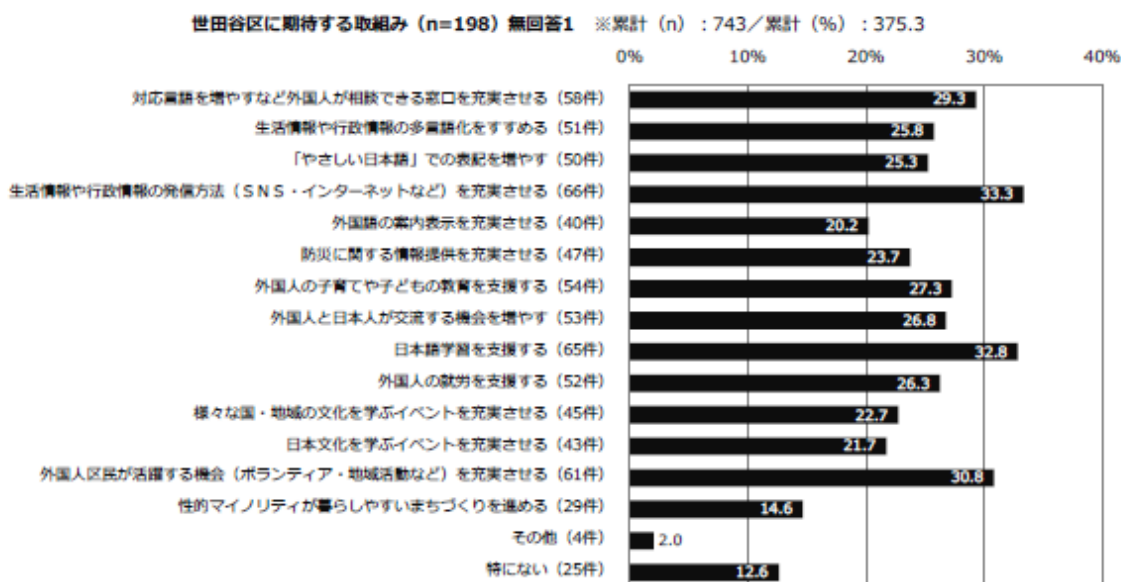
Ⅱ. 4. 行政サービスについて

(1) 世田谷区役所利用時に困ったこと 【Q24. あなたが世田谷区役所を利用したとき、困ったことはありましたか（主なものを3つ以内に○。）】



世田谷区役所利用時に困ったことでは、「どの窓口を利用していいかわからなかった」及び「ことばが通じなかった」が 14.3% で最も高く、続いて「手続きがわからなかった」12.8%、「書類や区役所内の案内が日本語のため、内容がわからなかった」10.2%、「職員の対応が不親切だった」4.1%と続いた（「その他」「特になし」は除く）。

(2) 世田谷区に期待する取組み 【Q25. あなたが世田谷区に期待する取組みは何ですか（あてはまるものを全てに○。）】



世田谷区に期待する取組みでは、「生活情報や行政情報の発信方法（SNS・インターネットなど）を充実させる」が66件・33.3%で最も多かった。次いで「日本語学習を支援する」が65件・32.8%、「外国人区民が活躍する機会（ボランティア・地域活動など）を充実させる」61件・30.8%、「対応言語を増やすなど外国人が相談できる窓口を充実させる」58件・29.3%の順で多かった。

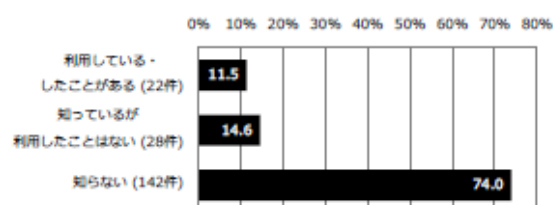
(3) 外国人向け出版物・取組み

【Q 2 6. あなたは世田谷区が行っている以下の出版物や取組みを知っていますか。また、利用したことがありますか。a)～i)までの出版物や取組みについて、1～3のうちあてはまる番号を1つ選んで○をつけてください。(それぞれ1つに○)。】

<出版物>

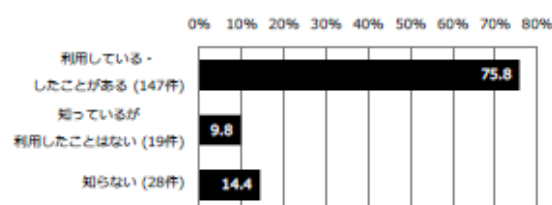
■『a) 外国語版生活便利帳「Life in Setagaya」』

(n=192) 無回答7



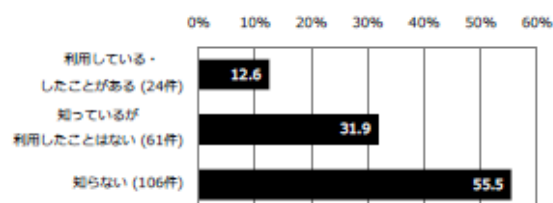
■『b) 「資源とごみの出し方・分け方」』

(n=194) 無回答5



■『c) 災害時区民行動マニュアル(マップ版)』

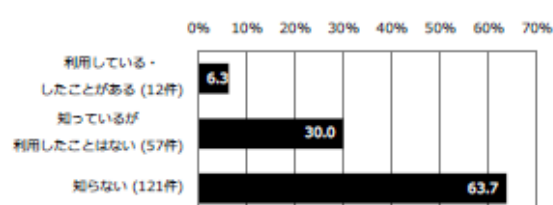
(n=191) 無回答8



<取組み>

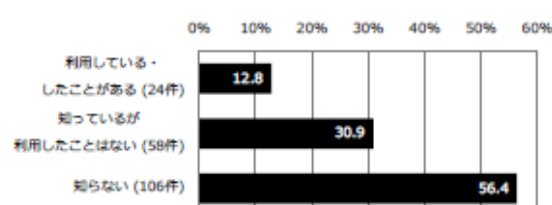
■『d) 日常生活や行政に関することを相談できる外国人相談窓口』

(n=190) 無回答9



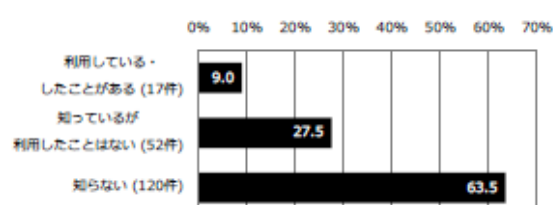
■『e) 世田谷区ホームページの外国人向けページ』

(n=188) 無回答11



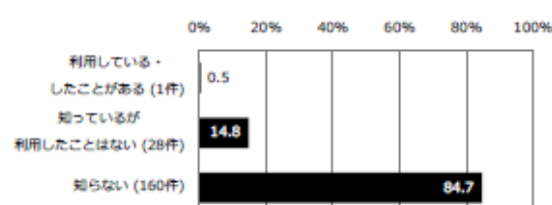
■『f) 外国人向けの日本語教室』

(n=189) 無回答10



■『g) 帰国・外国人児童・生徒のために教育や相談指導を行う教育相談室』

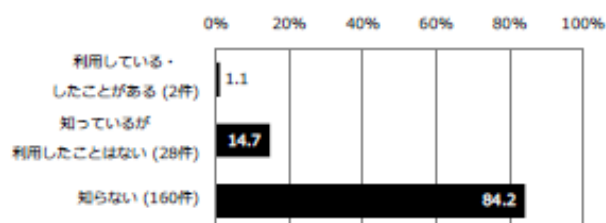
(n=189) 無回答10



<取組み>

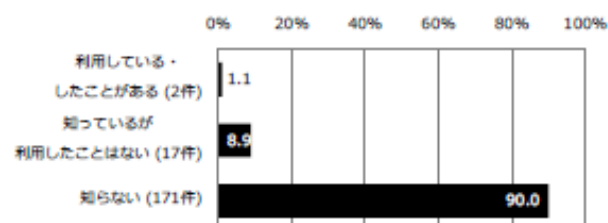
■『h) せたがや国際交流センター
(クロッシングせたがや)』

(n=190) 無回答9



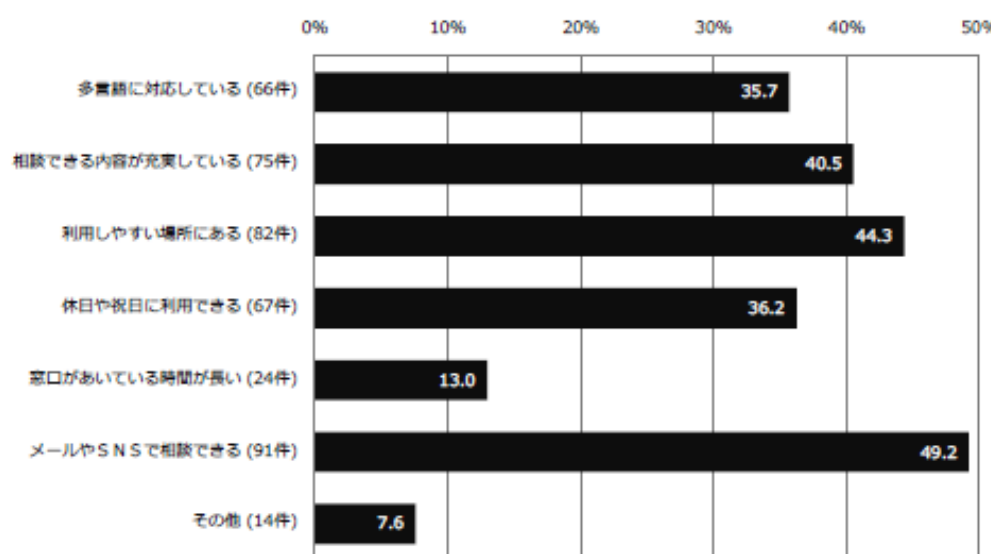
■『i) 世田谷区パートナーシップの宣誓
(同性パートナーシップ宣誓)』

(n=190) 無回答9



(4) 利用したい外国人相談窓口 【Q 27. あなたはどのような外国人相談窓口であれば、利用したいと思いますか(主なもの3つ以内に○)。】

利用したい外国人相談窓口 (n=185) 無回答14 ※累計 (n) : 419 / 累計 (%) : 226.5



利用したい外国人相談窓口では、「窓口があいている時間が長い」の24件・13.0%以外の選択肢が拮抗しているが、「メールやSNSで相談できる」が91件・49.2%で最も多く、次いで「利用しやすい場所にある」82件・44.3%、「相談できる内容が充実している」75件・40.5%、「休日や祝日に利用できる」67件・36.2%、「多言語に対応している」66件・35.7%と続いている。

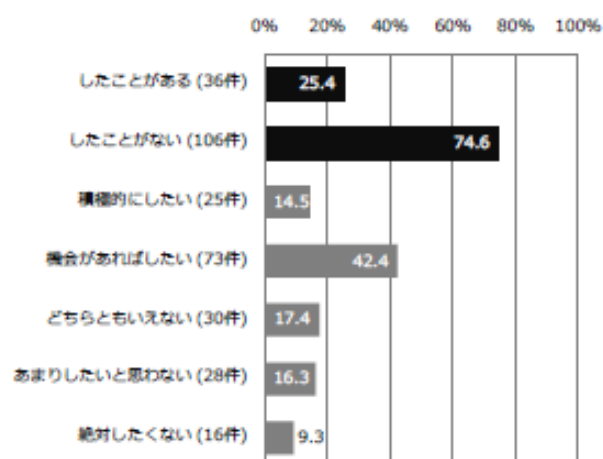
Ⅱ-5. 交流活動について

(1) 交流活動の有無・希望

【Q 2 9. あなたは次のような交流や活動 a) ~ h) をしたことがありますか。1 か 2 のどちらかを
選んで○をつけてください。また、今後、次のような交流や活動をしていきたいと思いませんか。
3 ~ 7 のうち、あてはまる番号を 1 つ選んで○をつけてください。】

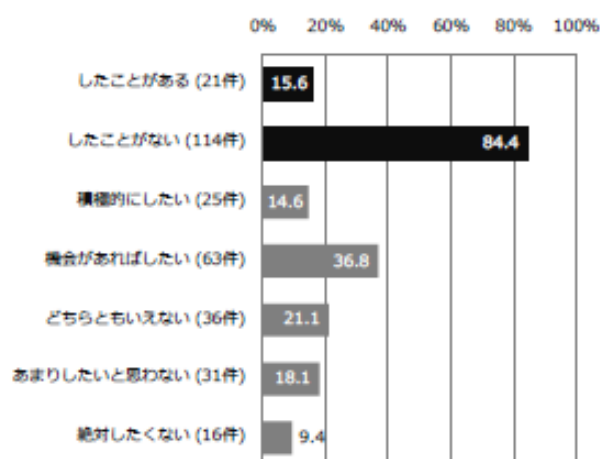
■ 『a) 母語や日本語を教える活動』

活動の有無 (n=142) 無回答57
活動の希望 (n=172) 無回答27



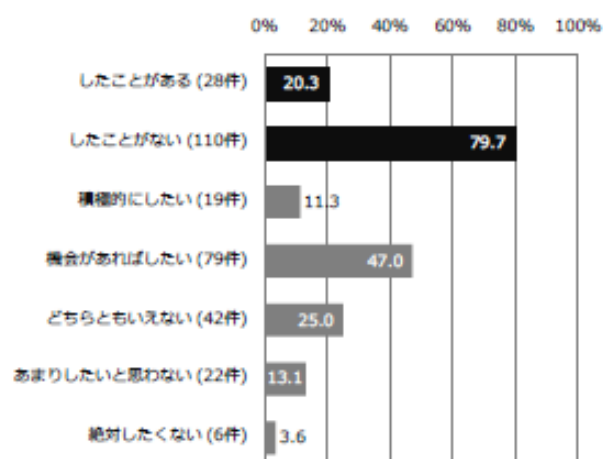
■ 『b) 学校の授業への協力』

協力の有無 (n=135) 無回答64
協力の希望 (n=171) 無回答28



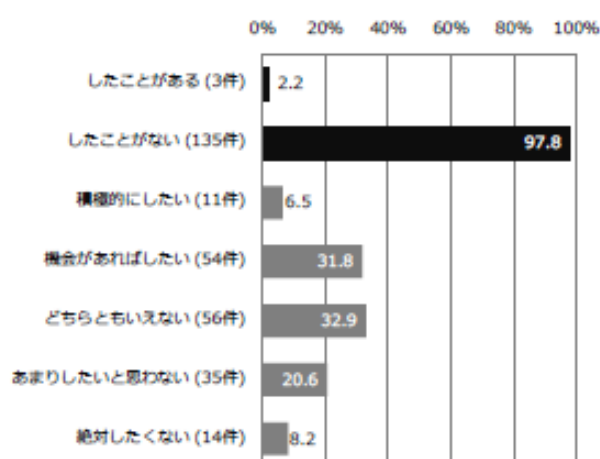
■ 『c) 防災訓練』

活動の有無 (n=138) 無回答61
活動の希望 (n=168) 無回答31



■ 『d) 防犯活動』

協力の有無 (n=138) 無回答61
協力の希望 (n=170) 無回答29

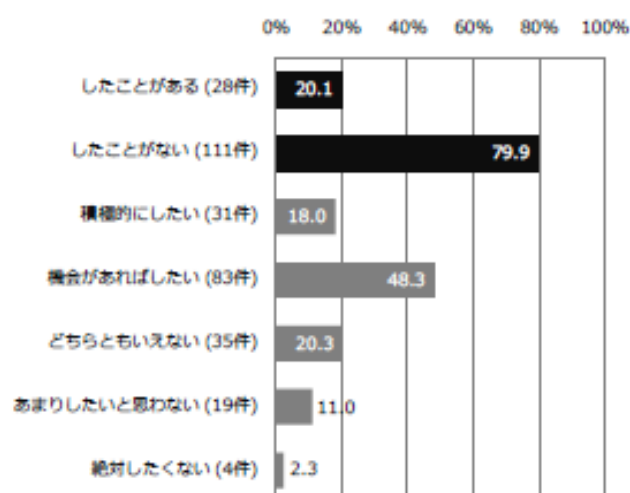


Ⅱ. 調査結果

■ 『e) 地域のイベント』

活動の有無 (n=139) 無回答60

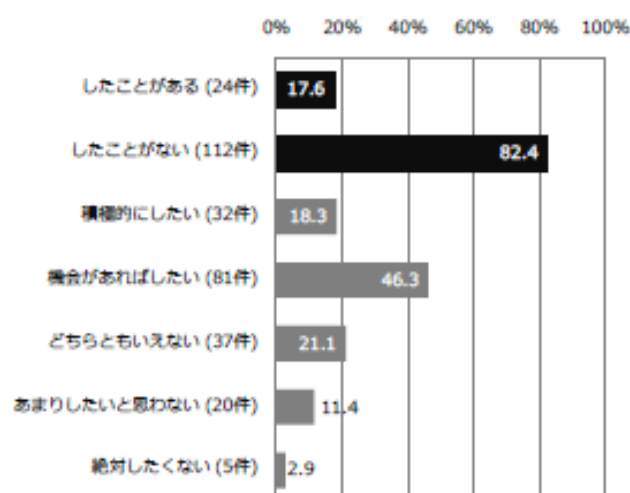
活動の希望 (n=172) 無回答27



■ 『f) 文化交流』

協力の有無 (n=136) 無回答63

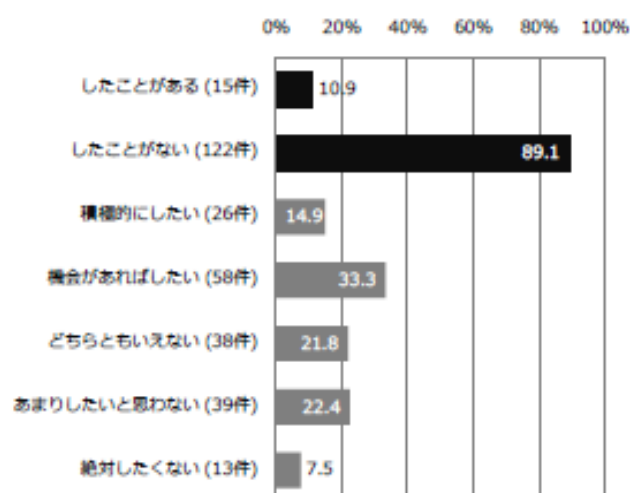
協力の希望 (n=175) 無回答24



■ 『g) スポーツ交流』

活動の有無 (n=137) 無回答62

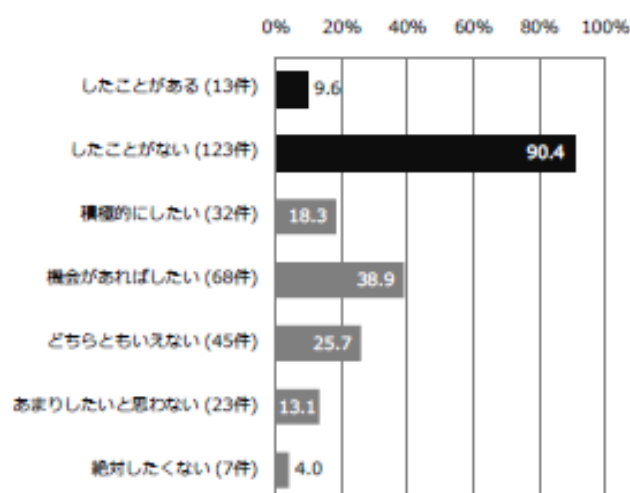
活動の希望 (n=174) 無回答25



■ 『h) 外国人支援活動』

協力の有無 (n=136) 無回答63

協力の希望 (n=175) 無回答24



(2) している（してみたい）交流や活動 【Q 2 9. (A) その他、している（してみたい）交流や活動があれば以下に書いてください。】

■『している交流や活動』回答の主な内容

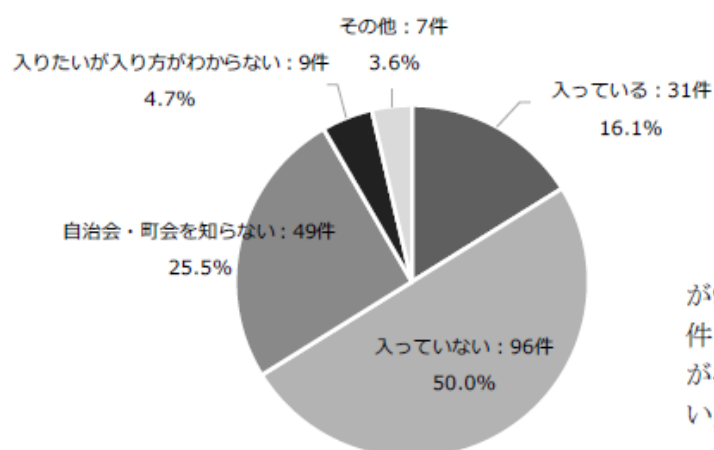
	件 数
スポーツ、武道	3
合唱	1
絵画	1

■『してみたい交流や活動』回答の主な内容

	件 数
言語交流活動(日本語含む)	6
スポーツ、武道	3
ボランティア活動	2
料理教室	2
環境活動(ゴミ拾い等)	2

(3) 自治会・町会の加入状況 【Q 3 0. あなた（あなたの世帯）は自治会・町会に入っていますか（1 つに○）。】

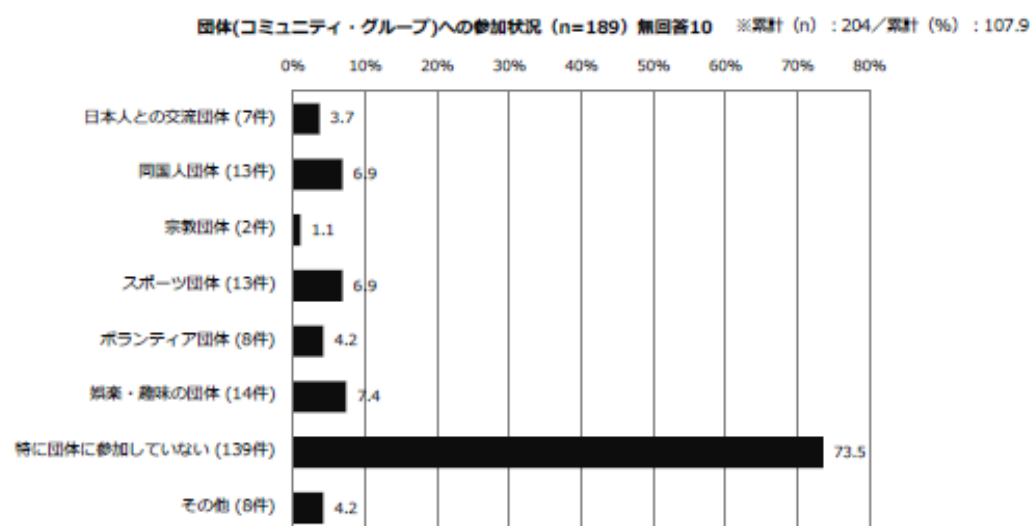
自治会・町会の加入状況（n=192）無回答7



自治会・町会の加入状況では、「入っていない」が96件・50.0%で最も多く、「入っている」は31件・16.1%であった。「自治会・町会を知らない」が49件・25.5%、「入りたいが入り方がわからない」が9件・4.7%であった。

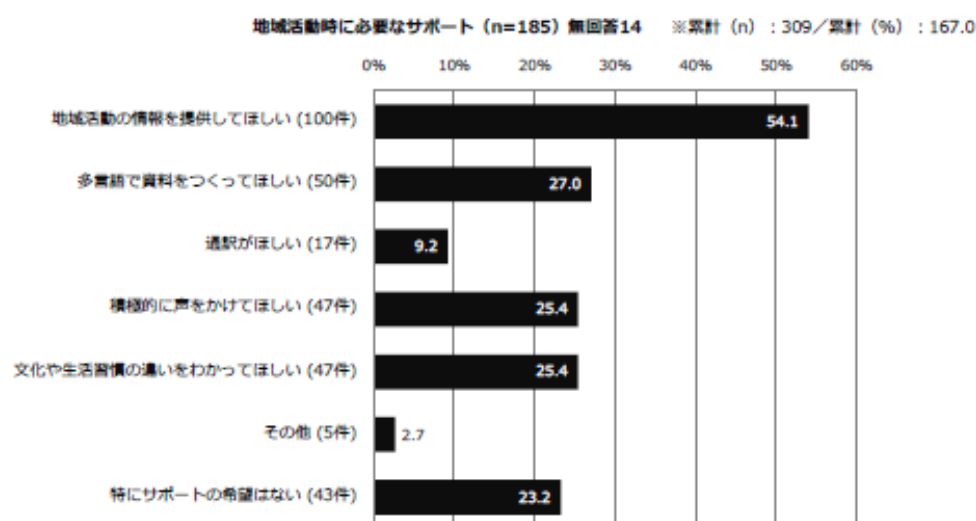
(4) 団体（コミュニティ・グループ）への参加状況

【Q 3 1. あなたは仕事や学校以外で何らかの団体（自治会・町会を除く、コミュニティやグループなど）に入っていますか（主なもの3つ以内に○）。】



団体（コミュニティ・グループ）への参加状況では、「特に団体に参加していない」が139件・73.5%であった。他の選択肢はいずれも10%未満で、「娯楽・趣味の団体」が14件・7.4%で最も多く、次いで「同国人団体」「スポーツ団体」がともに13件・6.9%となった。

(5) 地域活動時に必要なサポート 【Q 3 2. 地域での活動を行うとき、どのようなサポートが必要だと思いますか（主なもの3つ以内に○）。】



地域活動時に必要なサポートでは、「特にサポートの希望はない」は23.2%で約8割がサポートを希望している。

< 参考 >

令和 5 年度実施

世田谷区における外国人区民へのアンケート調査 結果

1 概要

(1) 調査目的

区内在住の外国人の標準的な生活状況ならびに区に対しての満足度及びニーズを量的調査により明らかにすることで、在住外国人の傾向の把握、外国人支援策の充実を図るための基礎資料とするため、及び、「世田谷区多文化共生プラン」の数値目標として掲げている項目の進捗状況を確認するため。

(2) 調査地域

世田谷区全域

(3) 調査対象・対象数

令和 5 年 5 月 1 日現在、世田谷区内に在住する 18 歳以上の外国籍区民 500 人

(4) 標本抽出方法

無作為抽出法（抽出フレーム：住民記録台帳マスター）

(5) 調査期間

令和 5 年 6 月 6 日（火）～7 月 7 日（金）

(6) 調査項目

回答者の属性、日常生活等全体で 12 問（枝番含む）

2 回収数・回収率

調査数・・・500 件

有効回収数・・・61 件

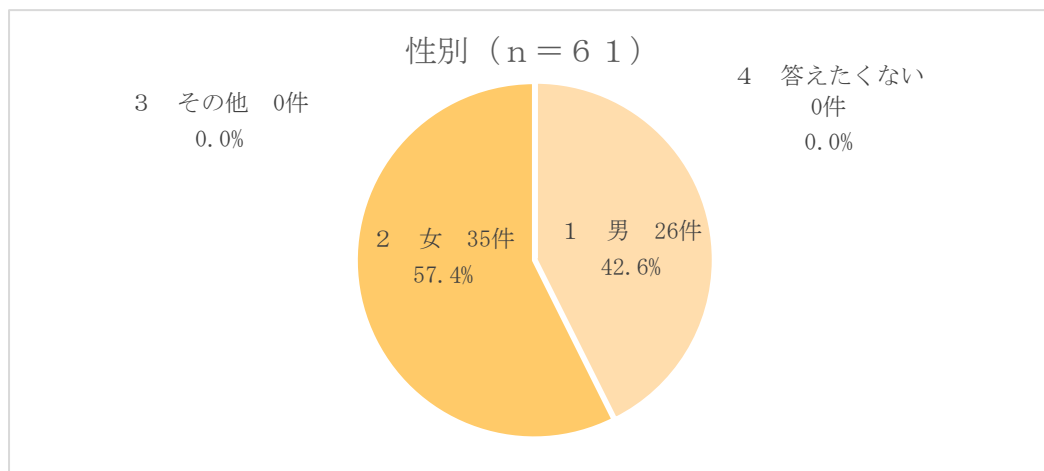
回収率・・・12.2%

3 調査結果

3-1 あなた（回答者）について

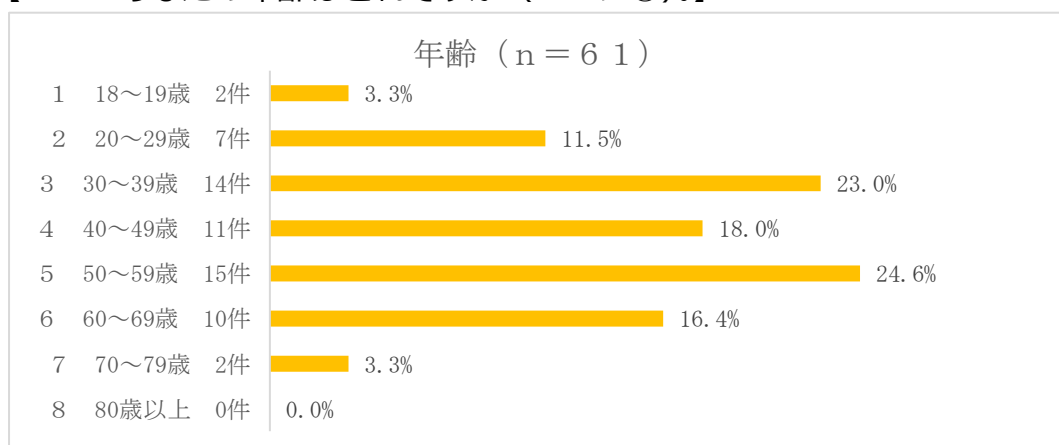
（1）性別

【F 1. あなたの性別はどれですか（1つに○）。】



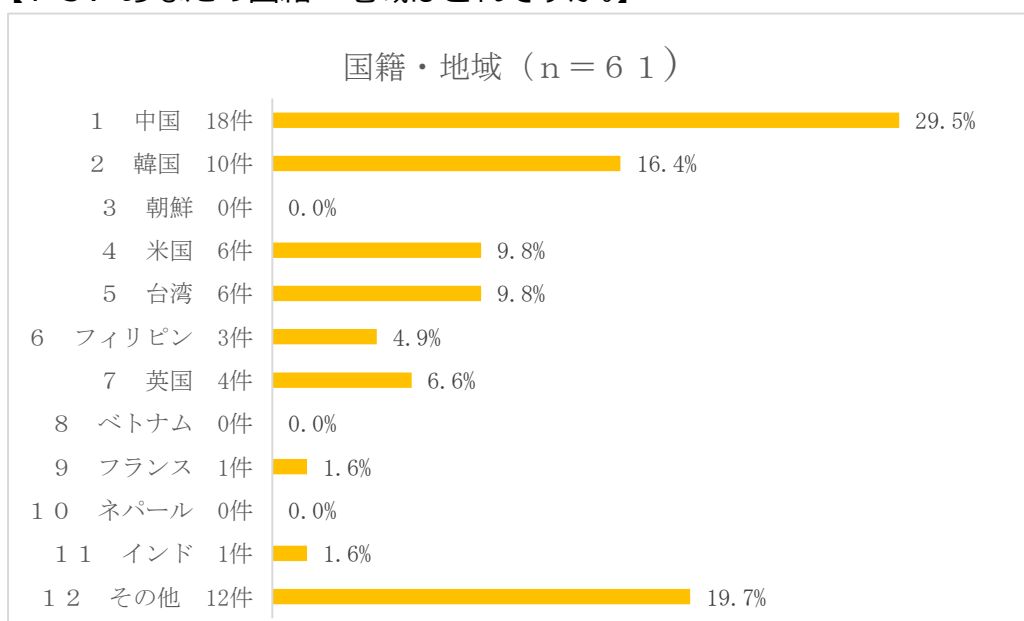
（2）年齢

【F 2. あなたの年齢はどれですか（1つに○）。】



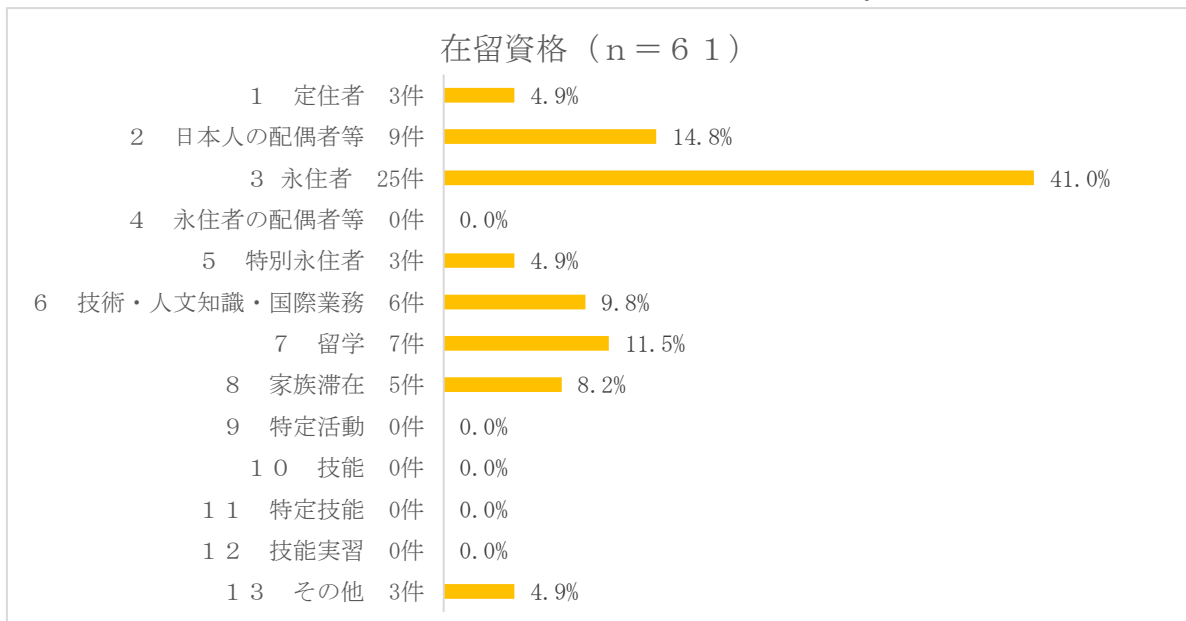
（3）国籍・地域

【F 3. あなたの国籍・地域はどれですか。】



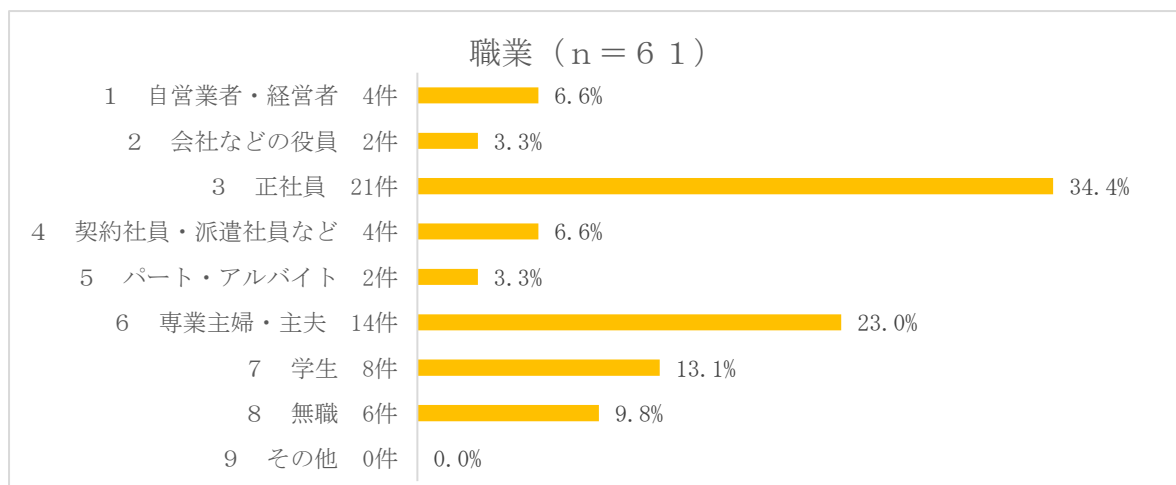
（４）在留資格

【F 4．あなたの日本での在留資格はどれですか（１つに○）。】



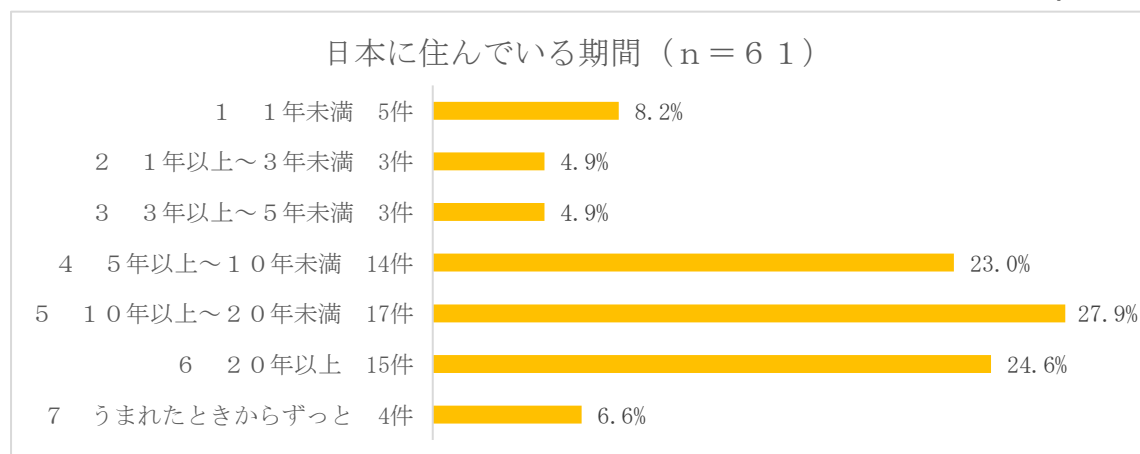
（５）職業

【F 5．あなたの職業は次のどれですか。なお、2つ以上あてはまる場合は、主な職業を選んでください（１つに○）。】



（６）日本での在住期間

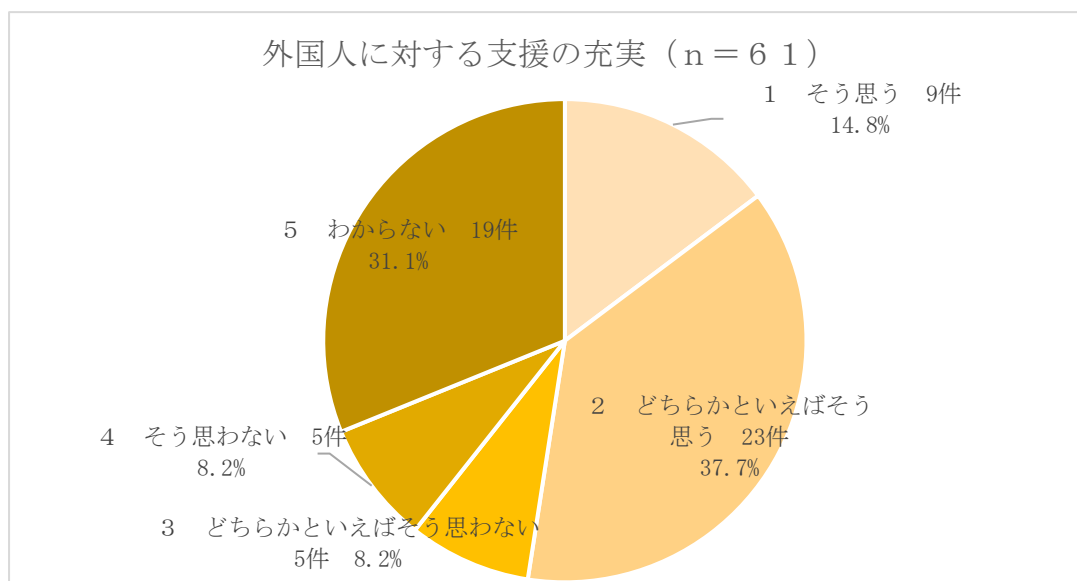
【F 6．あなたは日本にどのくらいの期間住んでいますか。来日（転入・転出）を繰り返している場合は、日本に住んでいる期間の合計を教えてください（１つに○）。】



3-2 日常生活について

(1) 外国人に対する支援の充実

【Q 1. あなたは、区内において、教育、住宅、就労など、生活全般の外国人に対する支援が充実していると思いますか（1 つに○）。】

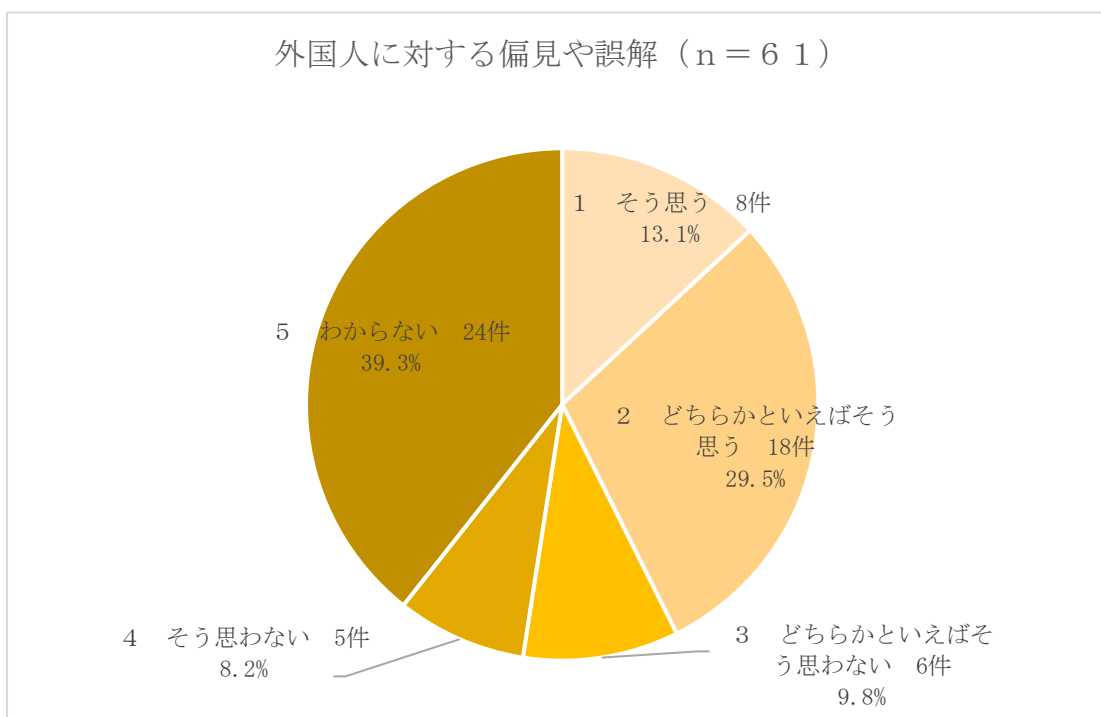


【(A) どのようなものが、充実していないと思いますか。】

※別紙

(2) 外国人に対する偏見や差別

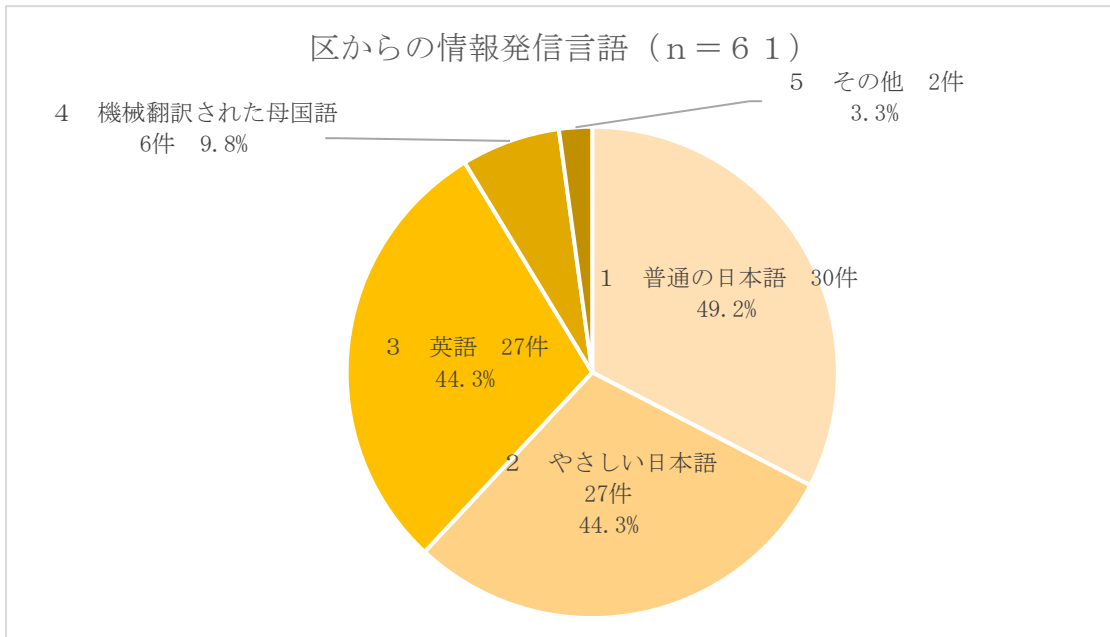
【Q 2. あなたは、区内において、外国人に対する偏見や誤解が減っていると思いますか（1 つに○）。】



3-3 情報発信について

(1) 区からの情報発信言語

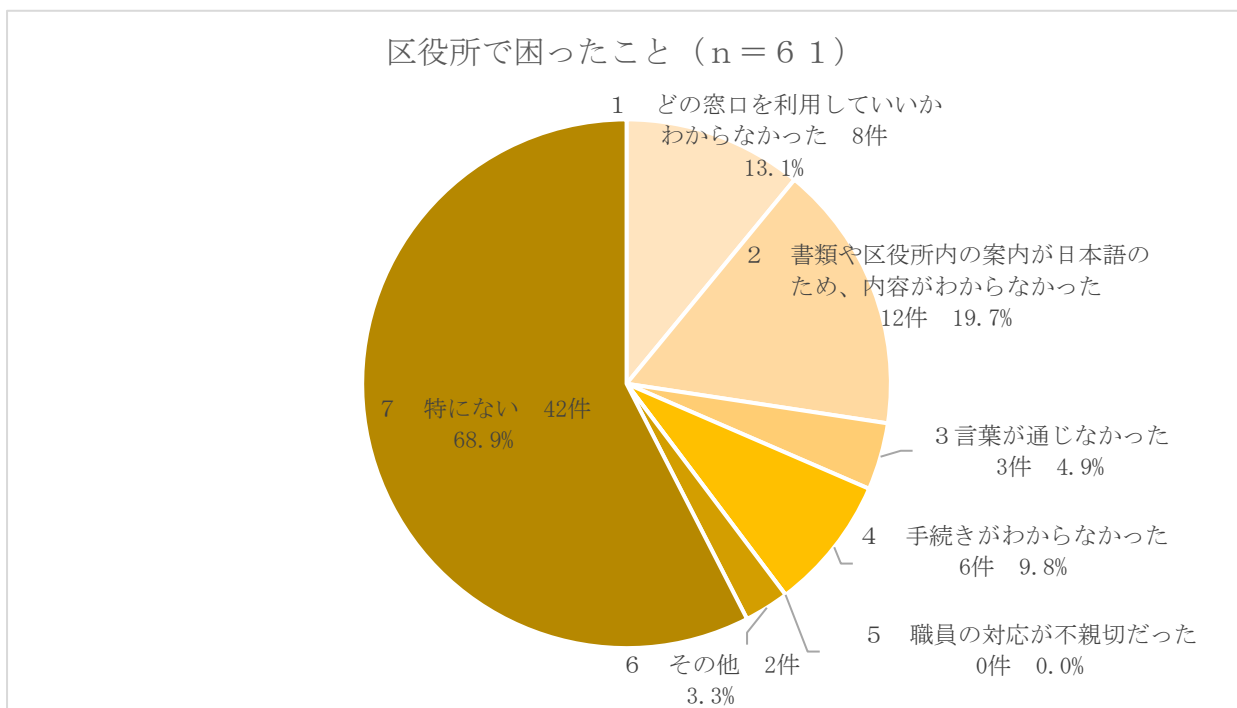
【Q 3. あなたは、どの言語で区の情報発信をしてほしいと思いますか（あてはまるものすべてに○）。】



3-4 行政サービスについて

(1) 区役所利用時に困ったこと

【Q 4. あなたが世田谷区役所を利用したとき、困ったことはありましたか（主なもの3つ以内に○）。】



3-5 その他

(1) 意見や要望

【Q 5. 世田谷区の区政について意見や要望がありましたら自由にご書いてください。】

※別紙

【(A) どのようなものが、充実していないと思いますか。】

※日本語以外の回答については、日本語に翻訳して掲載

私は軽い聴覚障害 6 級です。しかし、私が感じるのはそれ以上の障害を持っていると感じます。何度も都営住宅を申し込んでみましたが、選ばれず不安です。
住居探し、賃貸における差別を防ぐ措置や手伝いを増していただきたい。
住まい
生活全般
年金、イデコ、その他の退職金制度の英語でのサポート。
サポートはまだ受けていません。リクエストもしていないので、確かなことはわかりません。
日本では、外国人が住居（アパート）を探すのは常に困難です。しかし、これについて市や政府はあまりコントロールできず、貸主の偏見によるものだと理解しています。
あまりにも区民が多いせいか・・・全体的な支援はもちろん、外国人へのサポート支援が他の地域（港区や目黒区）に比べて貧弱なイメージ！？
例えば・・・無料の日本語教育や仕事（バイト）斡旋など.. ※遠すぎたり制約が多い。
とても住みやすいです。育児／学校／保育園、税金など、複雑なことについては難しい面があります（しかし、当然のことと思います。）。
日本語のレギュラーレッスン（よりインタラクティブなもの）
ほとんどすべての事務的な書類や情報が日本語で書かれていますが、英語だと助かります。
何の支援もなし
不動産の賃貸はとても難しく、ほぼ不可能です。
入国管理に関する書類は、日本語を母国語としない人が理解できるようにつくりとなっていません。
①外国人向け求人・アルバイト情報、相談センター。十分な情報がありません。
②新しい知識のブラッシュアップや興味深いテーマに関するセミナーなど。
英語版の書類を提供してもらえると助かります。また、区役所に英語を話せる人がいると助かります。

【Q4. あなたが世田谷区役所を利用したとき困ったことはありましたか。（「その他」で記載があった回答）】

手続きに時間がかかるようですが、手続きの多くは、市役所に行かなくてもオンラインでデジタルに完了できるはずだと思います。
意見はございません。

【Q5. 世田谷区の区政について意見や要望がありましたら自由に書いてください。】

※日本語以外の回答については、日本語に翻訳して掲載

私は喫煙者ですが、世田谷区（に限らずですが・・・）喫煙所が少なすぎると思います。住民税もたばこ税もたくさん支払っているのにとても差別的だと感じます。もう少し何とかならないのでしょうか？
特になし
外国人はいつかは離れると思わず、世田谷区だけの制度を作って、外国人に生活面でも安定した生活ができる住宅文化を作って、経済的な助けを与えて住みたい世田谷を作って、離れず地域に役立つ人材と

して世田谷区の愛着信を芽生えさせて、日本だけでなく全世界の世田谷区の名前が上がってほしいです。
特にない
図書館に中国語（原作）の本を増やしてほしいです。
ないです。
いつも親切に対応して頂き感謝しております。
世田谷区３年目ですが、住みやすいと思います。
特にありません。
お疲れ様です。
窓口の職員によって多少対応が違うのは感じていました。質問しても詳しく説明して頂けないことがありましたが、親身になって何度も電話のやりとりに対応して頂き、緑化助成金が無事に申請できました。世田谷区役所みどり政策課の〇〇様、ありがとうございました。
特になし
私には日本人の配偶者がおり、彼女が助けてくれるため、サポートは必要ありません。
世田谷区は住民、特に私たち外国人のニーズに応えるよいサービスを提供しており、素晴らしいと思います。
この機会に、お願いしたいことが２つあります。
１つ目に、記入・提出する書類には英語版があったほうが理解しやすく記入しやすいです。
２つ目に、より多くの機関や施設が外国人を受け付けてくれることを願います。
全体的に、世田谷区はとても住みやすい街です。
なぜこの調査はオンラインで行われないのですか？その方がみんなの作業が減るでしょう。
外国人が日本での生活や法的手続きに慣れるための支援団体や活動があるとよいと思います。
公的手続きと情報のデジタル化を促進することを勧めます。これは外国人だけでなく、日本に住むすべての人に役立ちます。情報がオンラインで明確に入手できるようになれば、人々はいつでも簡単にアクセスでき（直接役所に行く必要がなく）、自分の言語に翻訳することもできるため、世田谷区がすべての情報をさまざまな言語に翻訳するためのむだな費用がなくなります。
また、政府のウェブサイトには、優れた／最新のUX/UI デザイナーを採用することをお勧めします。
昔から、日本語のウェブサイトは（特に外国人にとって）非常に遷移が分かりにくいです
[不便、不満]
もっと区にある外国人関連サービス及び支援に関する情報提供を幅広く知ることができるよう、もう少し努力していただけると有難いです。
英語を話す人が十分でないため、妻はしたいことのすべてをすることはできません。 私の日本語は会話レベルにすぎません。
日本語を学びたいです。日本語を学びたい人のための無料の講座があるべきです。
来月、妻が日本に来ます。
彼女は日本語の勉強を始めるのが楽しみでたまらないようですが、色々な費用に加え、日本語講座の費用を捻出するのは難しいです。
マイナンバーカードの申請、更新手続きをもっと簡単化にして欲しい。
世田谷区は素晴らしいコミュニティです！いつも親切なサービスをありがとうございます！

ハザードマップはとても参考になりました。住民として、緊急時にどこに避難すべきかを知るのに役立ちました。ありがとうございました！ 季節ごとに健康診断が受けられます！コロナウイルスの予防接種に関する情報が充実していました！ 全般的にサービスがよいです。ありがとうございます。
日本人の妻の助けがなければ、区から送られてくる公式の書類（例：ワクチンの書類）を理解するのはとても難しかったと思います。簡単な日本語と英語があれば良いと思います。QRコードをスキャンして英訳を表示できるようにしてほしいです。今回のアンケートありがとうございました！
来日間もなくの外国人は日本のことをあんまり知りませんので、外国人に対する各種のご指導をもっと多く行ってほしいです。（小学生を指導するようにね😊）
外国人である私たちにとって、重要な書類は英語版があった方が楽だと思いました。
外国人を対象とする日本語教室をもっと増やしてほしい。
とても良かったです。ただ一つ、不動産の賃貸は難しい、すごく難しいです。
生活、文化、教育、関連分野のセミナーを英語（日本語）で...外国人だけでなく、日本人も対象のものがあるとよいと思います。ありがとうございました。
外国人に対する偏見をなくし、より多くの書類を用意してください。
英語で提供される書類がもっと必要だということ以外は、市役所で働く人たちの対応は本当によかったです。彼らは英語は話せませんが、とても親切で理解のある方たちでした。ありがとうございました。
区役所で英語を話せる人が外国人をサポートできる日時を周知／共有していただけると助かります。マイナンバーの制度や手続きがよくわかりません。
区から届く請求書をオンラインで閲覧できるようにしてほしいです。クレジットカードでオンライン決済したいです。
ボランティアやレクリエーションなど、地域のイベントやお祭りについてもっと知りたいです。

令和6年度アンケート調査等の実施について

世田谷区第二次多文化共生プランにおいて設定している数値目標の達成状況を把握するため、「世田谷区民意識調査」及び「外国人アンケート調査」を実施します。

※世田谷区第二次多文化共生プランにおける数値目標

基本方針	重点施策	調査項目	数値			調査手法
			直近の状況 (2023年度)	目標値 (2025年度末)	目標値 (2027年度末)	
—		多文化共生が進んでいると思う区民の割合	37.7%	50%	55%以上	世田谷区民意識調査(※1)
基本方針1 誰もが安心して暮らせるまちの実現 … 言葉や文化の違いによる生活上の不便や不安を解消できるように、多言語、「やさしい日本語」での情報提供や日本語学習の支援をはじめとした、生活全般にわたっての支援を行います。	【重点施策①】 生活基盤の充実 生活情報の提供や相談体制の整備のほか、生活全般にわたる支援を充実させることで、安心して暮らせるまちが実現します。	外国人等の生活基盤が充実していると思う区民の割合	52.5%	65%	75%以上	外国人アンケート調査(※2)
基本方針2 地域社会における活躍の推進 … 外国人等が、地域社会の一員として様々な活動に参加し貢献できるように、外国人等自らが地域課題を捉え、参画する機会をつくります。	【重点施策②】 地域活動への参加促進 外国人等が地域活動に参加することで、新たな視点や発見が期待できるなど、日本人住民・外国人住民双方の多文化共生の意識が広がります。	外国人等の地域活動への参加が進んでいると思う区民の割合	15.6%	25%	30%以上	世田谷区民意識調査
基本方針3 多文化共生の意識づくり及び偏見・差別の解消 … 誰もが参加しやすい、多様な文化についての理解を深める機会をつくるとともに、人権に関する意識の醸成等を通じ、外国人等への偏見や差別の解消をめざします。	【重点施策③】 多様な文化を受け入れる意識の醸成 互いの文化や習慣等への理解を深め人権を尊重し合うことで、偏見や差別の解消に繋げることができます。	外国人等に対する偏見や差別が減少していると思う区民の割合	31.1%	40%	45%以上	世田谷区民意識調査
			42.6%	50%	55%以上	外国人アンケート調査

(※1)世田谷区民意識調査…区内在住の18歳以上の方(外国人住民含む)のうち、住民基本台帳から統計的手法に基づき無作為に抽出して実施。(別紙1)

(※2)外国人アンケート調査…区内在住の18歳以上の外国人住民のうち、住民基本台帳から統計的手法に基づき無作為に抽出して実施。(別紙2)

世田谷区民意識調査について

1 目的

区民が区政に対してどのような意見を持っているかを把握し、今後の区政を進めていくうえでの基礎資料とするため。多文化共生については、世田谷区第二次多文化共生プラン（以下「第二次プラン」という。）の数値目標としている項目について設問する。

2 対象者

世田谷区在住の満 18 歳以上の男女 5,000 人（外国人住民含む）

3 調査期間

令和 6 年 5 月 15 日～6 月 5 日

4 調査方法

郵送配布・回収またはインターネットによる回答

5 調査項目

定住性、職員応対、福祉と医療、子育て・子ども等区政全般に関する項目

多文化共生に関しては、第二次プランにて数値目標としている以下の項目

- ・世田谷区は多文化共生が進んでいると思いますか。
- ・外国人等の地域活動への参加が進んでいると思いますか。
- ・区内において外国人等に対する偏見や差別が減少していると思いますか。

6 集計結果の公表

広報広聴課が報告書を作成し、区ホームページ及び区立施設（区政情報センター・コーナー、図書館）において公表する。概要版については英語版も作成している。

7 スケジュール

令和 6 年 5 月 15 日 調査票発送

6 月 5 日 調査票回収締切

9 月 初旬 報告書の外部公表（予定）

文 化 活 動

（全員の方に）

問27 あなたは、区内にある美術館や文学館、劇場、文化財・史跡などの文化資源について、どの程度、ご存知ですか。次の（１）から（３）の項目について、あてはまるものを選んでください。

（○はそれぞれ１つずつ）

	行ったこと がある	知っているが、 行った ことはない	聞いたこと がある	知らない
（１）世田谷美術館や世田谷文学館、世田谷パブリックシアターなどの公立の文化施設	1	2	3	4
（２）五島美術館や大学付属の博物館などの民間の文化施設	1	2	3	4
（３）世田谷代官屋敷や郷土資料館、次大夫堀公園民家園、野毛大塚古墳などの歴史的な文化資源	1	2	3	4

多 文 化 共 生

（全員の方に）

問28 あなたは、「外国人住民と日本人住民が共に暮らす」という視点からみて、世田谷区は多文化共生が進んでいると思いますか。（○は１つ）

- | | |
|------------------|----------|
| 1 そう思う | 4 そう思わない |
| 2 どちらかといえばそう思う | 5 わからない |
| 3 どちらかといえばそう思わない | |

（全員の方に）

問29 区では、外国人などが地域住民の一人として地域社会に参加・活躍できるように、地域のおまつりや防災訓練、ボランティア活動などへの参加を促進しています。

あなたは、外国人等の地域活動への参加が進んでいると思いますか。（○は１つ）

- | | |
|------------------|----------|
| 1 そう思う | 4 そう思わない |
| 2 どちらかといえばそう思う | 5 わからない |
| 3 どちらかといえばそう思わない | |

（全員の方に）

問30 区では、多様な文化を理解し合える交流イベントなどを開催し、区民一人ひとりが互いの文化について理解を深め、偏見や差別を解消することで、多文化共生社会の実現を目指しています。

あなたは、区内において外国人等に対する偏見や差別が減少していると思いますか。（○は１つ）

- | | |
|------------------|----------|
| 1 そう思う | 4 そう思わない |
| 2 どちらかといえばそう思う | 5 わからない |
| 3 どちらかといえばそう思わない | |

令和 6 年度外国人アンケート調査について

1 目的

世田谷区第二次多文化共生プラン（以下「第二次プラン」という。）の数値目標として掲げている項目の調査に加え、区内在住外国人の生活状況や課題についての情報を収集し、多文化共生施策のさらなる充実を目指すため。

2 対象者

区内在住外国人 1,000 人

内訳（１）無作為で抽出した 18 歳以上の外国人居住者 500 人

（２）在留資格「永住者」「特別永住者」以外かつ区内在住 5 年未満の者 500 人

3 調査期間

令和 6 年 5 月 31 日～7 月 5 日

4 調査方法

郵送配布・回収またはインターネットによる回答

5 アンケート項目

①回答者の属性

②日常生活に関する質問（※第二次プランの数値目標項目）

③せたがや国際交流センター（クロッシングせたがや）について

④情報発信について

⑤その他

6 集計結果の公表

区 HP でアンケート結果の概要を公開する。第二次プランの数値目標としている 2 項目については、「令和 5 年度多文化共生プラン取組み状況報告書」にも掲載する。なお、数値目標においては無作為抽出で得られた結果を指標としているため、掲載する結果は無作為抽出の 500 名分のみとする。

7 スケジュール

令和 6 年 5 月 31 日 アンケート発送

7 月 5 日 アンケート回答締切

8 月 中旬 HP にてアンケート結果公表（予定）

あ ん け ー と せたがやく おこな
このアンケートは世田谷区が 行 っています

あなた（かいとうしゃ回答者）について

せ た が や く が い こ く じ ん く み ん あ ん け ー と 世田谷区における外国人区民へのアンケート

せたがやく こくせき と だれ く たぶんかきょうせいしゃかい め ぎ
世田谷区は、国籍を問わず誰もが暮らしやすい多文化共 生 社会を目指しています。

あ ん け ー と く ない す が い こ く じ ん く み ん みな せいかつ ようす せたがやく たい
このアンケートは、区内に住んでいる外国人区民の皆さんに生活の様子や世田谷区に対す

いけん ようぼう き けっか たぶんかきょうせいしゃかい め ぎ しさく かつよう
る意見や要望を聞き、その結果を多文化共 生 社会を目指す施策のために活用します。

みな こえ が い こ く じ ん く やくだ あ ん け ー と
皆さんの声が、外国人にとっても暮らしやすいまちづくりに役立ちます。ぜひアンケート

きょうりよく
にご 協 力 ください。

あ ん け ー と ようし しつもん かいとう か れ い わ ねん ねん
このアンケート用紙に、質問の回答を書いて、**令和6年（2024年）**

がつ にち いっしょ ちい ふうとう
7月5日（金曜日）までに、一緒にいれてある小さい封筒にいれて、

きって は ゆうびん ぽ す と
切手を貼らずに郵便ポストにいれてください。

き に ゆう ねが ご記入にあたってのお願い

1. 封筒に名前が書かれてある方が答えてください。
2. 黒のボールペンまたは鉛筆で書いてください。
3. 最初から1問ずつ、最後まで答えてください。
4. 答えは、あてはまる番号に○をつけてください。
5. （1つに○）（あてはまるもの全てに○）など、質問によって○をつける数が違います。
6. それぞれの質問をよく読んでから答えてください。
7. このアンケートを書いた日の情報で答えてください。

と あ お問い合わせ

せ た が や く せいかつぶんか せいさく ぶ ぶんか こくさいか
世田谷区 生活文化政策部 文化・国際課

TEL 0 3 - 6 3 0 4 - 3 4 3 9
 (午前9時～午後5時)
 ※土、日、祝 日を除く

FAX 0 3 - 6 3 0 4 - 3 7 1 0

あ ん け ー と にほんご えいご
このアンケートは日本語のほか英語（English）、

ちゅうごくご かんこくご げんご
中国語（中文）、韓国語（ 한국어 ）の3言語がありま

す。必要な方は右の二次元コードから印刷して使っ

てください。また、日本語と英語は、右の二次元

コードからオンラインでも回答できます。



F 1. あなたの性別はどれですか（1つに○）。

1. おとこ 男 2. おんな 女 3. その他（ ） 4. こた 答えたくない

F 2. あなたの年齢はどれですか（1つに○）。

1. 1 8 ～ 1 9 歳 2. 2 0 ～ 2 9 歳 3. 3 0 ～ 3 9 歳 4. 4 0 ～ 4 9 歳
5. 5 0 ～ 5 9 歳 6. 6 0 ～ 6 9 歳 7. 7 0 ～ 7 9 歳 8. 8 0 歳以上

F 3. あなたの国籍・地域はどれですか（1つに○）。

1. ちゅうごく 中国 2. かんこく 韓国 3. ちょうせん 朝鮮 4. べいこく 米国 5. たいわん 台湾
6. ふ い り び ん フィリピン 7. えいこく 英国 8. べ と な む ベトナム 9. ふ ら ん す フランス 1 0. ね ば ー る ネパール
- 1 1. い ん ど インド 1 2. その他（ ）

F 4. あなたの日本での在留資格はどれですか（1つに○）。

1. ていじゅうしゃ 定住者 2. にほんじん はいぐうしゃなど 日本人の配偶者等 3. えいじゅうしゃ 永住者
4. えいじゅうしゃ はいぐうしゃなど 永住者の配偶者等 5. とくべつえいじゅうしゃ 特別永住者 6. ぎじゆつ じんぶんち しき こくさいぎようむ 技術・人文知識・国際業務
7. りゅうがく 留学 8. かぞくたいざい 家族滞在 9. とくていかつどう 特定活動 1 0. ぎ の う 技能
- 1 1. とくていぎのう 特定技能 1 2. ぎのうじっしゅう 技能実 習 1 3. その他（ ）

F 5. あなたの職 業 は次のどれですか。なお、2つ以上あてはまる場合は、主な職 業 を選んでください（1つに○）。

1. じえいぎようしゃ けいえいしゃ 自営業者・経営者 2. かいしゃ やくいん 会社などの役員 3. せいしゃいん 正社員
4. けいやくしゃいん はけんしゃいん 契約社員・派遣社員など（働 く期間が決まっている人） 5. ば ー と ある ば い と パート・アルバイト
6. せんぎようし しゅふ 専業主婦・主夫 7. がくせい 学生 8. むしよく 無職 9. その他（ ）

F 6. あなたは日本にどのくらいの期間住んでいますか。来日（転入・転出）を繰り返している場合は、日本に住んでいる期間の合計を答えてください（1つに○）。

1. ねんみまん 1 年未満 2. ねんいじょう ねんみまん 1 年以上～3 年未満 3. ねんいじょう ねんみまん 3 年以上～5 年未満
4. ねんいじょう ねんみまん 5 年以上～1 0 年未満 5. ねんいじょう ねんみまん 1 0 年以上～2 0 年未満 6. ねんいじょう 2 0 年以上
7. う 生まれたときからずっと

にちじょうせいかつ
日常生活について

Q1. あなたは、世田谷区内において、教育、住宅、就労など、生活全般の外国人住民に対する支援が充実していると思いますか（1つに○）。

1. そう^{おも}思う 2. どちらかといえ^{おも}ばそう^{おも}思う 3. どちらかといえ^{おも}ばそう^{おも}思わない
4. そう^{おも}思わない 5. わからない
- 3か4を^{えら}んだら、(A)の^{しつもん}質問にも^{こた}答えてください。

(A) どのようなものが、充実じゅうじつしていないと思いますか（下の枠おもの中に記入した わく なか きにゆうしてください）。

Q2. あなたは、世田谷区内において、外国人住民に対する偏見や差別が減っていると思いますか（1
つに○）。

1. そう思う 2. どちらかといえばそう思う 3. どちらかといえばそう思わない
4. そう思わない 5. わからない

せたがや^{こくさいこうりゅう}国際交流^{せんたー}センター（クロッシング^{くろっしんぐ}せたがや）について

Q3. 世田谷区では、多文化共生に関する交流や情報発信の場所として、令和2（2020）年にせたがや国際交流センター（クロッシングせたがや）を開きました。せたがや国際交流センター（クロッシングせたがや）では、外国にルーツのある人や、地域で活動している団体、国際交流や多文化共生に興味のある人に向け、暮らしに役立つ情報提供、暮らしにおける困りごとの相談窓口の案内や地域活動団体の紹介を行っています。

あなたは、せたがや国際交流センター（クロッシングせたがや）を知っていますか。

※せたがや国際交流センター（クロッシングせたがや）のホームページはこちら→



1. 知っている、利用したことがある 2. 知っているが、利用したことがない 3. 知らない

Q4. せたがや国際交流センター（クロッシングせたがや）にどのような取り組みを進めてほしいですか（あてはまるものすべてに○）。

1. 困りごとの相談 2. にほんご交流会 3. 区内まち歩きツアー
4. 多文化理解への取り組み 5. English Table 6. 子ども向け企画（絵本の読み聞かせなど）
7. その他（ ）

じょうほうはっしん
情報発信について

Q5. 世田谷区では、外国人住民向けに、生活に必要な暮らしの情報や世田谷区の情報をまとめたホームページを作成しています。あなたは、世田谷区のホームページでどのような情報を知りたいですか（あてはまるものすべてに○）。※外国人住民向けホームページはこちら→ 



- | | | |
|---------------------|-------------------------|-------------|
| 1. ごみの分け方、出し方などのルール | 2. 外国人向けの情報 | 3. 区政情報 |
| 4. イベント情報 | 5. 病院や医療に関する情報 | 6. 災害に関する情報 |
| 7. 税金や年金に関する情報 | 8. 子育てや教育に関する情報 | |
| 9. 区内施設利用に関する情報 | 10. 町会・自治会・NPOなどの地域活動情報 | |
| 11. その他（ ） | | |

Q6. あなたが世田谷区のホームページを利用するとき、言葉がわかりにくいなど困ったことはありますか（自由に書いてください）。

その他^た

Q7. 世田谷区の区政について意見や要望がありましたら自由に書いてください。

きょうりよく
ご協力ありがとうございました。

世田谷区第二次多文化共生プランにおける新規事業

方針	施策	第二次多文化共生プラン新規事業
基本方針 1 誰もが安心して暮らせるまちの実現 ・ ・ ・ 言葉や文化の違いによる生活上の不便や不安を解消できるように、多言語、「やさしい日本語」での情報提供や日本語学習の支援をはじめとした、生活全般にわたっての支援を行います。	（１）日本語支援の充実 外国人等が地域社会で自立した生活を送るために必要な日本語を習得できるよう、学習機会を拡充させるほか、必要に応じて日本語の支援を行います。	新規事業名：オンラインでの日本語学習に関するウェブサイト等の情報提供＞＞＞第二次プラン P 3 7 ▶日本語を学びたいが、時間や場所に制限がある外国人等に対し、オンラインで自主学習ができるツール等の紹介・提供を行います。
		【具体的な方向性】 区ホームページの外国人住民向けページにおいて、文化庁（「つながるひろがるにほんごでの暮らし」）やNHK（「NHK WORLD-JAPAN」）、国際交流基金（「まるごと日本語オンラインコース」）等が運営するオンライン日本語学習サイトの案内を行います。
基本方針 2 地域社会における活躍の推進 ・ ・ ・ 外国人等が、地域社会の一員として様々な活動に参加し貢献できるように、外国人等自らが地域課題を捉え、参画する機会をつくります。	（１）多文化共生の地域交流促進 地域住民との相互理解を深めるための様々な交流事業の開催や、外国人等が地域で活躍できる場をつくることにより、地域の多文化共生を推進します。	新規事業名：多文化共生の地域づくりに関する担い手の育成＞＞＞第二次プラン P 4 8 ▶日本語学習支援ボランティアの養成講座や多文化理解講座などの実施により、多文化共生の地域づくりの担い手となる人材を育成し、外国人住民との交流や日本語学習の支援などに活かしていきます。
	（２）地域活動への参加促進【重点】 外国人等が地域住民の一人として地域社会に参加・活躍できるように、地域コミュニティやボランティア活動への参加を促進します。	【具体的な方向性】 せたがや国際交流センター（クロッシングせたがや）と連携しながら、日本語サポーター講座や多文化理解講座等の受講者に対して関係イベント等の周知を行い次の活動の場につなげられるような仕組みづくりを図ります。
	（３）区政への参画推進 区政に参加できる機会として、調査や交流イベントを実施し、外国人等の視点や経験等を活かした意見を聴いていきます。	新規事業名：区内におけるイベントや地域活動等の情報提供＞＞＞第二次プラン P 4 9 ▶区内のイベントや地域活動などの一覧をホームページ等で掲載し、外国人等の参加促進を図ります。
		【具体的な方向性】 意識・実態調査では、地域活動時に必要なサポートとして「地域活動の情報を提供してほしい」と答えた外国人住民が54.1%と最も多い結果となりました。地域活動に参加したいと感じている外国人住民に情報が十分に届くよう、区ホームページやせたがや国際交流センター（クロッシングせたがや）において情報を効果的に発信できるよう検討します。
		新規事業名：日本人住民への意識調査＞＞＞第二次プラン P 5 0 ▶日本人住民の多文化共生に関する意見等を反映させるため、調査を実施します。
基本方針 3 多文化共生の意識づくり及び偏見・差別の解消 ・ ・ ・ 誰もが参加しやすい、多様な文化についての理解を深める機会をつくるとともに、人権に関する意識の醸成等を通じ、外国人等への偏見や差別の解消をめざします。	（１）多様な文化を受け入れる意識の醸成【重点】 多様な文化を理解し合える交流イベント等を開催し区民一人ひとりが、自らのルーツとなる言語や文化、また互いの言語や文化について理解を深め、人権を尊重し合いながら共に暮らしていける多文化共生の意識づくりを推進します。	新規事業名：多文化共生啓発リーフレット等の作成・配布＞＞＞第二次プラン P 5 3 ▶区の多文化共生について紹介した啓発リーフレットを作成し、配布を行います。
		【具体的な方向性】 令和5年度の「外国人との意見交換会」において、多文化共生をわかりやすく伝えるためのリーフレットやパンフレット案をテーマに意見交換を行いました。意見交換会で出た案を参考に、多文化共生の意識啓発を行うためのリーフレットや動画の作成を検討します。